

島根県報

平成28年3月25日(金)

号外 第 4 4 号 (毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	次

【監査公表】

平成27年度行政監査の結果の公表	2
平成27年度財政的援助団体等監査の結果の公表	14
平成27年度包括外部監査の結果の公表	39

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した平成27年度行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

島根県監査委員 角 智 子

同 中島謙二

同 錦織厚雄

同 後藤 勇

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

許認可等に係る事務処理について

2 選定理由

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公正の確保、透明性の向上、事務処理 の迅速化、簡素化及び効率化が求められている。

一方で、行政手続法及び島根県行政手続条例(以下「行政手続条例」という。)の施行から20年が経過したが、近年、許可基準の運用や個人情報の取扱いに不適切な対応が見受けられたことから、許認可等の事務が法令等の定めに従い、適正かつ迅速に執行されているかの観点から行政監査を実施し、今後の行政サービスの向上及び事務の適正化に資することとする。

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

- ア 許認可等の事務処理体制は適切か。
- イ 許認可等の事務は適切かつ迅速に行われているか。
- ウ 許認可等の事務の簡素化・効率化に努めているか。

4 監査実施機関(別表1)

(1) 本監査を実施するに当たり、平成26年度の許認可等の事務処理の状況について把握するため、知事部局、企業局、 病院局、県議会事務局、教育庁、警察本部、各委員会事務局に事前調査を行ったところ、46所管課において594事 務の該当があった。

この中から、各部局の処理事務数の割合や事務の内容を考慮の上、30事務を抽出し、それらの事務を執行している51機関を監査実施機関とした。

(2) 行政手続条例を所管する総務部人事課を監査実施機関とした。

5 監査実施期間

平成28年1月6日(水)~同月8日(金)

6 監査の実施方法

監査は、監査実施機関52機関のうち、10機関について実地監査を、42機関について書面監査を行った。

(別表1)

監査対象事務等及び監査実施月日一覧

	所管課	No.	許認可等事務名	処分機関	監査実施月日
			(監査対象事務)	(監査実施機関)	
環境	廃棄物対策課	1	産業廃棄物収集運搬業の新規許	廃棄物対策課	1月8日
生活			可、更新許可	松江保健所	1月6日
部				浜田保健所	1月6日
健	健康推進課	2	調理師免許証交付	健康推進課	1月6日
康		3	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	健康推進課	1月6日
福	高齢者福祉課	4	介護支援専門員証の交付	高齢者福祉課	1月6日
祉		5	居宅サービス事業者の指定更新	高齢者福祉課	1月7日
部	障がい福祉課	6	特別児童扶養手当の受給資格認定	障がい福祉課	1月7日

		7	自立支援医療費の支給認定	心と体の相談センター	1月6日
	薬事衛生課	8	毒物劇物販売業の登録	出雲保健所	1月6日
				益田保健所	1月6日
		9	麻薬取扱者免許	薬事衛生課	1月8日
		10	食品営業許可	松江保健所	1月6日
				浜田保健所	1月6日
農	農業経営課	11	農地転用許可 (2 ha以下)	東部農林振興センター	1月6日
林				西部農林振興センター	1月6日
水		12	農地等の転用のための権利移動の	東部農林振興センター	1月6日
産			許可 (2 ha以下)	西部農林振興センター	1月6日
部	農産園芸課	13	島根県エコロジー農産物推奨	東部農林振興センター	1月6日
				西部農林振興センター	1月6日
	森林整備課	14	保安林内の立竹の伐採、家畜の放	東部農林振興センター	1月6日
			牧、土地の形質変更等の許可	西部農林振興センター	1月6日
		15	狩猟者登録	森林整備課	1月7日
				東部農林振興センター	1月6日
				西部農林振興センター	1月6日
	水産課	16	海面漁業の許可	隠岐支庁水産局	1月6日
				松江水産事務所	1月6日
商工労	産業振興課	17	電気工事業登録等	産業振興課	1月7日
働部					
土	土木総務課	18	建設業の許可	土木総務課	1月8日
木	道路維持課	19	道路占用許可	松江県土整備事務所	1月6日
部				浜田県土整備事務所	1月6日
		20	特殊車両通行許可	出雲県土整備事務所	1月6日
				浜田県土整備事務所	1月6日
	河川課	21	工作物の新設等の許可	出雲県土整備事務所	1月6日
				益田県土整備事務所	1月6日
	港湾空港課	22	港湾施設使用許可	隠岐支庁県土整備局	1月6日
				浜田港湾振興センター	1月6日
	建築住宅課	23	宅地建物取引士証の交付	建築住宅課	1月7日
		24	建築確認	隠岐支庁県土整備局	1月6日
				益田県土整備事務所	1月6日
教育委	学校企画課	25	教育職員の免許状授与・免許状更	学校企画課	1月8日
員会			新		
警	生活安全企画課	26	風俗営業等の許可等	出雲警察署	1月6日
察				益田警察署	1月6日
本		27	猟銃等の所持許可(新規所持許可)	生活安全企画課	1月8日
部		28	猟銃等の所持許可 (更新)	松江警察署	1月6日
				浜田警察署	1月6日
	交通規制課	29	道路の使用の許可	高速道路交通警察隊	1月6日
				出雲警察署	1月6日

				益田警察署	1月6日	
		30	自動車の保管場所証明	松江警察署	1月6日	
				浜田警察署	1月6日	
	計		30許認可等事務	延べ51機関		
総務部	人事課	31	行政手続条例の所管課	人事課	1月6日	
	合 計			延べ52機関		
	書面監査1月6日 実地監査1月7日、8日					

第3 監査結果

1 許認可等事務の状況

(1) 監査対象事務及び監査実施機関

監査対象とした30事務の受付機関(申請の提出先とされている機関)と処分機関(申請に対する処分を行う機関)の状況は、表1のとおりである。

受付機関と処分機関が同一であるものは19事務(延べ38機関)、異なるものは11事務(延べ13機関)である。なお、異なるもののうち、受付機関が県以外(市町村等)であるものは5事務あった。

表 1 監査対象事務等一覧

衣!						
所管課		No.	許認可等事務名	処理件数	受付機関	処分機関
			(監査対象事務)	(H26年度)		(監査実施機関)
環境	廃棄物対策課	1	産業廃棄物収集運搬業の新規	135	処分機関に同じ	廃棄物対策課
生活			許可、更新許可	54	処分機関に同じ	松江保健所
部				23	処分機関に同じ	浜田保健所
健	健康推進課	2	調理師免許証交付	283	保健所·安来市	健康推進課
康		3	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	498	保健所	健康推進課
福	高齢者福祉課	4	介護支援専門員証の交付	662	処分機関に同じ	高齢者福祉課
祉		5	居宅サービス事業者の指定更	311	高齢者福祉課、地域	高齢者福祉課
部			新		福祉課石見スタッフ	
	障がい福祉課	6	特別児童扶養手当の受給資格認定	940	市町村	障がい福祉課
	7 自立支援医療費の支給認定		17, 553	市町村	心と体の相談センター	
	薬事衛生課 8 毒物劇物販売業の登録		109	処分機関に同じ	出雲保健所	
				26	処分機関に同じ	益田保健所
		9	麻薬取扱者免許	1, 363	保健所	薬事衛生課
		10	食品営業許可	1, 206	処分機関に同じ	松江保健所
				461	処分機関に同じ	浜田保健所
農	農業経営課	11	農地転用許可 (2 h a 以下)	92	市町村農業委員会	東部農林振興センター
林				58	市町村農業委員会	西部農林振興センター
水		12	農地等の転用のための権利移	87	市町村農業委員会	東部農林振興センター
産			動の許可 (2 h a 以下)	174	市町村農業委員会	西部農林振興センター
部	農産園芸課	13	島根県エコロジー農産物推奨	592	処分機関に同じ	東部農林振興センター
				616	処分機関に同じ	西部農林振興センター
	森林整備課	14	保安林内の立竹の伐採、家畜の	130	処分機関に同じ	東部農林振興センター
			放牧、土地の形質変更等の許可	218	処分機関に同じ	西部農林振興センター
		15	狩猟者登録	127	処分機関に同じ	森林整備課

報

(2) 審査基準の設定及び公表 (注1)

計

審査基準は28事務で設定されており、そのうち27事務で公表されていた。

30許認可等事務

公表方法としては、「地方機関等の受付機関」への備付けが22事務で最も多かった。(表2参照)

審査基準の設定がされていない理由は、法令等の定めにより判断できるため(2事務)であった。

また、公表がされていない理由は、既に公表されている法令等を基準としているため(1事務)であった。

許認可等の実務上の事務処理は、マニュアルや手引書等により行われているが、行政手続条例上の審査基準の存在が職員に認識されておらず、改正が行われていないものや、所管課からの審査基準の改正通知が、地方機関において反映されていないものが一部に見受けられた。

2,887

59,016 件

処分機関に同じ

浜田警察署

延べ51機関

また、行政手続条例を所管する人事課においては、「審査基準等の設定や公表は、許認可等の事務を所掌する部

局で、同条例に基づき適正に対応されている。」との認識から、積極的な注意喚起、周知等が行われていなかった。 (注1)審査基準の設定及び公表

【行政手続条例】

- 第 5 条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するため に必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務 所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

表 2 審査基準の設定及び公表

設定がある	公表している							
事務数	事務数	公表の方法 (複数回答あり)						
		地方機関等の	本 庁	ホームページ	その他			
		受付機関	所管課					
28	27	22	19	17	5			

(3) 標準処理期間の設定及び公表(注2)

標準処理期間は24事務で設定されており、設定された事務のすべてで公表されていた。

公表方法としては、「地方機関等の受付機関」への備付けが18事務で最も多かった。(表3参照)

標準処理期間の設定がされていない理由は、受付後すぐに処理するため (5事務)、締日を定めているため (1事務)であった。

(注2)標準処理期間の設定及び公表

【行政手続条例】

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

表3 標準処理期間の設定及び公表

設定がある	公表している						
事務数	事務数	公表の方法 (複数回答あり)					
		地方機関等の	本 庁	ホームページ	その他		
		受付機関	所管課				
24	24	18	12	11	6		

2 許認可等事務の処理体制

(1) 受付窓口の表示等

受付窓口の表示等の状況は、表4のとおりである。

受付機関と処分機関が同一である19事務・延べ38機関のうち、16事務・延べ29機関において、室内又は室外に案内表示がされていた。

申請書様式等の備付けは、延べ36機関において、手引き等の備付けは、延べ33機関においてそれぞれ行われていた

なお、申請者が特定されていることや毎年申請者が限られていることなどの理由から、窓口表示や申請書様式等

の備付け等が行われていない機関もあった。

表 4 受付窓口の表示及び申請書様式等の備付

事	許認可等事務名	受付機関	受付机	幾関の窓!	1表示		様式等	手引き等の備付		
務				ı	T		備付 ■		ı	T
No.			室外	室内	机上	窓口	HP掲載	交付	閲覧	HP掲載
			表示	表示	表示		(必要			(必要
							に応じ			に応じ
							提供)			提供)
1	産業廃棄物収集運搬	廃棄物対策課					0			0
	業の新規許可、更新	松江保健所				0	0	0		0
	許可	浜田保健所	0			0	0	0		0
4	介護支援専門員証の交付	高齢者福祉課					0			0
8	毒物劇物販売業の登	出雲保健所	0			0	0	0		0
	録	益田保健所	0	0			0			0
10	食品営業許可	松江保健所	0	0		0	0	0		0
		浜田保健所	0	0		0	0	0		0
13	島根県エコロジー農	東部農林振興センター					0			0
	産物推奨	西部農林振興センター				0	0			0
14	保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、	東部農林振興センター	0				0			0
	土地の形質変更等の許可	西部農林振興センター			0		0			0
15	狩猟者登録	森林整備課			0	0	0	0		0
		東部農林振興センター	0			0	0	0	0	0
		西部農林振興センター			0	0	0	0		0
16	海面漁業の許可	隠岐支庁水産局					0			
		松江水産事務所			0	0				
17	電気工事業登録等	産業振興課		0			0			0
19	道路占用許可	松江県土整備事務所		0		0	0			0
		浜田県土整備事務所		0		0	0			0
20	特殊車両通行許可	出雲県土整備事務所								
		浜田県土整備事務所		0						
21	工作物の新設等の許	出雲県土整備事務所	0	0		0	0			0
	可	益田県土整備事務所	0				0			
22	港湾施設使用許可	隠岐支庁県土整備局					0			0
		浜田港湾振興センター				0	0	0		
24	建築確認	隠岐支庁県土整備局			0		0		0	
		益田県土整備事務所	0			0	0		0	
25	教育職員の免許状授与・免許状更新	学校企画課		0		0	0		0	0
26	風俗営業等の許可等	出雲警察署	0	0	0	0	0		0	0
		益田警察署	0	0	0	0	0		0	0
28	猟銃等の所持許可	松江警察署	0	0	0	0	0		0	0
	(更新)	浜田警察署			0	0	0		0	0
29	道路の使用の許可	高速道路交通警察隊			0	0	0		_	0

		出雲警察署	0	0	0	0	0	0		0
		益田警察署	0	0	0	0	0	0		0
30	自動車の保管場所証	松江警察署	0	0	0	0	0	0		0
	明	浜田警察署		0	0	0	0	0	0	0
	合計 (19事務)	延べ38機関	16	16	14	25	35	13	9	30

(2) 新任担当職員・実務担当職員の研修

新任担当職員及び実務担当職員の研修状況は、表5のとおりである。

新任担当職員研修では14事務が、実務担当職員研修では9事務が実施されていなかった。

研修が実施されていない各事務については、事務引継や事務処理要領等により対応、所管課や職場内で相談できる体制を確保、担当者会議等を活用した情報交換や制度改正時に説明会を実施などによって対応されていた。

また、地方機関の職員に専門研修を受講させたいが予算に制約がある、各機関において工夫された取組内容が共 有化されていないなどの意見もあった。

表 5 新任及び実務担当者職員研修の状況

区 分	実施	未実施	計
新任担当職員研修	16事務	14事務	30事務
実務担当職員研修	21事務	9 事務	30事務

3 許認可等事務の処理状況

(1) 事務処理の進行管理

事務処理の進行管理については、帳簿、Excelファイル等の申請受付簿等(表6)、或いはこれらを併用しているものなど、各機関により様々な方法で行われていた。

上司等による確認は、これらの申請受付簿等を利用して、いずれの機関においても概ね行われていたが、一部に 不十分な機関も見受けられた。

また、申請書類の受付時に、収受印が押印されていない事務が一部に見受けられた。

表 6 申請受付簿等の状況

項目	機関数(複数回答あり)		
帳簿(許認可等件名簿を含む)	26		
Excelファイル等	15		
専用ソフト	8		
その他	8		

(2) 処理期間の状況

標準処理期間内に概ね処理されていたが、申請書類等が年度末等の一定の期間に集中して提出された場合に、更 新処理をまとめて行おうとして標準処理期間を経過したものが一部に見受けられた。

また、申請が形式上の要件に適合していない場合において、期間を定めて申請者に補正を求めているが、その状況の記録が残されていないものもあった。

なお、申請書類等の提出に当たっては、記載方法や添付書類等について、事前指導を行っているケースも多くあった。

(3) 許認可証等の交付

許認可証等を郵送により交付する際に、9事務・11機関においてダブルチェック等の誤送付に対する防止措置が 取られていなかった。

4 許認可等事務の簡素化及び効率化

(1) 申請手続の状況

ア 申請書への押印等

電子申請を除く申請書への押印等の状況は、「記名押印」が19事務で最も多かった。(表7参照)

表7 申請書への押印等の状況

項目	記名押印	記名押印又は署名	署名押印	記名のみ	記名又は署名
許認可等事務数	19	5	4	1	1

イ 申請書等の郵送

申請書等の提出については、申請に併せて処理方法や計画について確認の上、適正処理の指導を行う必要があるなどの理由から、6事務で郵送によらず直接提出されていた。

ウ 電子申請

県のホームページを利用した電子申請については、2事務が申請可能となっているが、利用件数は14件と非常に少なかった。添付資料の多い申請や内容を聴取する必要のある申請は、電子申請の実施が難しい状況にあった。

(2) ホームページへの掲載状況

申請書に関する資料等のホームページへの掲載状況については、26事務・43機関が掲載していた。(表8参照) なお、申請様式等の種類を増加させることやファイル形式を多様化させることを、今後の課題としている機関が 複数あった。

また、掲載場所が分かりにくくアクセスしにくいものもあることから、ホームページ内で許認可等の申請の情報が一元化されることを求める意見もあった。

表8 ホームページへの掲載状況

項目	事務概要		申請の	手引き	申請書等様式		
	事務数	機関数	事務数	機関数	事務数	機関数	
ホームページからダウン							
ロードが可能な事務	18	31	21	35	26	43	
(複数回答あり)							

(3) 市町村への権限移譲

市町村への権限移譲については、5事務において一部の市町村に対して実施されていた。

5 参考事例

事務の簡素化、効率化、改善等に取り組まれた事例の一部を紹介するので、執務の参考にされたい。

- (1) 「指定医」の作成する診断書が必要となる「指定難病と小児慢性特定疾病の指定医の申請」については、対象となる疾病はそれぞれ別の法律で規定されているが、同じ医師が申請することが多いため、指定医の申請書等の各種様式は共通とし、2つの申請を併せてできるようにしている。
- (2) 「猟銃等の所持許可の更新」や「保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可の更新」においては、一定の要件を満たせば、一部の書類の提出を省略している。
- (3) 「食品営業許可」では、複数の担当者が対応することが多いため「指導経過書」を作成し、申請者と対応者間の指導に係る情報共有を図ることにより、適切な指導に役立てている。
- (4) 「麻薬取扱者免許等事務」では、事務決裁規則改正により、処分機関を保健所とし、併せて麻薬免許システムも 各保健所で運用可能としたことにより、申請から免許証交付までの時間短縮が図られている。(平成27年6月1日 より稼働)
- (5) 警察署における「自動車の保管場所証明」では、証明書の記載要領が、種別ごとに作成され、注意事項が各欄ごとに分かりやすく記載されている。
- (6) 「使用料等徴収事務の適正化について (平成26年12月22日付け土総第801号)」に基づき、次の再発防止策がとられている。

①担当、副担当、係長、課長による複数チェック体制

- ②占用者へ許可証を交付する際に占用料の計算書を添付
- ③継続・更新の調定事務を行う際はクロスチェック表を導入
- (7) 警察署においては、平成27年4月から「許可等事務管理システム」を導入し、未処理一覧表等が担当者、上司、 警察本部においても閲覧できるようになっている。

第4 監査意見

許認可等の事務は、県民の権利や義務に直結する重要な事務であり、より一層の行政サービス向上や事務の改善に 取り組むことが求められることから、行政手続条例が適用される約1,400の許認可等事務の内、平成26年度において 許認可等の事務処理が行われた594事務の中から、30事務・52機関を監査した。

行政手続制度については、平成6年10月1日に行政手続法が、平成7年10月1日に行政手続条例が施行されたが、 20年余り経過した現在においては、許認可等の事務処理マニュアル等に基づいた取扱いはなされているものの、行政 手続条例の趣旨に沿った審査基準及び標準処理期間の設定や標準処理期間内の処理がなされていない事例も見受けら れた。

今後は、以下に述べる意見について留意の上、県民サービスの向上に向けて改めて意識を喚起し、許認可等の事務 が適正かつ迅速に執行されることを期待するものである。

1 審査基準及び標準処理期間の設定・公表について(人事課)

審査基準は、申請に基づき許認可等をするかどうかを法令等の定めに従って判断するための基準として設定する必要があり、標準処理期間は、行政手続法及び行政手続条例において、いわゆる努力義務とされているが、将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難なもの及び事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難な場合等を除いて設定する必要がある。

監査の結果では、審査基準等の設定が必要と思われるもの、審査基準が古いままで見直しが行われていないもの、 また、そのことが問題であると職員に認識されていないなどの事例が見受けられた。

ついては、審査基準及び標準処理期間の設定や公表など、行政手続法及び行政手続条例に基づき処理することへの意識付け等、適正処理に向けて対応されたい。

2 許認可等事務の処理体制について

(1) 受付窓口の表示等 (共通)

受付機関の窓口では、分かり易い案内表示や迅速な対応を行うことによって、申請者への行政サービスの向上が図られる。

監査の結果では、受付機関の窓口案内表示について、室内又は室外に座席表等による表示が多く見受けられたが、中には、文字が小さく見づらいものもあったので、受付機関にあっては、申請者に分かりやすい窓口の案内表示にされたい。

また、受付機関の窓口表示及び申請書様式等の備付け等に関しては、同一事務において取扱いに差が見受けられたが、それぞれの機関においてその必要性を検討の上、窓口表示や申請書様式等の備付けに対応されたい。

なお、申請書様式等を必要に応じて随時申請者に提供している事務が見受けられたが、その際には迅速な対応に 努めるなど、申請者の利便性向上に配慮されたい。

(2) 新任担当職員・実務担当職員の育成(共通)

許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上とともに、迅速性が求められる。そのためには、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修等の充実を図る必要がある。

監査の結果では、担当職員に対する事務引継、研修、指導等が細やかに実施されている機関がある一方で、事務 処理マニュアルのみの活用や担当者会議による情報共有にとどまっているもの、さらには、予算や時間の制約等か ら専門性を高めるための研修が受講できないとする機関も見受けられた。

また、各機関で取り組まれている工夫等の共有化が図られていないとの意見もあった。

特に、年度当初にあっては、新任担当職員の事務の不慣れによる事務処理の遅延やミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に担当者会議等を開催することにより、新任担当職員も含めた実務担当職員の育成や情報 共有に努められたい。

また、専門性の高い事務については、専門講習等が受講できるように、計画的な研修の機会確保に努められたい。

3 許認可等事務の処理について

(1) 事務処理の進行管理(共通)

監査の結果では、事務の進行状況については、申請受付簿等を利用して上司等による確認が概ねなされていたが、 一部に確認が不十分な機関も見受けられた。

許認可等に係る申請の受付から許認可証等の交付までの事務の進行管理を適正に行うためには、申請受付簿等を 利用して事務処理の経過をわかるようにしておくとともに、その状況が上司等により把握されていることが重要な ことから、引き続き組織的な進行管理に努められたい。

また、申請書類に収受印が押印されていない事例が見受けられたが、収受印の押印は、事務処理の開始日を特定する重要なものであることから、島根県公文書管理規程に基づき適正な取扱いをされたい。

(2) 標準処理期間内の処理(共通)

監査の結果では、担当者の業務が時期的に集中する場合が見受けられたが、更新時期の分散化等による業務の平 準化や、制度上、業務の平準化が困難な場合は、事務分掌の柔軟な対応等により迅速に処理する必要がある。

また、申請が形式上の要件に適合しない場合においては、申請者に補正を求めているが、その状況の記録が残されていないものが見受けられた。補正に要した期間は、審査に要した期間から除かれることから、日付や内容を記録して適切な進行管理を行い、所定の標準処理期間内での処理に努められたい。

なお、申請書類等の提出に当たっては、事前指導を行っている場合もあることから、その内容についても記録し、 事前指導と補正の区分の明確化に努められたい。

(3) 許認可証等の交付(共通)

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであることから、許認可証等の交付に当たっては適切な交付に努める必要がある。

特に、許認可証等を郵送により送付する場合において、誤送付防止の措置が取られていないものが見受けられた ことから、複数の者による送付先等の確認等により適正な交付に努められたい。

4 許認可等事務の簡素化及び効率化について

(1) 申請手続の簡素化(共通)

申請手続においては、制度が類似している事務の申請書等の様式を共通化することで、双方の申請を併せてできるように工夫しているもの、一定の要件を満たせば一部の書類を省略しているものも見受けられた。

ついては、それぞれの事務においても、簡素化に向けての工夫ができないか、引き続き検討されたい。

(2) 申請手続の効率化

ア 電子申請 (共通)

監査の結果では、利用件数が非常に少なく、添付資料の多い申請や内容を聴取する必要のある申請等は電子申請の実施が難しい状況にあったが、更なる県民の利便性向上に向けて、申請書類の見直し等により電子申請が可能となるよう努められたい。

イ ホームページの活用(人事課)(共通)

事務の概要や申請手続等については、ほとんどの事務が県のホームページに掲載されているが、監査の結果では、ホームページに掲載されている申請書様式等について、掲載している申請書様式等の種類が少ないもの、直接入力ができる様式をダウンロードできるファイル形式が少ないものなどが見受けられた。

また、許認可申請に係る情報については、各所管課や受付機関のホームページからそれぞれアクセスするようになっているが、警察本部のホームページでは、トップページに「申請・手続」のタブが設定されており、許認可等の事務に必要な情報を容易に検索することができるようになっている。

ついては、ホームページの活用は申請手続の利便性向上に有効な手段であることから、県のホームページを所 管している広聴広報課と連携し、利用者からアクセスしやすいホームページの画面づくりに努められたい。

ウ 市町村への権限移譲(共通)

これまでも、市町村への権限移譲は行われてきたが、事務の迅速化、県民サービスの向上に向けて、身近な事務を担う市町村への権限移譲が可能となるよう市町村等との調整に努められたい。

島根県監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した平成27年度財政的援助団体等の監査の結果に 関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

島根県監査委員 角 智 子

同 中島謙二

同 錦織厚雄

同 後藤 勇

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項(注)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、借入保証等をしている団体及び公の施設(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

報

(注1)地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設(学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等)。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金(以下「補助金等」という。)を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託 (不動産の信託に限る。) をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成26年度末の状況は、次表のとおりである。

	監査対象	財政的援助等の形態別件数					
団体区分	監	財	財 政 的 援 助			債 務	公の施設の
	凹冲夫奴	補助金等	貸付金	損失補償	出資	保 証	指定管理
一般社団法人	3	3					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	1 8	8	3	3	1 4		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					

社会福祉法人	1 4	1 4					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	2 9	2 9					
株式会社	1 1	1	2		3		7
その他	2 8	2 3	1	1	3	1	3
合計(注3)	1 1 7	9 0	7	5	2 4	1	1 8

(注3)1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と 「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成27年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の20団体を選定し監査を実施 した。

	監 査 実 施 団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 と し た 財政的援助等の内容
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等
2	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	出資・補助金等
3	(公財) 島根県市町村振興協会	市町村課	補助金等
4	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課 観光振興課	補助金等 補助金等
5	(公財) しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
6		文化国際課	出資·指定管理
6	(公財) しまね文化振興財団	文化財課	指定管理
7	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
8	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・
		Se sie in sa sie in	損失補償
9	隠岐世界ジオパーク推進協議会	自然環境課	補助金等
	感吸 医乔文 4 / 1 / 正 医 励 威 云	隠岐支庁県民局	
10	(社福) 島根県社会福祉協議会	地域福祉課	補助金等
11	(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	出資
12	(株) 島根県食肉公社	畜産課	出資·補助金等·
			貸付金
13	大社交通渋滞対策実行委員会	観光振興課	補助金等
14	雲南市商工会	中小企業課	補助金等
15	出雲商工会	中小企業課	補助金等
16	石 央 商 工 会	中小企業課	補助金等
17	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課	出資
		土木総務課	出資
		用地対策課	貸付金
18	島根県土地開発公社	管 財 課	貸付金
		斐伊川神戸川対策課	貸付金
		企業立地課	債務保証
19	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
20	(公財) 島根県体育協会	保健体育課	指定管理

なお、上記20団体のうち、指定管理を行っているのは3団体で、その施設は次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	平成26年度 指定管理料 (千円)	利 用 料金制 ^(注4)
1	男女共同参画センター (あすてらす)	(公財)しまね女性センター	88, 766	
2	島根県民会館	(公財) しまね文化振興財団	200, 654	0
3	芸術文化センター (グラントワ)	(公財)しまね文化振興財団	322, 778	○ (いわみ芸術劇場)
4	八雲立つ風土記の丘	(公財) しまね文化振興財団	59, 208	
5	武道館			
6	石見武道館			
7	水泳プール	(公財) 島根県体育協会	341, 601	
8	体育館			
9	サッカー場			

⁽注4) 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成26年度を対象とし、必要に応じ平成25年度及び平成27年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に 関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を 行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監 査 実 施 団 体 名	監査実施年月日
1	公立大学法人島根県立大学(本部・浜田キャンパス)	平成27年10月28日
	(出雲キャンパス)	平成27年11月 4日
	(松江キャンパス)	平成27年11月 5日
2	(公財) ふるさと島根定住財団	平成27年11月 6日
3	(公財) 島根県市町村振興協会	平成27年11月12日
4	隱 岐 空 港 利 用 促 進 協 議 会	平成 2 7 年 1 1 月 9 日
5	(公財)しまね女性センター	平成27年11月12日
6	(公財) しまね文化振興財団(島根県民会館)	平成27年10月27日
	(八雲立つ風土記の丘)	平成27年10月27日
	(芸術文化センター)	平成27年10月28日
7	(公財)しまね国際センター	平成27年11月 4日

8	(公財) 島根県環境管理センター	平成27年11月 6日
9	隠岐世界ジオパーク推進協議会	平成27年11月 9日
10	(社福) 島根県社会福祉協議会	平成27年11月 5日
11	(公財)島根県生活衛生営業指導センター	平成27年11月 5日
12	(株) 島根県食肉公社	平成27年11月12日
13	大社交通渋滞対策実行委員会	平成27年10月29日
14	雲南市商工会	平成27年11月 6日
15	出雲商工会	平成27年10月27日
16	石央商工会	平成27年11月 5日
17	(公財) 島根県建設技術センター	平成27年11月 9日
18	島根県土地開発公社	平成27年11月 9日
19	島根県住宅供給公社	平成27年11月 9日
20	(公財) 島根県体育協会 (水泳プール・武道館)	平成27年10月29日
	(石見武道館・体育館・サッカー場)	平成27年11月 5日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 角 智 子

監査委員 中島 謙二

監査委員 錦 織 厚 雄

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、錦織厚雄監査委員は、島根県土地開発公社及び島根県住宅供給 公社について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果(総括)

各監査実施団体別の監査結果はⅡ 監査結果(個別)に掲げるとおりであり、是正を求めて指導する事項が3件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じた意見は3件である。

なお、意見については、監査結果(個別)に掲げた意見を含め、県報登載により公表し、指導事項とともに該当する 監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

- (1) 指導事項(団体) (3件)
 - ア 収納事務に遅れのあったもの
 - イ 事務の決裁が規程に沿っていなかったもの
 - ウ 補助金の実績報告書の提出遅延があったもの
- (2) 指示事項 (所管課)

該当なし

2 意見

監査全般を通じた意見は、次の3件(団体2件、所管課1件)である。

- (1) 団体に対する意見
 - ① 理事等の役員、評議員への女性登用の推進について

島根県では、「島根県男女共同参画推進条例」において、「男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策・方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念として定め、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めているところである。

今回の監査において、各団体の理事等役員、評議員の選任状況を見ると、多くの団体ではほとんどが男性であり、中にはすべてが男性となっている団体もあった。

専門家など人選が難しい面もあるが、政策・方針の決定や業務を進める上で女性の意見を取り入れることは 非常に重要であり、現在、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」が制定されるなど、国を挙げ、また官民を問わず積極的な女性登用が進められているところ である。

ついては、理事等の役員、評議員の選任に当たって、各種団体から選任する場合には、必ずしも代表者に限 定しない、あるいは専門的な知識が必要な場合には、県等の審議会等委員の選任状況を参考にするなどによ り、女性の積極的な登用に努められたい。

② 規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の適切な執行について【該当団体】

協議会等の任意団体では、規約や会則を定めて団体の運営や各種事業活動が行われているが、今回の監査に おいて、規約等では団体の目的や役員、事務局などの事項しか定められておらず、予算及び決算の手続や会計 処理の方法等が明文化されていないものが見られた。

このような団体では、事務局を所掌する地方公共団体の規程を「準用する」又は「例による」として執行しているが、必ずしもその通りとはなっておらず、慣例や裁量による事務処理が行われている。

また、執行何や納品確認における不備、見積書、納品書、請求書への日付の記載漏れ等が見られた。

ついては、事務処理上のミスやトラブルを避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約等の整備を 行うとともに、財務等事務の執行が適切に行われるようにされたい。

(2) 所管課に対する意見

① 団体に対する規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の執行の指導について【所管課】

団体に対する意見で述べたように、補助等の財政支援をするに当たっては、事務処理上のミスやトラブルを 避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約等の整備を求めるとともに、財務等事務の執行が適切に 行われるよう指導をされたい。

Ⅱ 監査結果(個別)

ĺ					
	1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをは じめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の 還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、 管理する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・ 設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付す る。

② 補助金額

34,668千円

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 1,770,903千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

大学の地域連携と地域の求める人材の育成・輩出について

県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、 自治体と連携し、地域に密着した教育研究活動、あるいは社会貢献活動に取り組まれており、平成26年度におい ては、4月に松江キャンパスに「しまね地域共生センター」を設置し、これまでに設置した出雲キャンパスの「し まね看護交流センター」、浜田キャンパスの「地域連携推進センター」と併せて、すべてのキャンパスに地域連携 の窓口体制を整えられた。

また、平成27年度には、3キャンパス共通科目として「しまね地域共生学入門」を開講するとともに、島根の地域課題に精通した学生を認定する「しまね地域マイスター認定制度」を新設するなど、島根県の地域課題をより専門的、実践的に学ぶ環境を整備されたところである。

ついては、地域の課題解決のために、県・市町村、地域の各機関とも連携を深め、例えば、県行政等の施策やまちづくりへの提言を行うなど、研究の成果や学生を含めた大学の資源を地域に役立てることに、より一層取り組まれたい。

また、県が設置した公立大学法人として、取組の状況を県民にわかりやすく公表するとともに、地域が求める優れた人材の育成と輩出に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

松江キャンパスの四年制化等について

県は、松江キャンパスについて、県内高校生の進学希望を受けとめ、将来にわたって地域を担っていく人材を育成するため、短期大学部保育学科及び総合文化学科を四年制大学化(一部短期大学部を存置)し、また、健康栄養学科については、出雲キャンパスへ移転し、既に四年制である看護学部を看護栄養学部に改組の上、設置するという方針を示している。

これらの開設準備に当たっては、施設整備や教員の確保、学生確保のための学生支援策の充実など様々な検討課題がある。

ついては、平成30年4月の四年制化等に向け、施設をはじめとした就学環境の整備について十分に検討すると

ともに、計画的に準備に取り組まれたい。

2 団体名 (公財) ふるさと島根定住財団 所管課 しまね暮らし推進課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのUIターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円(県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのUIターン促進のための定住総合情報の提供やUIターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業

(2) 補助金

ア ふるさと島根定住支援補助金

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 390,331千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月1日

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 市町村振興交付金

イ 内容

県が交付する市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ)に係る収益金を、次の事業の財源に充てる。

① 貸付事業

災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等に必要な資金を融資する。

② 市町村交付金交付事業

国際化の推進に係る事業、高齢化・少子化に対応する事業、芸術・文化の振興に係る事業等総務省令に定める 事業の財源とするため、各市町村に交付金を配分する。

③ 市町村職員研修助成事業

自治研修所委託費の助成ほか

④ 市町村振興事業

市町村振興センター大規模改修費の助成ほか

⑤ その他事業

宝くじ広報宣伝事業ほか

ウ 交付金額 494,814千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交 観		課 課
4	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課			

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

(3) 主な事業と構成員

隠岐地域の4町村及び町村議会、商工会、観光協会、農林水産業団体、旅行業者、学校、県関係機関等70団体を 会員として、隠岐空港の利用拡大のための企画商品の造成支援、受入態勢の整備、イベントの開催、情報発信・PR 等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

隠岐空港利用促進協議会が実施する隠岐空港利用促進事業の経費及び隠岐空港ジェット便運航推進事業の経費を補助する(隠岐空港利用促進事業は県5/10、隠岐空港ジェット便運航推進事業は県10/10)。

② 補助金額 25,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

冬季の大阪便中型機Q400運航開始を受けて、隠岐空港利用促進協議会が閑散期の団体客誘客対策として実施する冬の味覚の提供や港周辺のにぎわいづくり等観光客誘致に要する経費を補助する(県1/2)。

② 補助金額

5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線としての島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。

また、東京羽田直行便の運航開始を目指した大阪夏季ジェット便の運航を継続するため、安定した利用実績の確保を図っている。

その結果、平成26年度の搭乗率は、夏季ジェット便が77.4%(目標搭乗率80%)、隠岐伊丹便が61. 4%(目標搭乗率65%)、隠岐出雲便が60.4%(目標搭乗率60%)と一定の成果を上げている。

しかしながら、公共事業が減少する中で、空港の利用促進を図っていくためには、観光振興は益々その重要性が 増しており、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定も活用した隠岐地域を挙げた取組が必要である。

ついては、協議会の構成団体を含め、関係団体がそれぞれの担うべき役割を踏まえた上で、観光振興施策等と連携したより一層効果的な取組を展開し、引き続き安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課(交通対策課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 補助事業の一元化について

交通対策課と観光振興課の補助金の棲み分けについては、上記2のとおり整理されているが、前回監査(平成25年度)の指示事項「二つの補助金を一つの会計で処理していた。振り分け誤りによる記載誤りがあった。」は、そもそも類似の事業を二つの補助金で実施していることが原因の一つと考えられる。

二つの課の予算枠上の整理は必要であるが、補助金の一元化を行うことは、事業実施上の誤りを防止できるとともに、事務手続についても県、団体ともに負担の軽減が図られるなど有意義であることから、その一元化について検討されたい。

② 隠岐空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策等と連携し、取り組まれたい。

(3) 所管課(観光振興課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

補助事業の一元化について

交通対策課と同じ。

5 団体名 (公財) しまね女性センター 所管課 環境生活総務課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に 展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円(県出資比率:89.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業

(2) 公の施設の指定管理

ア 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地 大田市)

- ① 指定管理業務の内容
 - ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
 - ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
 - ・施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理に関する 業務
- ② 指定期間 平成22年度~平成26年度
- **③** 指定管理料 88,766千円 (平成26年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

地域における男女共同参画の取組の推進について

センターでは、「第2次島根県男女共同参画計画(H23~H27年度)」に基づき、あらゆる世代での男女共同参画を推進するため、市町村、島根県男女共同参画サポーターや関係機関等と連携を図り、県からの受託事業や自主事業として、事業者や若者、あるいは男性を対象としたセミナーを企画・実施したり、地域や事業所に出かけてのお届け講座を開催するなど企画内容や開催方法を工夫しながら様々な事業を実施している。

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭生活や職場、地域活動、あるいは政治の場や社会通念、慣習・しきたりといったそれぞれの分野において、社会的慣行の見直しや意識改革を更に進めるため、継続した啓発・広報活動が重要となる。

平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。これにより、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務

付けられ、平成28年4月に施行できるよう準備が進められている。(常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務)。

ついては、こうした動きの中で、地域における男女共同参画を更に進めるには、それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む上で、市町村の役割が重要となるため、市町村がセンター事業を十分に活用され、男女共同参画の推進に積極的に取り組まれるよう県の働きかけを強められたい。

 6
 団体名
 (公財) しまね文化振興財団
 所管課
 文化国際課 文化財課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円(県出資比率:100%)

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
 - (1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する 事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業

- (2) 公の施設の指定管理
 - ア 島根県民会館(所在地 松江市)
 - ① 指定管理業務の内容
 - ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
 - ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
 - ・会館の利用促進に関する業務
 - ・施設等の維持管理に関する業務
 - ② 指定期間 平成22年度~平成26年度
 - ③ 指定管理料 200,654千円(平成26年度)
 - イ 芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)
 - ① 指定管理業務の内容
 - ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
 - ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
 - ・施設等の維持管理に関する業務
 - ・センターの広報・利用促進に関する業務
 - ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
 - ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
 - ② 指定期間 平成22年度~平成26年度
 - ③ 指定管理料 322,778千円(平成26年度)
 - ウ 八雲立つ風土記の丘 (所在地 松江市)
 - ① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料の徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務
- ② 指定期間 平成22年度~平成26年度
- ③ 指定管理料 59,208千円(平成26年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 運用財産の活用について

財団は、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与することを目的に、各種事業を行うこととされている。

これら事業を行うために、財団には基本財産及び運用財産として、県からそれぞれ2億円及び10億円が出資され、運用財産については平成12年度から10年間を目途に取り崩す予定であったが、現在高が2億5千万円余となっている。

これは、指定管理業務に会館等を利用した文化事業の企画及び実施が含まれており、この指定管理料や外部資金の導入等により事業が実施されてきたことによるものである。

運用財産は、長期的な展望に立った継続的かつ弾力的な文化芸術事業を行うために出資されたものであること から、今後の事業(運用財産の活用)のあり方について検討されたい。

② 財団の経営(収支均衡に向けた体質の改善)について

財団の経営については、財団自らが考えるべきことではあるが、事業の継続的な実施及び適正な指定管理業務を行うためには、経営の安定が求められる。

しかしながら、財団の収支状況を見ると平成26年度で2千万円余の赤字となっており、今後もこの状況が続くものと見込まれている。

このままの状況であれば、10年後には財団の運営資金(預金等)は枯渇してしまうおそれがあることから、 一層の収入増と経費の節減を図り、収支が均衡するよう体質の改善に努められたい。

(2) 所管課(文化国際課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 運用財産の活用について

団体に対する意見で述べたように、今後の事業(運用財産の活用)のあり方について検討されたい。

② 石見美術館の広報業務について

芸術文化センターの指定管理業務については、美術館と芸術劇場の複合施設であるというセンターの特長を最大限に活かした運営、効果的な事業展開が求められている。

美術館については、展示等の企画及び広報紙作成等は県(学芸員)が行い、観覧料の徴収、施設管理、外部に 対する情報の発信・広報は指定管理者が行うという他県にはない方法で行っている。

このため、県と指定管理者は、企画及び広報について頻繁に協議を行いながら、積極的な広報・情報発信に努めている。

しかしながら、現行制度では、観覧料は県の収入となっており、メリットシステムもないことから、広報をやればやるほど費用はかさむが、それは指定管理者が負担することになり、観覧料が増えても指定管理者にはメリ

ットがないものとなっている。

ついては、例えば、県立美術館で導入されているように、前売り券等販売促進経費として、チケットの売り上げに応じて手数料を交付することなど、観覧者の増加に向けたインセンティブが働く方法を検討されたい。

(3) 所管課(文化財課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7 団体名 (公財) しまね国際センター 所管課 文化国際課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、 地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1,012,500千円(県出資比率:78.6%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

① 多文化共生地域づくり事業(外国人住民の総合的な生活等支援)

外国人・地域住民インフォメーション事業

コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

留学生支援事業

多文化共生啓発事業

外国人住民日本語研修事業

ボランティア登録・活用事業

ボランティア研修事業

② 国際交流・協力事業

世界とつながる島根づくり助成事業

海外移住者等支援事業

国際交流団体等連携協力事業

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

多文化共生の地域づくりの推進について

定住する外国人の増加に伴い、外国人住民の抱える問題に係る相談・支援ニーズが増大し、複雑・多様化してきている。

このため、センターでは、県の支援を得ながら、市町村、学校、その他関係機関との連携を強化し、適切な対応

を図る必要があるとしている。

この取組の一貫として、平成27年度から、県からの受託事業により、外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートするため、外国人住民と行政等との橋渡し役を担う「島根県外国人地域サポーター」が5市(3個人、2団体への委嘱)に設置されることとなった。

県においては、センターと連携を図りながらこの事業を着実に実施するとともに、実施上の課題を明らかにし対 応策を講じるなど、地域における多文化共生の取組を推進されたい。

8 団体名 (公財)島根県環境管理センター 所管課 廃棄物対策課

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成4年3月4日
- (2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円(県出資比率:31.2%)

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
 - (1) 出資による事業実施状況
 - ア 事業内容

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営

(2) 補助金

ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

① 内容

団体が処分場(管理型第1期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

- ② 補助金額 158,800千円
- イ 公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策事業補助金
 - ① 内容

団体が設置する処分場(管理型第3期)の整備に要する費用の一部を補助する。

- ② 補助金額 300,000千円
- ウ 公共関与産業廃棄物最終処分場周辺対策事業補助金
 - 1 内容

団体が実施する処分場(管理型第3期)整備の円滑な推進のために要する費用を補助する。

- ② 補助金額 66,322千円
- (3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場(管理型第1期、管理型第3期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

- **イ 平成26年度末損失補償債務残高** 2,455,030千円
- 3 監査の結果
 - (1) 団体
 - ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

センターが運営する産業廃棄物最終処分場は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であるが、民間だけでは地元合意を得ることが難しいことから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。

施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、センターでは法で定める排水基準より 厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いている。

また、既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから、センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に平成26年度から取り組んでいる。

企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることから、センターにおいては、今後、減収が見込まれることや、このたびの施設整備に伴い新たな長期借入金が生ずることに併せて、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	 隠岐世界ジオパーク推進協議会	所管課	自 然 環 境 課 隠岐支庁県民局
---	-----	----------------------	-----	----------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成21年6月15日

(2) 設立目的

隠岐地域の関係者が相互に連携し、世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿って隠岐地域の活性化及び教育の振興を図り、隠岐地域を持続的に発展させていく。

(3) 主な事業と構成員

隠岐地域の4町村及び町村議会、商工会、観光協会、隠岐汽船(株)、県及び県議会等41団体を構成員として、 隠岐ユネスコ世界ジオパーク活動の推進に係る会員相互の連携、住民の意識啓発及び教育、受入態勢の整備、情報発 信・PR等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 隠岐世界ジオパーク推進協議会負担金

① 内容

隠岐ユネスコ世界ジオパークの持続的発展を目指して、隠岐世界ジオパーク推進協議会が実施する人材育成、 情報発信、企画・広報宣伝、調査研究等の事業や事務局等の運営に要する経費を負担する(県1/2以内)。

② 負担金額 15,364千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

世界ジオパークは、4年ごとの再審査が義務づけられており、平成29年度の再認定に向けて、協議会では、平成27年度末を目途に隠岐世界ジオパーク全体構想(5か年の行動計画)の策定を進めるとともに、アンケート調査や満足度調査等を実施しているところである。

また、調査研究事業については、協議会で専門職員を採用し、県事業から協議会事業に移行するなど体制の整備が進められている。

再認定に向けては、特に地元住民をはじめとする県民や企業等の理解と活動が不可欠であり、平成27年5月に 隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議からなされた提言に基づき、県や地元町村、関係団体等が行うことが期待さ れている具体的な対策の実施状況も踏まえ、これらの機関や住民、企業等とも連携しながら効果的な取組を進めら れたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

世界ジオパークの再認定に向けては、県では、ジオサイトの施設整備、自然環境基礎調査、協議会の運営支援を 行うこととしている。

ついては、団体に対する意見で述べたように、引き続き県関係部局や地元と連携した団体が行う活動への支援、 県として実施すべき施設整備等に積極的に取り組まれたい。

10 団体名 (社福)島根県社会福祉協議会 所管課 地域福祉課

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年6月9日

(2) 設立目的

島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 社会福祉事業助成費補助金 (福祉施設経営指導事業)

① 内容

社会福祉施設の運営の質的向上に資するため、団体が社会福祉施設を経営する社会福祉法人等を対象として行う、入所者の処遇改善、施設経営等に関する指導・援助や巡回相談等の事業について、その経費を補助する。

② 補助金額 11,584千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1 団体名 (公財)島根県生活衛生営業指導センター 所管課 薬事衛生課

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年3月29日

(2) 設立目的

島根県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

(3) 県の出資状況

出資金額 2,000千円(県出資比率:48.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

営業者を対象とした相談・指導業務、標準営業約款「Sマーク」店の登録、消費者からの苦情相談、各種研修・ 講習会等の開催、機関紙、各種情報提供

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 2 団体名	(株)島根県食肉公社	所管課	畜産課
---------	------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和55年5月8日

(2) 設立目的

食肉流通体系の近代化を図り、本県の肉畜生産の振興と食肉衛生の向上を期する。

(3) 県の出資状況

出資金額 177,297千円(県出資比率:35.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

家畜の集荷・と殺・解体、食肉の処理加工・販売、食肉の冷蔵・凍結・保管、食肉市場の開設

(2) 補助金

ア 食肉公社施設等整備事業費補助金

① 内容

基幹設備等の機能強化、将来の輸出を見据えた衛生水準向上のための改修・整備に要する経費に対して補助する。

② 補助金額 183,068千円

(3) 貸付金

ア 食肉公社施設等整備事業貸付金

① 内容

基幹施設の機能維持を図るとともに、高度な衛生基準向上のための施設整備に要する資金を貸し付ける。

- ② 貸付金額 40,830千円
- ③ 貸付期間 平成27年2月25日から平成28年3月31日まで

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

公社は、昭和55年設立以来、安全な食肉の安定供給と肉畜生産の振興に貢献してきた。

近年、食肉の安全・安心意識の高まりや地産地消が進展する中で、平成14年度から少額ではあるが概ね単年度 利益を確保してきている。

課題であった老朽施設の整備・修繕については、平成25年度から3か年計画で実施し、機能強化を図っている。

今後とも、自立した経営体質の確保に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

公社の健全経営の確立に当たって、県は、これまでも毎月開催される経営プロジェクト会議に参画するなど、 「経営計画」の進捗管理を行っている。

今後とも、公社の自立した経営体質の確保に向けて関係機関と連携した支援に努められたい。

1 3	団体名	大社交通渋滞対策実行委員会	所管課	観光振興課
-----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和62年4月1日

(2) 設立目的

大社地区内の年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の歩行者の安全と交通渋滞の緩和を推進する。

(3) 主な事業と構成員

出雲市、島根県、国土交通省、出雲地区交通安全協会、出雲大社、出雲観光協会、出雲商工会、一畑電車(株)等の31団体を構成員として、ゴールデンウィーク、夏及び秋の行楽期、年末年始において、出雲大社周辺の駐車場・交差点への警備員配置、勢溜交差点の交通規制、臨時駐車場の確保、シャトルバスの運行、ホームページによる情報発信等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 出雲大社周辺の交通渋滞対策経費に関する負担金

① 内容

平成25年の出雲大社「平成の大遷宮 本殿遷座祭」を契機に、出雲大社周辺では観光客が大幅に増加し、年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等において交通渋滞や駐車場不足が発生したことから、交通渋滞緩和を推進するために団体が実施する渋滞対策に要する経費の一部を負担する。

2 負担金額 11,600千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

渋滞対策に対する県の財政的支援の実施について

出雲大社周辺の渋滞対策を含め、県は、これまで渋滞対策は原則として地元で対応するべきとして、地域に対して財政的な支援を行ってきていないが、出雲大社周辺は島根県観光の玄関口となっており、周辺観光地や県事業への影響も大きいことから、通常実施分を超える負担について支援を行ったものである。

出雲大社周辺への入り込みは引き続き堅調であるものの、平成の大遷宮も終わりを迎えることから、今後の支援 に当たっては、一層効果的な事業が実施されるようこれまでの事業実績や支援の効果を十分に検証した上で、実施 されたい。

1 4	団体名	雪南市商工会	所管課	中小企業課
' -	12111111		171 E IA	十小.正本卧

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 77,391千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 5	団体名	出雲商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

2 補助金額 51,911千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 6	団体名	石央商工会	所管課	中小企業課

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(浜田市国府、金城町、旭町 、弥栄村、三隅町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

2 補助金額 70,485千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	(公財)島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設 技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円(県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

建設技術に関する研修・講習・指導・図書の出版及び販売、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援、公共事業に係る松江地区建設発生土リサイクルヤードの整備運営等に関する事業

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

				土木総務課 用地対策課
1 8	団体名	島根県土地開発公社	所管課	管財課
				斐伊川神戸川対策課
				企業立地課

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 30,000千円(県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

公共用地・公用地等の取得・管理及び処分、住宅用地・工業用地等の造成、県等からの委託に基づく土地の取得のあっせん・調査及び測量等などの事業

(2) 貸付金

ア 島根県土木部単独用地先行取得資金貸付金

① 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0 千円
平成26年度貸付額	1,100,000千円
平成26年度返済額	1,100,000千円
平成26年度末残高	0 千円

イ 益田拠点工業団地造成事業費貸付金

① 内容

益田拠点工業団地の造成事業を行うために必要な資金を島根県土地開発基金から貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0 千円
平成26年度貸付額	4,384,871千円
平成26年度返済額	4,385,967千円
	(利息1,096千円を含む)
平成26年度末残高	0 千円

ウ 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金貸付金

① 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0千円
平成26年度貸付額	695,735千円
平成26年度返済額	695,735千円
平成26年度末残高	0 千円

(3) 債務保証

ア ソフトビジネスパーク島根整備事業に係る債務保証

① 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

② 平成26年度末債務保証債務残高 4,938,206千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課(土木総務課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 役員の見直しについて

団体の理事は、10名のうち県職員が3名(地域振興部長、商工労働部長、土木部長)を占めており、更に県 OB職員を含めると6名が県関係者である。

また、役員(理事及び監事)12名のうち理事1名を除きすべてが男性である。

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公社の役員は知事が任命することになっているが、業務の能率的な運営を図るため、積極的に土地・住宅業務に精通した民間の人材等の登用を進められたい。

特に、団体の役員は、島根県住宅供給公社の役員を兼任しており、県営住宅の管理や住宅団地の販売については、女性の意見を取り入れることは重要である。

② 団体のあり方について

島根県土地開発公社は、県の100%出資で設立されており、その業務の多くは県からの依頼(委託)により実施されるものである。

団体の経営については、団体自らが責任を負うものではあるが、県の施策により大きく左右されることになり、そのあり方については、県がその方向性を明確に示すことが求められる。

当面は、工業団地の売却、県土整備事務所における用地取得業務があるが、今後の公共工事の動向、県の土木

組織(用地取得業務)のあり方検討の状況等も踏まえ、団体業務の方向性、組織体制等について、中長期的な視点での検討を進められたい。

(3) 所管課(用地対策課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課(管財課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課(斐伊川神戸川対策課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(6) 所管課(企業立地課)

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 9	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
-----	-----	-----------	-----	-------

- 1 団体の概要
 - (1) 設立時期 昭和28年6月22日
 - (2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅 地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 10,000千円(県出資比率:100%)

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
 - (1) 出資による事業実施状況
 - ア 事業内容

住宅の積立分譲、住宅の建設・賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成・賃貸その他の管理及 び譲渡、公営住宅法に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行う事業など

- 3 監査の結果
 - (1) 団体
 - ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

役員の見直しについて

島根県土地開発公社と同じ。

- 1 団体の概要
- (1) 設立時期 昭和46年3月24日

(2) 設立目的

スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与す 5.

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

島根県立武道施設

武道館 (所在地 松江市)

石見武道館(所在地 浜田市)

島根県立体育施設

水泳プール (所在地 松江市)

体育館 (所在地 浜田市)

サッカー場 (所在地 益田市)

- ① 指定管理業務の内容
 - ・施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
 - ・施設の維持管理に関する業務
 - ・施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ② 指定期間 平成22年度~平成26年度
- **③ 指定管理料** 341,601千円(平成26年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

島根県監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、平成28年3月15日に包括外部監査人長谷川浩 之氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

島根県監査委員 角 智 子

同 中島謙二

同 錦織厚雄

同 後藤 勇

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした特定の事件

県立病院の財務事務の執行及び事業の管理運営について

3. 監查実施期間

平成 27 年 4 月~平成 28 年 3 月

4. 監査の対象とした期間

平成 26 年 4 月~平成 27 年 3 月

ただし、必要があると判断した場合には、平成 25 年度以前に遡り、また、平成 27 年度予算の執行状況、事業の進捗状況についても対象とした。

5. 特定の事件を選定した理由

島根県(以下「県」という。)では、県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する島根県立中央病院(以下「中央病院」という。)、精神医療を専門とする「こころの医療センター」の2病院を運営している。

平成 23 年に実施された「県政県民満足度調査」によれば、「医療機能の確保」、「県立病院における良質な医療提供」、「医療従事者の養成・確保」についてはいずれも重要度が高く、ニーズが高い項目と位置付けられている。しかし、その割には満足度が低いという結果が出ており、県民の要求水準は非常に高いことがうかがえる。しかも県の病院事業には民間の医療機関と異なり、地域医療の最後の砦としての大きな期待が寄せられている。

そのような県の病院事業であるが、主要な収益のもとになる診療報酬の先行きが常に不透明であるのに加えて、大きな環境変化も迫っている。国の医療費削減策として平成 26 年 6 月成立の「医療介護総合確保推進法」を受けた「地域医療構想」を今年度以降、県において策定することとなったが、その中で高度急性期の病床数には制限がかかることも予想される。県人口の減少により、長期的には患者数の減少も見込まれるものの、入院を必要とする人口はあまり変わらないと言われており、当該

構想を踏まえた将来の県立病院の経営のかじ取りはこれまで以上に困難になることが予想され、経営には一層の効率化が求められる。

県立病院の財政状態を見てみると、現状では両病院とも資金に余裕はあるが、平成 27 年 3 月に公表された「島根県病院事業中期計画 2015」(以下「中期計画」という。)では、中央病院の単年度資金収支はマイナスが続き、急速に現預金の減少が見込まれている。一般会計からの繰り出しは政策医療、高度・特殊医療等に限定されているとはいえ、さらに県の資金面での負担が増えるのではないかと危惧される。

また、こころの医療センターも、長期的には同様な状況が想定される。

全国的には首都圏でさえ公立病院の破綻(診療休止)も相次いで起こっており、県でも一歩間違えばそのような状況が起きてしまう可能性がある。こうした地域医療、なかでも最後の砦となる県立病院の持続可能性について、踏み込んだ検証を行うことに対して県民の潜在的関心は高いと判断する。

そこで、

- 地域医療環境の激変を前に、独立採算の事業体として病院経営の効率性に問題がないかを点検しておく必要がある。
- 監査人のこれまでの業務の経験から、当監査を通じ新たな「視点」を提言することにより、少しでも地域医療の持続可能性、および県財政に寄与すべきである。
- このように重要性が高いにもかかわらず、これまで県では一度も包括外部監査 のテーマとなっていなかった。
- 監査人でさえ理解が浅かった、病院の現状について監査を通じて県民に分かり やすく情報提供をすべきだと感じた。

以上が、特定の事件として「県立病院の財務事務の執行及び事業の管理運営について」を選定した理由である。

6. 監査の体制

監査委員との協議を経て、以下の者を補助者とした。

峠田 晃宏 (弁護士)

森脇 俊樹 (公認会計士)

高橋 七子 (有識者)

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

8. 監査の方法

(1)監査の視点

- ① 病院の財務事務、経営が法令に従っているか
- ② 経営改善のための以下の取り組みは十分行われているか
 - ・経営情報が適時適正に作成、分析され、事業の運営に活用されているか
 - ・収入増加及び収支改善策・資金の確保対策は十分行われているか
 - ・ 経費削減・抑制策は十分行われているか
 - ・事業の経済性、効率性、有効性は十分考慮されているか
 - ・施設管理、資産管理が適切に行われているか

(2)主な監査手続

〈事前準備〉

- ・病院局からの概要説明(組織、決算概要、現状の課題)
- •関連規程等の閲覧
- •資料入手
- 両病院視察

〈予備調査〉

- ・入手資料に基づき、質問を作成
- ・質問項目について事務局にヒアリング
- ・提出された資料やデータの信頼性を、サンプリングにより必要に応じ証憑と突合 〈本調査〉
- ・予備調査で得られた情報を基礎に、焦点を絞ってさらにヒアリング(事務局)
- ・現状の課題認識をヒアリング(医師、看護師、医療技術スタッフ、経営幹部)
- ・固定資産、現金の実査
- ・ヒアリングの結果や入手資料からさらに追加質問を作成し、再度ヒアリングを実施
- ・さらなる疑問点については文書ベースで照会し、回答を得る

第2章 島根県の病院事業に関する概要

1. 県立病院事業の概要

(1)県立病院の構成

島根県立病院事業は、「島根県病院事業の設置等に関する条例」に基づき、次の 2 つの病院の運営を行っている。それぞれの病院の概要については後述する(以下、 断りのない限り、島根県立の 2 病院を合わせて「県立病院」と呼ぶ)。

- ① 島根県立中央病院
- ② 島根県立こころの医療センター

(2)県立病院事業の組織

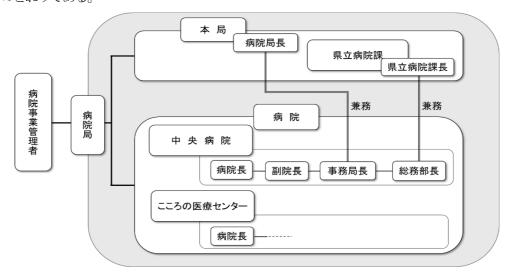
① 組織図

平成 19 年度より、県は地方公営企業法第 2 条第 3 項に基づき、病院事業に同法第 2 条第 2 項に規定する財務規程等を除く法の規定も適用(いわゆる全部適用)した。これに伴い、病院事業の管理者として「病院事業管理者」を設置している。この病院事業管理者の下に両病院が設置され病院長以下の組織を形成する。そして、それと並列に、病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための病院局が置かれている。

なお、県立病院が2つと少数でいずれも出雲市に所在していることと、中央病院がこころの医療センターに対して規模的に圧倒的に大きいことから、病院局本局の実質機能は中央病院内に置き、本局職員は局長以下全員が中央病院の職員を兼務している。

ただし、県庁本庁舎内にも病院事業管理者の執務室と、議会対応を行うための病院局の事務所が存在しており、議会中は上記兼務人員が常駐する形となっている。

病院局の組織体制図及び主な中央病院と病院本局との幹部人員の兼務状況は以下のとおりである。



② 組織運営

県立病院全体の運営方針や重要事項の決定等は、病院事業管理者、病院長、病院局長等の職員で構成する『県立病院運営会議』での協議を踏まえ、病院事業管理者が行っている。

なお、県立病院運営会議は年4回、議会会期前に開催されており、主に県議会への説明内容を審議するほか、病院事業中期計画に関すること、予算・決算に関すること、県立病院相互間の調整に関することなどの重要事項を審議している。

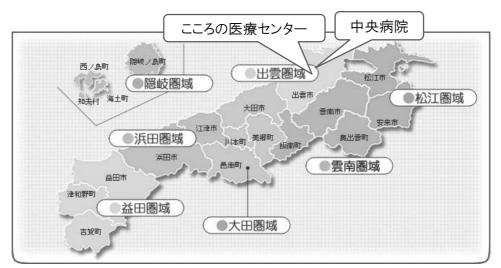
参加者:病院事業管理者、病院局長、病院局参与、県立病院課長、中央病院長、こころの医療センター病院長、中央病院事務局長、こころの医療センター事務局長、中央病院経営部長、調整監(必要に応じ企画幹3名)

(3)県立病院事業の地理的特徴

島根県は、総面積約 6,708 km、東西に細長く延長は約 230 kmに及び、島根半島の北東海上には隠岐諸島が点在するなど、気候、風土が異なる多様な地域からなっている。また、中国山地が日本海まで迫り、平野に乏しく、県土の約 8 割を林野が占めており、山間部は千メートル級の山々を背に奥深い山地を形成している。

このような自然に阻まれて陸海空の高速交通の整備も進んでおらず、東西、本土 と隠岐、平野部と山間部等の往来に時間を要する。このため、県立病院事業が全県 を対象とする高次医療機能を担い、地域の医療水準を向上させる役割を担っていく にしても、非常に効率の悪いものとならざるを得ない。

このような中、県の2病院は、いずれも県東部(旧出雲国)の出雲市に所在している。以下の地図は、島根県の二次医療圏と県立2病院の所在地を示すものである。



(4)県立病院の事業環境

医療は産業として、利益を得ることを第一の目的と考えることのできない特殊な産業であることは間違いないが、事業環境の分析は他の業種と異なる手

法を用いる必要はない。そこで、以下では島根県の病院事業を民間企業と同じ一企業として事業環境を分析してみたい。病院の収益の最大のものは言うまでもなく「診療報酬」である。この診療報酬は「診療報酬単価」×「患者数」と大まかに分解できる。さらに、「患者数」は人口動態と受け入れ体制である「病床数」を勘案する必要がある。また、すべてのベースには「医師」の存在がある。したがって、以下では、「人口動態」「病床数(医療圏による病床数の制限)」「診療報酬単価」「医師」の4要素で検討を行う。

① 島根県の人口動態

	平成27年10月	平成:	52年
	2015年	2040	
(実数は単位:千人)	2015-4		2015年対比
県総人口	692	521	24.8% 減
うち老年人口	224	204	9.1% 減
老年人口割合	32.5%	39.1%	_
市部人口	620	477	23.1% 減
うち老年人口	193	182	5.6% 減
老年人口割合	31.3%	38.2%	
郡部(町村)人口	72	44	39.2% 減
うち老年人口	30	21	28.7% 減
老年人口割合	42.4%	48.9%	

日本 総人口	126,890	107,276	15.5% 減
うち老年人口	33,870	38,678	14.2% 増
老年人口割合	26.7%	36.1%	_

県人口は昭和30年の929千人をピークに、昭和50年代に一時的な増加はあったものの一貫して減少傾向にあり、平成20年代に入ってからは年間約5千人の減少と、さらに拍車がかかっている。平成27年10月の県人口は約692千人となっている。

今後もこの傾向は続く見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』によると、平成52年(2040年)の県人口は約521千人と現在の約4分の3になることが予想されている。

また、逆に65歳以上の老年人口は平成27年10月の224千人から平成52年は204千人と、ほとんど変わらないと予想され、その分、老年人口の割合は、平成27年10月の32.5%から39.1%へ上昇することが予想されている。この状態は県のすべての郡部(町村)で平成27年10月現在すでに起こっている状態である。県全体が、現在の郡部に近い人口構成になると予想されているわけである。あまり変わらない気もするが、当然ながら、現在も郡部だけでは行政サービス、経済が成り立っていない状態にある。財源を提供できる市部があるため、存続できているわけである。日本全体の老年人口割合も平成52年には36.1%に達し、濃淡こそあれ、日本全体がこのような状況になるということは、どこにも

依拠できる都会が存在せず、根本的に社会を変えていく必要があることを意味 している。

医療について見ると、医療を必要とする人は主にこの老年層であるから、今後も島根県の医療を必要とする人口はあまり変わらないと予想される。しかし、県立病院を通じて医療を提供する側である県の財政を考えると、財源を生み出す生産年齢層が逆に大きく減少するのであるから、あくまで予想ではあるが、人口動態的には県が営む医療の維持には赤信号が灯っていると考えざるを得ない。

② 病床数(医療圏による病床数の制限)

医療を必要とする人口がさほど減らないと言っても、病院のキャパシティ(容量)、特に入院のキャパシティを決める病床の数は法の規制下にあり、フレキシブルな変更ができるわけではない。

両病院ともに、島根県の二次医療圏としては、「出雲圏」に属する。県保健医療計画では、現在の出雲圏の病床数 2,304 床に対して、平成 25 年 4 月に設定された新基準病床数は 2,035 と、基準病床数に対して 269 床の過剰となっている。

この病床数については、現在、大きな動きがある。平成 26 年 6 月の「医療介護総合確保推進法」の施行を受けて、平成 27 度以降、都道府県は医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされた。そして平成 27 年 3 月 31 日に厚生労働省より「地域医療構想策定ガイドライン」が示され、「医療提供体制の確保に関する基本方針」も同日改正された。この方針によると、「地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進するため」、原則として二次医療圏ごとの平成 37 年における病床数の必要量を含む医療提供体制を定めることになった。これに基づく地域医療構想は県において現在策定中であり、報告日現在未確定であるが、さらに病床数を削減する方向になることは間違いない。病院だけでなく、自宅や介護施設も含めた地域全体で支援するという方向である。

これは、国の政策における「医療費抑制」が根本にある。上記のように、人口減少により医療保険料の出し手が減少していくのに対し、医療の体制が現在のままであると、医療費の支出はそれほど減らない。とすれば、医療財政の破綻が目に見えている。そこで、「医療費抑制」が政府の医療行政の最大のテーマとなっている。ここで取り上げた病床規制がどのような趣旨で行われてきたかはともかく、現在は「医療費抑制」の実現手段となっているように思える。現在も過剰病床の積極的な削減はされていないが、病床過剰な医療圏であれば、癌の専門病床など「更なる整備が必要となる一定の病床」を除き、新設は難しい。両病院にとっても当該規制が存在する限りは病床の拡大を通じた患者数の大幅な増加は難しい状況にある。

③ 診療報酬単価

ここまで患者数にかかわる要素を見てきたが、次に医療の単価である、診療報酬単価の状況はどうであろうか。いうまでもなく病院経営の柱は、病院が患者に外来や入院で医療を提供した時に発生する診療報酬である。その価格である診療報酬単価は、「公定価格」であり、2年に1度改定される。数万種類にも及ぶ医療行為すべてに点数をつけ、その点数によって報酬が決まるしくみである。②で見たように、現在、政府の医療政策の柱は「医療費抑制」がキーワードであり、高い診療報酬単価を得るためのハードルは改定のたびに高くなっているのが現状である。たとえば、最も基本的な診療報酬単価として基本診療料の中の入院基本料が挙げられる。中央病院では7対1という最も高い入院基本料を得ているが、その条件も厳格化される方向にある。平成26年度の診療報酬改定での厳格化の意図は、医療機関の棲み分けという政府の重点課題を反映した、入院期間の短縮と自宅や福祉施設等での在宅療養の促進であった。また、患者が大病院に集中しないよう、紹介率が低いと報酬が低くなるなど、その他の基本料、特定入院料、様々な「加算」も含めて、極めて政策的に決定される。

したがって、診療報酬改定によって病院のあり方を根底から覆される危険は常にある。患者が減少しても高い報酬単価で収益の落ち込みをカバーしていくためには、投資まで含めて、政府の意図をしっかりと認識した対応が必要になる。

4) 医師

以上の病院事業環境を支えるすべてのベースが医師である。医師がいなければ医療はできない。診療報酬は多くの場合、医師が診療行為を行わなければ発生しない。

ところが、島根県では医師が不足している。中央病院でも、こころの医療センターでも、現場からは悲痛な叫びが聞こえてくる。なかなか医師を確保できないのである。これはなにも県立病院に限ったことではなく、県全体、あるいは日本全体の現象である。平成16年までは、医師免許を取得したらそのまま大学の医局(診療科を単位として、その科の教授を頂点とする運命共同体)に入り、大学病院で専門の診療科に就いて2年間の臨床研修を経た後は、医局人事で関連病院と大学病院を行き来するのが通例であった。中央病院も、他府県の大学からの派遣が多かったが、平成16年に始まった新臨床研修制度で環境ががらりと変わった。医局を介在させずに、医学生が行きたい病院を選び、それと同時に病院が採用したい医学生を選び、コンピュータで「マッチング」を行う方式になった。つまり卒業後臨床研修を行う先を自由に決められるようになったのである。自由に選べるなら、都会に行きたいのが若者である。都会の学生が島根を臨床研修先として選ぶ可能性もなくはないが、たとえば京都から見たら、行けるのは倉敷止まりで、そこから伯備線に乗り替えなければいけない島根には人が集まりにくいというのが現状である。また、せっかく島根大学や鳥取大学で学んでも、

みんな都会に出ていってしまう。いったん出ていった若手医師は、研修先の指導医に影響される傾向が高く、Uターン希望であっても島根に戻ってくる確率は低くなる。さらに、医局は地方の病院に医師を派遣しているのだが、派遣できる医師が減ってしまった。それに加え、大学病院で研修医の指導にあたる医師が必要になったため、地方の病院から医師の引き揚げが起こった。これには大学が法人化され、交付金も減らされるため、自前で利益を上げなければいけなくなったことも大きく影響している。

また、医学の進歩に伴い、医療の専門分化が進んでいる。「専門医」を志向する医師にとっては、山陰では症例が集まりにくく、専門医と認定されるための必要な症例数を経験できないため、やはり都会に出ていく若手医師が多いという声もある。

県でも医師確保(招聘)に全力を尽くしている。病院事業管理者自らが、県の地域医療支援担当参与として県の医療政策に深く関わるとともに公益社団法人全国自治体病院協議会副会長として、医師の地域偏在解消の仕組みづくりを日々訴えておられることは高く評価できる。島根は医師不足の点でも先進県であり、他県に先駆けて行政と医療の連携が進んでいる。医療政策課も相当の体制を採って成果を挙げつつある。是非これを継続するとともに、県知事、県議会といった政治サイドもさらに理解を深めて全県挙げてさらに情報を発信していく必要がある。

(5)県立病院の果たす役割と重点課題

これらの環境を踏まえ、中期計画には県立病院の基本的役割と重点課題として、次のことが挙げられている。

- ① 政策医療…県内全域をエリアとした政策医療の実施
 - (ア) 高度・特殊・専門医療
 - (イ) 救急医療、大規模災害、原子力防災などの医療対応
- ② 地域医療…地域医療に対する積極的な支援
 - (ア) これまでの支援の継続・・・隠岐島遠隔医療支援、へき地代診医派遣、防災へリによる救急搬送、離島の精神科医療支援としての医師派遣、ドクターへリ導入など
 - (イ) 今後・・・しまね医療情報ネットワーク(まめネット)の普及促進による 圏域内外の医療機関との連携促進、三次医療機関としての機能強 化、こころの医療センターでの「子供の心の診療ネットワーク事業拠 点病院」促進など
- ③ 人材育成…県内医療従事者の研修・研究機能
 - (ア) 地域医療への支援強化
 - (イ)職員の育成・確保…医療従事者の処遇の改善、勤務環境整備、資格取得支援など、人事評価制度の本格実施、一般行政職場との人事交流サイクルの見直しなど

2. 中央病院の概要

(1)概要



中央病院は、県内唯一の県立総合病院である。昭和 15 年開設の私立松乃舎病院を前身とし、昭和 23 年の県立病院化を経て、平成 11 年に現在地に移転した。「真に必要な医療」を提供する「最後の砦」としての高度急性期医療を担うため、医療の重点を「5 疾患 5 事業(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の 5 疾患と、救急、小児、周産期、僻地、災害の 5 つの政策医療)」と定め、県内最高の医療の提供と、患者や地域住民からの信頼を得るべく努力している。また、新病院移転とともに全国に先駆けてペーパーレス、フィルムレスの電子カルテシステム(IIMS)を開発、運用するなど、医療面だけでなく経営面でも先進的な取組みが見られる。

① 所在地 出雲市姫原 4-1-1

② 診療科目

リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、内視鏡科、検査診断科、病理組織診断科、総合診療科、精神神経科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ・アレルギー科、血液腫瘍科、内分泌代謝科、感染症科、外科、乳腺科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、血液血管外科、泌尿器科、腎臓科、形成外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、救命救急科、麻酔科、手術科、集中治療科、小児科、小児外科、新生児科、産婦人科、地域医療科(院内標榜38科)

③ 看護基準

<一般>

一般病棟入院基本料(7 対 1 入院基本料) (急性期看護補助体制加算 2 25 対 1)

<精神>

精神病棟入院基本料(13 対 1 入院基本料)(看護補助加算 2 50 対 1)

④ 病床数

679 床(一般 633 床、精神 40 床、感染症 6 床)

⑤ 建物等の概要

敷地面積 66,917 ㎡ 延床面積 58,948 ㎡ (病院本館) 54,700 ㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造/地上10階/搭屋2階

(エネルキー棟) 2,593 ㎡ 鉄筋コンクリート造/地上2階

(保育所棟) 431 m 鉄骨造 平屋

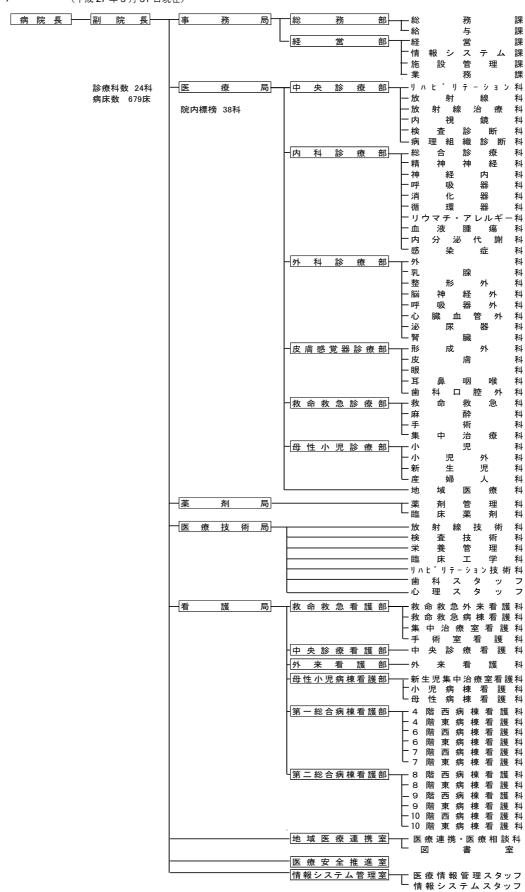
駐車台数 約 1,200 台

(2)沿革

年度	沿革
昭和 15	私立松乃舎病院として開設
年 1 月	4年4月1日 7日
昭和 23	島根県に移管、島根県中央病院として発足
и <u>п</u> ли 23	診療科数5科(内科・外科・産婦人科・小児科・耳鼻咽喉科)
昭和 28	市町村組合立伝染病棟(30 床)が附設
昭和 32	診療科増設(眼科・皮膚泌尿器科・精神神経科・歯科)
ндин Э2	総合病院として承認される
昭和 38	病院の名称を「島根県立中央病院」と改称
昭和 52	地域医療室(現・地域医療科)を設置
昭和 54	救急救命センターの指定を受ける
昭和 56	NICU(新生児集中治療管理室)を整備した周産期センターを設置
昭和 61	心臓血管外科を新設
平成 5	救命救急科・形成外科・小児外科・中央手術科を設置
平成8	血液免疫科・内分泌代謝科・腎臓科を新設
平成 9	内視鏡科・病理組織診断科・アレルギー科・呼吸器外科を新設
平成 10	現在地に新病院竣工(翌年度開院)
平成 10	(財)日本医療機能評価機構による評価認定
平成 11	IIMS(統合情報システム)が稼動
平成 17	新生児科を新設、総合周産期母子医療センターに指定される
平成 18	診療群分類別包括評価(DPC)による診療報酬支払対象病院に指定され
平成 10	る
	病院事業への地方公営企業法全部適用により、病院事業管理者設置、
平成 19	病院局所轄となる
	放射線治療科、医療安全推進室、情報システム管理室を新設

平成 20	乳腺科を新設
亚出 24	7対1看護基準の開始
平成 21	院内保育所を開設
平成 22	がん専門薬剤師及び認定薬剤師制度研修施設認定を受ける
	感染症科を新設
平成 23	島根県ドクターへリの基地病院として運航開始
	研修棟竣工
	集中治療科を新設
₩ 4 04	島根県立中央病院、県立広島病院及び山口県立医療センターにおける
平成 24	病院間相互協力に関する協定の締結
	中国地方 5 県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定の締結

(3)組織図 _(平成 27 年 3 月 31 日現在)



報

(4)財務諸表

① 損益計算書 (業績)の推移

		道)	単位:百万円、	△はマイナス(損失)を示す)
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医業収益	16,418	16,871	16,776	16,356	16,597
入院収益	11,697	12,009	12,011	11,635	11,690
外来収益	3,845	3,986	3,882	3,839	4,004
その他医業収益	876	875	882	881	902
医業費用	16,636	17,567	17,800	17,870	18,417
給与費	7,721	7,886	8,075	8,173	8,305
材料費	4,477	4,825	4,747	4,458	4,532
経費	2,645	2,876	2,983	3,148	3,388
減価償却費	1,676	1,656	1,867	1,945	2,058
∐資産減耗費	28	235	33	49	39
研究研修費	90	88	96	97	96
医業損益	△ 218	△ 697	△ 1,024	△ 1,514	△ 1,820
医業外収益	1,826	1,830	1,916	1,771	3,027
負担金	1,463	1,466	1,437	1,393	1,346
その他	363	364	479	378	1,681
医業外費用	1,224	1,240	1,319	1,243	1,439
支払利息	579	547	525	492	461
その他	645	693	794	750	978
経常損益	383	△ 107	△ 427	△ 986	△ 232
特別利益	30	2	52	6	35
特別損失	8	9	10	8	3,481
4 当年度純損益	406	△ 113	△ 384	△ 988	△ 3,678
1. 法压停+11 弗	1.070	1.050	1.007	1.045	0.050
減価償却費	1,676	1,656	1,867	1,945	2,058
う簡易キャッシュフ ロー(A+B)	2,082	1,543	1,483	957	△ 1,620
経常ベース(※)					1,826
一般会計負担金 (収益的収入)	2,078	2,094	2,116	2,046	1,993
一般会計繰入前 収支(C-D)	4	△ 551	△ 633	△ 1,089	△ 3,613
経常ベース(※)					△ 167

(※)Aの代わりに経常損益を用いたもの

上記のとおり、いずれの年度においても医業損益は赤字、また、平成22年度を 除き、経常損益、当年度純損益も赤字となっている。

ただし、減価償却費を足し戻した簡易キャッシュフローで見ると、いずれの年度 も経常損益(収支)ではプラスとなる。平成26年度は新会計基準への変更のため、 過年度の退職給付引当金等を一括計上したことなどにより特別損失を計上してい るが、これを除くと各年度とも当年度純損益(収支)も簡易キャッシュベースではプ ラスとなっている。

一方、その簡易キャッシュフロー(当年度純損益ベース)から一般会計から受け取っている負担金のうち損益に影響する収益的収入(次項②参照)を除いて、繰入前の収支で病院事業自体(自力)の収益性を見ると、平成 23 年度以降はいずれの年度も赤字(支出超過)となる。

以下の②で詳細を見るが、一般会計負担金は、不採算であっても政策上どうしてもしなければならない医療、つまり県が政策として果たすべき、「最後の砦」としての機能について、その不採算部分を県の一般会計が負担するものである。しかし、これらを除いた収支でも赤字であるということは、「真に必要な医療」に対して一般会計が負担しきれていないか、本来採算が合う医療の部分で無駄が生じて採算が取れていないかのどちらかである。この赤字が何に起因するのかをしっかり把握していかなければ、県民の納得する最適な負担額を見出していくことができない。今回の監査ではこのような観点で検証を行ったつもりである。

② 一般会計負担金の推移

一般会計負担金(一般会計繰入金)とは、(i)その性質上、地上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、(ii)地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で、政令で定められたものについて、地方公共団体の一般会計(または特別会計)において負担する経費のことであり、内容的には次の2つに分けられる。

(ア)収益的収入に該当する負担金

損益項目に対する負担金であり、損益計算書上、その性質によって、診療 行為を行ったが診療報酬が不十分であるため負担する性質のものを医業 収益に、県の一般会計が本来的に負担すべき経費(例:退職者に病院で 退職金を支払ったものの、その者が知事部局など病院以外で勤務していた 期間にかかわる退職金部分)などを医業外収益のその他の医業外収益に、 それ以外を医業外収益の負担金に計上する。

(イ) 資本的収入に該当する負担金

主に病院の建設改良(設備投資)への支出を賄った企業債償還のための 負担金である。これらは従来資本剰余金で処理していたが、会計基準の変 更に伴って、繰延収益(長期前受金)で処理するとともに、その資金で調達 した資産の減価償却にあわせてこれを順次収益化することとした。なお、財 務諸表上は、収益化の際に長期前受金自体を減額せず、長期前受金収 益化累計額という評価勘定を使って間接的に表示している。

(単位:百万円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的収入	2,078	2,094	2,116	2,046	1,993
救急医療確保経費、看護師確保養成事業経費、 保健衛生行政経費	478	468	483	497	514
医業収益-その他の医業収益 計上分	478	468	483	497	514
高度な医療、特殊な医療に要する経費等	585	590	618	615	591
企業債利息	381	361	345	324	304
行政経費(共済追加費用負担金等)	497	515	474	453	451
医業外収益-負担金 計上分	1,463	1,466	1,437	1,393	1,346
退職給与に係る一般会計負担金	23	12	81	22	44
併任医師給与費一般会計負担金	113	130	115	134	90
東日本大震災職員派遣経費	1	17	0	0	0
医業外収益-その他の医業外収益 計上分	137	159	196	156	134
資本的収入	1,005	817	1,171	1,191	1,224
企業債償還金(元金)	1,005	817	1,171	1,186	1,224
負担金(下水道受益者負担金)	0	0	0	0	0
会計システム更新経費	0	0	0	4	0
수탉	3 083	2 911	3 287	3 236	3 217

直近5年間の一般会計負担金の推移は以下のとおりである。

上記のように、一般会計負担金は臨時的要素を除けば毎期ほぼ 3,000 百万円台前半で推移し、収益的収入は毎期 2,000 百万円前後でほぼ一定である。 内訳としては「企業債利息」が減少し、「救急医療確保経費、看護師確保養成事業経費、保健衛生行政経費」がわずかに増加傾向にある。また、資本的収入は企業債償還金が徐々に増加傾向にある。

③ 貸借対照表(財政状態)の推移

貸借対照表は、平成26年度より新会計基準を適用したことにより、平成26年度とそれ以前とでは少し異なる部分があるので注意を要する。

変更部分は、おおむね以下の点である。

- (ア) これまで資本金に計上されていた企業債を負債(償還期限まで1年以上の ものを固定負債、1年未満のものを流動負債)に計上した。
- (イ) ①で述べた通り、これまでほとんど、あるいはまったく計上されていなかった 退職給付引当金、賞与引当金等を負債に計上した。なお、この影響は特 別損失として平成 26 年度損益計算書にのみ反映されている。
- (ウ) ②で述べた通り、これまで資本剰余金に計上されていた、資本的収入としての一般会計負担金の受入を、長期前受収益として「繰延収益」に計上した。また、それを減価償却に応じて収益化しているため、①で医業外収益が増加している。
- (エ) これまで控除対象外消費税を「繰延勘定」として大科目を設けていたが、長期前払消費税として「固定資産」に計上した。

直近5年間の財政状態の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)

					<u> </u>
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	27,265	27,734	26,848	26,248	25,086
流動資産	9,670	11,182	11,157	11,199	9,565
うち現金預金	6,783	8,220	8,171	8,228	6,695
繰延勘定	671	709	662	630	0
資産合計	37,606	39,625	38,667	38,078	34,651
固定負債	44	44	44	44	23,452
うち企業債	0	0	0	0	20,366
流動負債	1,626	2,348	1,975	2,417	4,952
うち企業債	0	0	0	0	2,552
繰延収益	0	0	0	0	955
負債合計	1,670	2,392	2,019	2,461	29,358
資本金	45,955	47,383	47,097	46,940	22,101
うち企業債	27,033	27,643	26,187	24,839	0
剰余金	△ 10,019	△ 10,150	△ 10,449	△ 11,323	△ 16,808
資本剰余金	3,033	3,015	3,100	3,214	867
未処分利益金(△は 未処理欠損金)	△ 13,052	△ 13,165	△ 13,549	△ 14,537	△ 17,675
資本合計	35,936	37,233	36,648	35,617	5,294
負債・資本合計	37,606		38,667	38,078	

B 企業債残高 27,033 27,643 26,187 24,839 22,918 調達資金残高に 占める企業債の割 合(B/A;%) 69.8% 67.7% 65.2% 66.1%

(注)調達資本=負債・資本合計=資産合計

上記の会計基準の変更の結果、平成 26 年度に負債・資本合計(いわゆる貸方)の内訳構成がそれまでと正反対になっているが、実質的にはこの 5 年間でほとんど財政状態の構造に変化はない。

貸借対照表から財政状態を見ると、確かに、未処理欠損金が継続的に 10,000 百万円を超えてさらに増加傾向にあるのは懸念材料ではあるが、次の 点から未処理欠損金の大きさ自体については当面さほど問題とならないと考え る。

- (ア) 一般企業と異なり、県の信用があるため、当該未処理欠損金の存在が信用状態に直結するものでなく、資金調達に支障をきたしうるものではないこと。(実際に企業債の利率も平成 26 年度中の起債分で 0.27%と、超優良企業並みのレートが適用されている。)
- (イ) (ア)の裏返しであるが、簡易キャッシュフローが経常ベースで医業収益 に対し **10**%程度の黒字であること。
- (ウ) これまで、一般会計負担金、国庫補助金等によって調達した設備投資 資金が資本剰余金に計上されていたが、会計基準の変更により繰延収 益として処理し、減価償却に応じた収益化が可能となったため、しばらく は未処理欠損金がさほど増えていくものではないこと(なお、これは長期 的には資本剰余金も含めた「剰余金」全体でみればプラスの影響では ない)。

このように財政状態はあくまで会計的な処理の結果であるので、見た目に惑わされる必要はないであろう。実質的には企業債の起債と返済が着実にでき、現金預金の水準を維持することができれば、今後も財政状態としては安定して推移すると言える。

企業債による調達割合(残高ベース)は新病院建設当時の起債分の返済が進み、漸減傾向にあるものの、依然総資本の3分の2が企業債による調達である。上述のとおり、企業債による調達は利率も有利であり、償還金は県からの負担金で繰り入れられるが交付税措置の対象であるため、特に問題はないと考えられる。

しかし、第2章の事業環境の項で述べたように、今後、相当な環境変化が予想される。最も重要な現金預金(キャッシュ)を生み出す力を将来にわたって維持すること、特に①で見たような「自力」でのキャッシュフローの赤字を許容レベルに維持しつつ、医療の質の向上を図っていくことには相当なハードルが存在する。

(5)主要な経営指標

主要 病院経営指標

工女物机性自用标			中央病院			全国平均(平原	戈25年度)
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	一般病院	55500床以上
延べ入院患者数(人)	218,305	212,132	207,803	199,391	200,357	61,963	177,957
延べ外来患者数(人)	294,795	295,359	282,716	272,809	271,474	107,041	281,961
新規入院患者数(人)	13,294	13,136	13,103	12,728	13,002	ı	-
1日当たり入院患者数(人)	598	580	569	546	549	173	488
1日当たり外来患者数(人)	1,213	1,210	1,154	1,118	1,113	429	1,142
入院診療単価(円)	53,580	56,611	57,802	58,355	58,348	44,733	56,897
外来診療単価(円)	13,042	13,496	13,732	14,072	14,751	11,448	14,548
病床利用率(%)	88.9%	86.1%	84.6%	81.2%	81.6%	ı	-
平均在院日数(一般病棟、日)	14.2	13.9	13.8	13.5	14.6	18.8	13.6
紹介率(%)	47.7%	51.4%	57.9%	63.4%	61.4%	ı	-
逆紹介率(%)	38.4%	38.7%	41.5%	46.9%	76.6%	ı	-
給与費対医業収益比率(%)	47.0%	46.7%	48.1%	50.0%	50.0%	-	-
材料費対医業収益比率(%)	27.3%	28.6%	28.3%	27.3%	27.3%	-	-

「全国平均」は、全国の都道府県立病院(一般病院)の平成 25 年度の平均値である。また、平均在院日数は平成 26 年度から計算式が変更になっており、従来基準だと 13.4 日である。

患者数とそれに対応した病床利用率は漸減傾向にあるが、これは平均在院日数が短期化しているためでもあり、新規入院患者数はさほど減っていない。全国平均と比べて、際立った特徴はなく平均的といえるが500床以上の病院の平均と比較すると、患者数は入院が多く外来が少ない傾向がうかがえる。ただ、診療単価の面ではいずれも上回っている。

3. こころの医療センターの概要

(1)概要



こころの医療センターは、島根県立湖陵病院(昭和 44 年開院)を前身とする精神単科の病院である。平成 20 年に現在地に新築移転し、名称も「島根県立こころの医療センター」と改めた。開院以来、精神科救急・急性期治療、児童・思春期の精神疾患治療、退院促進や地域移行・定着支援、離島の診療支援、医療従事者の研修・教育など、常に先進的な試みを続けている。とくに同敷地内に公立の小中学校の分校である「若松分校」を併設し、入院児童生徒が安心できる環境での義務教育を保障している点は全国的にも非常に珍しい。地域に開かれた、質の高い医療の提供はもとより、人としての尊厳の尊重、きめ細かなニーズへの対応を通して、安心と安全が実感できる病院をめざしている。

- ① 所在地 出雲市下古志町 1574-4
- ② 診療科目

精神科、神経内科、心療内科

③ 看護基準

基本診療料

精神病棟入院基本料(15 対 1 入院基本料) 看護補助加算 2(50 対 1)(平成 26 年度) 看護補助加算 1(30 対 1)(平成 27 年度)

④ 病床数

242 床(うち児童思春期ユニット 26 床)

<病棟構成>

リハ I 閉鎖病棟 50 床 リハ I 開放病棟 50 床 集中治療 閉鎖病棟 45 床 多機能 閉鎖病棟 55 床 若松 開放病棟 児童思春期 26 床、青年期 16 床

⑤ 建物等の概要

敷地面積 43,143 ㎡ 延床面積 17,029 ㎡ (病院本館) 16,131 ㎡

鉄筋コンクリート 一部鉄骨造/地上3階

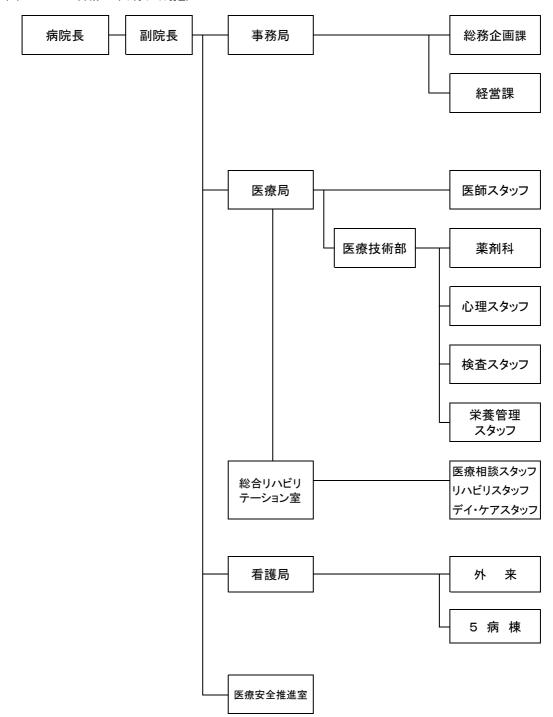
(若松分校) 898 ㎡ 鉄筋コンクリート造/平屋

駐車台数 176 台

(2)沿革

年度	沿革
昭和 44 年	島根県立湖陵病院診療開始
8月	全施設竣工、病床数 200 床
昭和 45	児童病棟診療開始
昭和 48	院内義務教育学級開設(湖陵町立小学校分学級)
昭和 49	院内義務教育学級に湖陵町立中学校分学級を併設
昭和 50	院内義務教育施設(小学校 1 学級中学校 1 学級)を若松学園と呼称
昭和 51	デイケア施設完成
平成 2	「若松学園」が「湖陵町立小・中学校若松分校」となる
平成 3	リハビリテーション科新設
平成 8	予約診療開始
平成 9	エンボスカード導入、院外処方一部患者に実施
平成 11	応急入院指定病院指定、精神科救急医療シスム導入
平成 12	隠岐病院へ当院医師の派遣開始
	精神科救急情報センター設置(夜間・休日)
平成 14	市町村合併により若松分校が出雲市立湖陵小学校・湖陵中学校分校
	となる
平成 17	PFI 事業契約締結
平成 19	新病院「島根県立こころの医療センター」(242 床) 開院
+/3X 19	同時に若松分校が出雲市立神戸川小学校・河南中学校分校となる
平成 24	医療安全推進室 設置
十以 24	子どもの心の診療ネットワーク拠点病院業務受託
平成 25	クロザピン(治療抵抗性統合失調症治療薬)の投与開始

(3)組織図 (平成 27 年 3 月 31 日現在)



(4)財務諸表

Α

B C

D

Ε

① 損益計算書(業績)の推移

(単位:百万円、△は損失を示す)

(単位:百万円、△は損失を示す)					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医業収益	1,622	1,594	1,506	1,417	1,408
入院収益	1,256	1,194	1,186	1,177	1,166
外来収益	302	327	259	180	181
その他医業収益	63	73	62	60	61
医業費用	2,414	2,353	2,414	2,151	2,164
給与費	1,419	1,340	1,449	1,300	1,338
材料費	248	256	171	106	100
経費	420	434	434	467	457
減価償却費	315	315	313	253	261
資産減耗費	1	0	40	16	0
研究研修費	10	8	6	8	8
医業損益	△ 792	△ 759	△ 908	△ 735	△ 756
医業外収益	718	796	734	766	1,057
負担金	649	692	653	688	712
その他	69	105	81	78	345
医業外費用	192	239	213	205	245
支払利息	112	111	110	108	105
その他	80	128	103	97	140
経常損益	△ 266	△ 202	△ 386	△ 174	56
特別利益	3	2	3	9	32
特別損失	4	4	4	8	978
当年度純損益	△ 266	△ 203	△ 386	△ 173	△ 890
	1				
減価償却費	315	315	313	253	261
簡易キャッシュフ	49	112	△ 73	80	△ 630
□—(A+B)					
経常ベース(※)					317
一般会計負担金 (収益的収入)	714	807	725	755	769
一般会計繰入前 収支(C-D)	△ 665	△ 695	△ 798	△ 675	Δ 1,399
経常ベース(※)	•				△ 453

(※)Aの代わりに経常損益を用いたもの

医業損益率	△48.8%	△47.6%	△60.2%	△51.9%	△53.7%
総収益に対する 一般会計負担金 の割合	30.5%	33.7%	32.3%	34.5%	30.8%

医業収益は漸減傾向にあり、平成 26 年度は平成 22 年度比で約 13%減少している。またこの期間の医業損益率は平均△50%前後と、医療提供による収益の 1.5 倍のコストが慢性的にかかることを意味しており、明確な不採算事業といえる。なお最終損益も赤字が続いているが、経常ベースでの簡易キャッシュフローはほぼ黒字となっている。これは上記のように一般会計より総収益の 30%以上の額が繰り入れられているためである。

平成26年度に会計基準変更はあったが5年間の損益構造にあまり変化はない。

なお、医業費用のうち、材料費は、医薬品の外来処方を原則として院外処方に切り替えたため、大幅な減少となっている(その分、外来収益も減少している)。

② 一般会計負担金の推移

こころの医療センターに対する直近5年間の一般会計負担金の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的収入	714	807	725	755	769
看護師育成、医療相談等に関する経費	55	64	53	51	51
医業収益-その他の医業収益 計上分	55	64	53	51	51
精神病院不採算経費	440	470	451	494	524
医師、看護師等研究研修費	5	5	5	5	5
企業債利息	112	111	110	108	105
行政経費(共済追加費用負担金等)	92	105	87	82	78
医業外収益-負担金 計上分	649	692	653	688	712
退職給与に係る一般会計負担金	9	37	2	0	5
心の医療ケアチーム派遣経費	1	0	0	0	0
特定診療科応援等に要する経費	0	14	16	16	0
医業外収益-その他の医業外収益 計上分	10	51	18	16	6
資本的収入	211	179	165	248	260
企業債償還金(元金)	134	102	88	170	183
資産購入費	0	0	0	1	0
建物年賦購入費	77	77	77	77	77
合計	925	986	890	1,003	1,029

一般会計負担金は毎期 1,000 百万円前後が繰り入れられており、うち 700~800 百万円が収益的収入である。この期間中、精神病院不採算経費が漸増傾向にあるが、その他目立った変化はない。

中央病院と比べ、①で見たように全体の収益規模に対する負担金の割合が 大きい。採算の取れる診療科を持つ中央病院と異なり、全体が政策的医療とい うことができる。

③ 貸借対照表(財政状態)の推移

(単位:百万円)

				,-	<u>+ </u>
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	5,993	5,707	5,369	5,215	4,958
流動資産	1,184	1,326	1,415	1,310	1,341
うち現金預金	881	962	1,163	1,030	1,076
繰延勘定	201	172	144	115	0
資産合計	7,378	7,205	6,927	6,640	6,299
固定負債	1,064	867	790	713	6,047
うち企業債	0	0	0	0	4,743
流動負債	151	274	385	162	512
うち企業債	0	0	0	0	201
繰延収益	0	0	0	0	13
負債合計	1,215	1,140	1,174	874	6,572
<u>資本金</u>	8,917	9,022	9,096	9,268	4,137
うち企業債	5,372	5,298	5,206	5,131	0
剰余金	△ 2,754	△ 2,958	△ 3,343	△ 3,503	△ 4,410
資本剰余金	8	8	9	22	5
未処分利益金(△は 未処理欠損金)	△ 2,762	△ 2,965	△ 3,352	△ 3,524	△ 4,415
資本合計	6,163	6,065	5,753	5,766	△ 273
負債·資本合計	7,378	7,205	6,927	6,640	6,299
企業債残高	5,372	5,298	5,206	5,131	4,944
調達資本残高に					

B 企業債残高 5,372 5,298 5,206 5,131 4,944 調達資本残高に 占める企業債の割 72.8% 73.5% 75.2% 77.3% 78.5% 合(B/A;%)

(注)調達資本=負債・資本合計=資産合計

Α

中央病院と同様、会計基準の変更の結果、平成 26 年度に負債・資本合計 (いわゆる貸方)の内訳構成(負債と資本の比率)がそれまでと正反対になっているが、実質的にはこの 5 年間でほとんど財政状態の構造に変化はない。

総資産はこの期間で約 1,000 百万円減少しているが、逆に現金預金は約 200 百万円増加している。総資産の減少の理由はほとんどが建物・構築物の減 価償却によるものである。この期間の新規投資はわずかである。

中央病院と同様、未処理欠損金が平成 22 年の 2,762 百万円から 4,415 百万円まで増加していることは懸念材料ではあるが、県の信用、キャッシュフローの黒字から未処理欠損金の大きさ自体については当面さほど問題とならないと考える。現状維持できれば、繰延収益の収益化により減価償却に応じて解消に向かう予定である。

企業債による調達割合(残高ベース)は約4分の3が企業債による調達である。

こころの医療センターは精神単科であり、政策医療であることが前提であるため、一般会計への依存が高いのは致し方ない。ただ、県としても前例踏襲で一般会計からの繰り出しを行うのではなく、ぎりぎりまでコスト削減をしているか、負担金を将来に向けた医療の質の維持などのために有効活用しているか、毎期ゼロベースで厳しく見ていかなければならない。

(5)主要な経営指標

主要 病院経営指標

TX MINUTED IT IN		こころの医療センター					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	
延べ入院患者数(人)	75,952	72,075	69,315	67,526	64,779	72,908	
延べ外来患者数(人)	24,840	26,077	26,975	25,663	25,325	35,051	
新規入院患者数(人)	328	329	2,179	318	284	_	
1日当たり入院患者数(人)	208	197	190	185	177	200	
1日当たり外来患者数(人)	102	107	110	105	104	138	
入院診療単価(円)	16,543	16,573	17,108	17,425	17,998	17,512	
外来診療単価(円)	12,157	12,543	9,594	7,011	7,143	8,707	
病床利用率(%)	86.0%	81.4%	78.5%	76.4%	73.3%	73.7%	
平均在院日数(日)	232	216	241	213	230	_	
長期入院(1年以上)患者率(%)	55.2%	58.3%	56.0%	54.6%	56.0%	_	
退院率(3か月以内)(%)	70.4%	73.5%	71.9%	70.1%	72.7%	_	
新規患者率(急性期病棟)(%)	63.0%	64.6%	57.5%	66.2%	67.9%	_	
退院率(急性期病棟)(%)	65.6%	63.8%	69.8%	67.0%	64.7%	_	
措置患者等受入率(%)	39.3%	34.8%	41.3%	30.3%	52.3%	_	
時間外等診療件数(件)	191	198	209	205	232	_	
任意入院以外患者構成率(%)	77.8%	83.9%	78.6%	87.1%	87.4%	_	
児童思春期新規受診者数(人)	164	186	150	126	134	_	
給与費対医業収益比率(%)	87.5%	84.1%	96.2%	91.8%	95.0%	91.1%	

^{※「}全国平均」は、全国の都道府県立病院の平成25年度の平均値である(ただし、精神科単独の数値がわかる項目のみ)。

給与費対医業収益比率の全国平均は、決算統計による数値であり、臨時職員賃金等を除いた数値となっている。

全国平均と比べると、病床利用率、給与費率ともに全国平均並みである。 また、中央病院と比べての大きな違いは平均在院日数の圧倒的な長さである。 これは数年から数十年にわたって入院している患者の存在が影響している。1 年以上の長期入院患者の割合も、この期間を通して全入院患者の半数を超えている。社会に不適応、自傷他害の恐れがある、家族もいないなど、病院しか居場所がない患者も多い。精神科の公立病院は、不採算であっても長期入院が多くなることは社会的な存在意義からして当然である。とはいえ、そのような長期入院患者にもあきらめることなく、できる限り早期退院・社会復帰をしていただけるよう努めるのも病院の存在意義であろう。また、社会復帰できる可能性が高い初期のうちにできる限り短期に濃密な医療を提供していかなければならない。医療現場の負担はその分大きいであろうが、それでこそ県民を納得させられる政策医療と言える。

また、長期入院の多さは決して病院だけの問題ではない。病院での精神科治療を終えた精神障碍者が入所・通所する社会復帰施設(授産施設・生活訓練施設・福祉ホーム等)が未整備なため、やむを得ず病院に長期入院せざるを得ないことも考えられる。世界的な精神科医療の動きは「入院医療中心から地域生活中心へ」と移っている趨勢からも、県や国、民間による総合的な環境整備の中で改善されるべき問題である。

さらに、全体の患者数は減っているが、「措置患者等受入率」や「時間外等診療件数」、「任意入院以外患者構成率」は著しい伸びを見せている。ここからも最後の砦として、現場がより一層、多忙になっていることが分かる。給与等の待遇面で報いていくにも、平成 26 年度は給与費率が 95%まで来ている。一般会計に今以上に頼らないためにも、収益向上を図る必要性が感じられる。

第3章 監査の結果及び意見

I. 監査結果のまとめ

上記の監査対象の概要を踏まえて、監査を行った結果、指摘事項は21件、意見は28件であった。その内訳は以下の表に示すとおりである。

構成は、まず大きく指摘・意見の対象「共通(各病院共通項目)」「中央病院」「こころの 医療センター」順に記載し、その中で次の **10** の項目区分順に記載している。

- 1. 戦略·事業管理
- 2. 固定資産
- 3. 棚卸資産
- 4. 未収金
- 5. その他資産管理
- 6. その他会計
- 7. 委託
- 8. 勤務体制・モチベーション
- 9. 情報セキュリティ
- 10. 事務効率・正確性

No.	項目	指摘·意見区分	ページ
	共通(各病院共通項目)		
1	医師不足への対策について	意見	31
2	薬剤管理の一元化について	意見	34
3	連帯保証人の本人・保証意思確認について	指摘	35
4	督促状の記載について(債務の特定)	指摘	37
5	督促状の記載について(法的手段)	指摘	37
6	連帯保証人請求までの期間について	指摘	37
7	連帯保証人請求について	指摘	37
8	法的手段の実施について	指摘	37
9	悪質債務者からの債権回収について	意見	43
10	債務者状況の把握について	意見	43
11	時効中断の正確な理解について	意見	45
12	時効管理手段の選択について	意見	45
13	未収金対応マニュアルの誤りについて	指摘	45
14	時効中断措置の証拠化について	指摘	45
15	債権放棄の基準設定について	指摘	49
16	過年度損益修正について	指摘	51
17	再委託手続きの違反について	指摘	53

No.	項目	指摘·意見区分	ページ				
18	病院間での委託の共同発注について	意見	53				
19	履行・業務報告違反について	指摘	53				
20	事務局の継続的レベルアップについて	意見	60				
21	事務の一元化について	意見	61				
	中央病院						
22	人間ドックによる観光戦略について	意見	62				
23	SNS の活用について	意見	64				
24	島根大学病院との連携について	意見	65				
25	細分化した採算管理の必要性について	意見	66				
26	固定資産システム間の整合性について	意見	69				
27	固定資産登録について	指摘	71				
28	固定資産実査について	指摘	73				
29	遊休資産の減損について	指摘	76				
30	遊休資産の売却意思決定について	意見	76				
31	棚卸資産の過大計上等について	指摘	81				
32	材料委託業者の請求チェックについて	意見	82				
33	公印管理について	意見	84				
34	金庫内の現金・預金通帳の管理について	指摘	85				
35	総勘定元帳の検索性について	意見	86				
36	検体検査業務入札について	指摘	87				
37	救急集中の改善について	意見	88				
38	会議体のさらなる効率化について	意見	90				
39	医療職員待機料について	意見	91				
40	看護師への処遇について	意見	92				
41	継続的なコストダウン提案制度について	意見	93				
42	USBメモリの管理について	指摘	94				
43	医療事務計算のチェックについて	意見	97				
こころの医療センター							
44	児童思春期など独自診療の拡充について	意見	98				
45	固定資産管理、実査について	指摘	99				
46	現金・切手の管理について	指摘	100				
47	入院患者預り金のチェックについて	意見	101				
48	職員の貢献評価について	意見	103				
49	職員による物品購入方法について	意見	104				

Ⅱ. 総括的意見(各病院に共通の項目)

この項目以下では、監査結果について、以下の【凡例】のような様式に従って述べることとする。 ただし、「未収金」、「委託」及び「固定資産」の一部の項目については、記述のまとまりの関係上、 個別の「指摘、意見」ごとではなく複数の「指摘、意見」を 1 つの枠内にまとめていることをご了承い ただきたい。

【凡例】

No.	連番	部局名	共通(各病院に共通の項目)、中央病院、こころの医		
			療センター		
			のいずれかを記載(一部、県医療政策課に関連する		
			項目はその旨示している)		
指摘·意	意見区分 指摘、意		見 のいずれかを記載		
概要	指摘、意	見の概要			
	(「未収金	(「未収金」、「委託」及び「固定資産」の一部の項目については、上記「指摘・			
	意見区分」	意見区分」を「指摘及び意見」とし、ここに区分した項目ごとに、【指摘】または			
	【意見】を記	を記載している)			
指摘·意見					
の内容(発					
見した事					
実)					
改善の方					
向性					

1.戦略·事業管理

No.	1	部局名	共通、医療政策課	
指摘・意見区分		意見		
概要	医師不足が深刻化してお	3り、収益や	あらゆる財政的な改革のボトルネック	
	となっている。			

指摘・意見の 内容(発見し た事実)

言うまでもなく病院は医師が居なければ診療ができず、収益を生むことができない。つまり、事業として成り立たない。したがって、医師の招聘は病院のあらゆる面で最も重要である。

すでに県としても医療政策における最大の課題として認識はしており、 様々な対策を採っている。特に平成 18 年に始まった奨学金制度は全国に先 駆けたもので、島根・鳥取両大学を中心に、県からの奨学金を受けて医師と なった奨学生が県内に定着するよう、仕組みを作ってきた。毎年、20 名程度 の新たな医師が誕生し、県内に勤務する医師も増加傾向にある。しまね地域 医療支援センター、大学などと連携して、1 人 1 人ニーズを確認しながら長 期的に島根をベースとしても支障のないキャリア形成支援を進めてもいる。 しかし、成果がいまだ十分ではないことが現場医師、病院長、病院事業管理 者等、幹部へのインタビューでも判明した。

具体的になぜ医師が集まらないかについては、第2章1.(4)事業環境の項で軽く考察したが、平成16年に始まった新しい臨床研修制度が、大学病院の医局が派遣する医師の引き揚げを促し、地方の病院と医師の供給源である大学医学部との関係が人事面で希薄になったということ、医療の専門分化を背景とした若手医師の専門医志向により、山陰では症例数が不足するため一度県を出ていった若い医師が戻ってこないこと、などの理由が主に挙げられるであろう。

診療科による偏在も顕著で、インタビューで認識した個別的な例でいえば、放射線科では画像診断の依頼件数に対してマンパワーが圧倒的に不足しており、多くの残業をしながら精神的にも肉体的にもギリギリの状態で何とかしのいでいる状況である。外科も激務のためか、50代のベテラン医師がほとんどであるという。研修で若い外科医を育てても、上手になったころには中央に出ていくとのことであった。今回のインタビューは極端なサンプルではなく、同様の悲痛な叫びがあちこちに存在すると考えて差し支えないであろう。また、そうしたベテラン医師の激務を見て、研修医も中央病院で勤務するのを避けてしまう可能性がある。

病院も県も何とかもう一段の工夫をしなければ、中長期にみて両病院、ひいては県全体の医療体制が崩壊し、県財政としてもこれまでとは次元の違う、後ろ向きの財政支出を強いられる可能性は否定できない。

改善の方向 性 素人である監査人が軽々と提言すべきものではないかもしれないが、多少、考えを述べておく。

① 勤務地選択の自由の打破

病院事業管理者には現在も医師の地域勤務の義務付けなど、「医師の地域偏在解消の仕組みづくり」を精力的に、継続して国に要望していただいており、頭が下がる思いであるが、ネックとなるのが「勤務地選択の自由」だとのことである。一般的なサラリーマンにはそのような自由はないし、同じ社会的インフラを担う公立学校の教員も、辞令ひとつでどんな僻地にも赴任しなければならない。医師という仕事にどんな特殊性があるというのだろうか。確かに「命を預かる尊い仕事」ではあるが、電車・バスやタクシーの運転手も、パイロットも、一瞬の迷いが医師とは比べ物にならないほど多くの命に係わる、「命を預かる仕事」である。発展途上国でもない先進国日本の田舎へ、たかだか1,2年の赴任もできないような医師が、命を預かっているなどと軽々しく言ってほしくないものである。是非、病院事業管理者には、すべての医師に田舎勤務を義務付ける制度の確立に邁進していただきたい。また、県はそのためにこれまで以上にサポートすることが望まれる。

② 知事のトップセールス

奨学金やそうした支援制度が転職に興味を持つ全国の医師の目にも留まるようにしなければならない。そのためにはトップセールスが必要である。予算編成時の重点要望、省庁への訪問、大臣・政務官等への面会・要望、さらには島根・鳥取両大学長や医学部長、付属病院長との情報交換などすでに取り組まれているところではあるが、状況を見るといまだその成果ははっきり表れていない。今後も病院事業管理者だけに任せるのではなく、ぜひ中央の、知事にしか出向けないような場でさらに強力に情報を発信していただくようお願いしたい。

③ ストーリー性を持たせた訴えかけ

県医療政策課による医療従事者無料職業紹介所「赤ひげバンク」は延べ 116 名の医師(平成 26 年 3 月現在)をこれまで招聘してきたが、キャリアの途中で島根で働くことを決めるのはなかなか容易ではない。そこで、「病院」も「島根」も商品であると認識し、マーケティングの思考を持つことが必要である。良いもの、良い制度を作れば売れるという過去の思考は捨て、「ストーリー」で訴えかけることが必要である。全国の医師に対して、島根県立病院での指導体制や日々の生活、1 か月、2 か月単位の生活まで含めた実際の姿を見せ、島根もいいなと思っていただく必要がある。ネット通販で中古本を買う際など、目に見えない多くの似たような製品から一つを選択する際に決め手となるのは、その製品をあたかも眼前にあるように思い描けるか否かである。病院への勤務もそれと同

じである。ストーリーを語れるのは、現場の医師である。個々の医師や それをサポートする事務職員や県庁職員がさらに時間を割いて、島根の 病院の魅力をアピールし、医師招聘に協力することが必要である。

県も島根大学医学部で県内の初期臨床研修病院の合同説明会を開催するほか、首都圏等での臨床研修病院説明会への参加や、インターネット転職サイトでの医師からの実体験に基づく発信もすでにされ、ストーリー性を持たせた情報発信にも取り組まれているところである。今後とも、より強く「ストーリー」を発信していき、中長期的に成果を上げるために、継続的により効果的な情報発信を試みていっていただきたい。

④ 働きやすい職場の維持

現在のようなネット社会では、内容の真偽は問わないまま、評価や評判が拡散していく。働きにくい職場は自然と淘汰されていく。何をもって働きやすいと感じるかは医師それぞれであろうが、決定的に働きにくいと感じる点は共通していると思われる。職員満足度調査などを定期的に行って、重点的に改善を行うことで、自然と、医師の就職・転職市場において良い評判が回り出す。監査人が把握したところでは、No.39(医療職員待機料について)で挙げた待機料や、当直明け duty(手術・外来)の緩和などを望む声があった。

徐々に改善が行われれば、現在、我慢して勤務されている医師にも残っていただける可能性が高まり、研修医にも、このまま中央病院で勤務 しても良さそうだと思ってもらえるであろう。

⑤ 研修医の獲得・医師派遣の拡充

現在も医療政策課を中心に鋭意行われているが、しまね地域医療支援 センター、大学などと連携して、研修医の獲得や、大学医局からの医師 派遣を継続的に求めるべきである。

全国を見渡せば、田舎の病院でも医師の集まっている病院はあると聞く。 医師不足を決して制度だけのせいにするのではなく、医師の「やりがい」を 高め、それを時代に合った形で発信できれば、良い方向に向かうのではない かと考える。

2.棚卸資産

No.	2	部局名	共通				
指摘・意見	 包分	意見					
概要	こころの医療センターと	中央病院との	の間で薬剤の在庫管理を一元化するこ				
	とが望ましい						
指摘•意見	一般的に、有効期限まで 1 年未満となった医薬品は、メーカーへの返品が						
の内容(発	できない。そのため、病院	で抱えておれ	いざるを得ず、多くの薬品が期限切れ				
見した事	で廃棄となってしまってい	る。					
実)	また、医薬品によっては	使用頻度が値	氐くても患者急変に備えたストックを				
	常に置いておかなければな	らないものも	もある。こうした薬剤は、期限切れを				
	起こしやすく、また高価な	ものが多いた	こめ、廃棄ロスも大きくなる。				
	さらに、患者用の医薬品だけではなく、生理検査用の試薬などもこころの						
	医療センターでは使用頻度が低いが、メーカーが小ロットに対応していると						
	は限らず、 1 , 2 回使用して	余ったら廃	棄、となりやすい。				
	このように、こころの医	療センターに	は、規模に比して過剰な薬剤在庫を抱				
	えざるを得ず、また、使用	ロットが小さ	さいため、廃棄につながりやすい。中				
	央病院と同じ病院局傘下の	企業体であり	り、また距離も近いのであるから、中				
	央病院との間で薬剤の融通	を行えばよい	いにもかかわらず、医薬品の一体的管				
	理が行われていないのは不	自然である。					
改善の方向	① 双方の病院で医薬品や生	上理検査の薬	剤等について、在庫数量を見ることが				
性	できるようにする。						
	② 期限切れまで1年未満る	となった、返	品不可能な薬品や、生理検査の薬剤に				
	ついて、中央病院のほう	ついて、中央病院のほうで需要があればこころの医療センターからも取り					
	寄せられるようにする。						
	③ 将来的には、医薬品の存	圧庫管理を一	元化すべきである。				

3.未収金

No.	3	部局名	共通
指摘・意見	 包分	指摘	

概要

入院申込書兼誓約書の連帯保証人欄に記載された保証人について、入院申 込書兼誓約書が提出された時点で、保証人の本人確認及び保証意思の確認を するように改善を求める(指摘)。

指摘・意見 の内容(発 見した事

実)

入院申込書兼誓約書について

1 医業未収金対応マニュアル

医業未収金(個人負担分)に係る債権管理について、中央病院には「中央病院滞納未収金対応マニュアル」があり、こころの医療センターには「こころの医療センター滞納未収金対応要綱」がある。内容的には、ほぼ同じであり、病院局は、これに沿って医業未収金(個人負担分)に対応している(なお、本項目を含め、以下の医業未収金の項目では、病院局の前記マニュアルないし要綱をあわせて「医業未収金対応マニュアル」という。また、「医業未収金(個人負担分)」については、単に「医業未収金」と記載する)。

医業未収金対応マニュアルによれば、入院患者について以下の対応をすることとされている。

「受付職員は、入院決定時に入院申込書兼誓約書等の各種提出書類を渡し、説明を行う。入院申込書の記載に不備があるときは、退院までに正しく記入して提出するよう、指導を徹底する。なお、特に「身元引受人」及び「連帯保証人」欄の確認を念入りに行うことにより、債権回収の手立てを講ずる。連帯保証人については、生計が別の者をたてるのが原則だが、生計が同一の者でも、その者に収入があれば連帯保証人として認める。連帯保証人をたてることができない場合は、その者に未収金がない場合に限り連帯保証人を立てずに入院を認める。ただし、その場合、その者が退院時に支払いをしなければ、「支払確約書兼誓約書」を提出させる。」

2 債権管理の実際

入院患者については、入院申込書兼誓約書を入院当日ないし退院日まで に記載してもらい、それを徴取していた。

しかし、入院申込書兼誓約書の中には、入院申込者に医業未収金がある にも関わらず、連帯保証人の記載の無いものが散見された。

連帯保証人の記載があるものの中には、友人・知人を連帯保証人としているものが多々あった。

また、入院申込者欄の筆跡と連帯保証人欄の筆跡が非常に酷似し、入院 申込者自身が連帯保証人欄も記載していることが疑われるものも散見され た。その中には、入院申込者欄に押印された印影と連帯保証人欄に押印さ れた印影が同一のものと疑われるものも存在した。 これらでは、その後、連帯保証人に対して催告文書等を送付しても宛先 不明で戻ってきたり、連帯保証人が保証契約の成立を否認したり、保証意 思を否認するなどして、連帯保証人が支払いを拒絶するものが多かった。

なお、入院申込書兼誓約書が提出された際に、当該入院申込書兼誓約書 に記載されてある連帯保証人に対して、身分証明書等の書類を徴取するな どの本人確認は行われておらず、また、連帯保証人に対して、電話で保証 意思を確認するなどの保証意思確認も行われていない。

ただし、中央病院においては、医業未収金発生後に、当該医業未収金に係る債権の債務者から分納の申し出があった場合には、「滞納金分納願書」の連帯保証人欄に記載された連帯保証人について、本人確認書類を徴取するとともに、連帯保証人に対して電話で保証意思の確認を行っている。

改善の方向 性

入院申込書兼誓約書の連帯保証人欄の確認の必要性

医業未収金対応マニュアルには、「身元引受人」及び「連帯保証人」欄の確認を念入りに行うことにより、債権回収の手立てを講じると記載されている。 しかし、入院申込書兼誓約書の提出時に、当該入院申込書兼誓約書の連帯保証人欄に記載されている保証人について、本人確認や保証意思の確認は行われていない。

連帯保証人に対して請求を行った事例において、連帯保証人と連絡がとれなかったり、連帯保証人が保証否認する事例が多く見られたが、入院申込書兼誓約書の提出時に、連帯保証人欄に記載された保証人の本人確認や保証意思の確認をすることによって、そのようなリスクを防ぐことができるであろう。

したがって、入院申込書兼誓約書の提出時に、当該入院申込書兼誓約書の 連帯保証人欄に記載された保証人について、本人確認や保証意思の確認を行 うべきである。

仮に、入院申込全件について、保証人の本人確認や保証意思の確認をすることが事務処理能力的に困難な場合でも、例えば、入院申込者の知人・友人が保証人となっている場合や、入院申込者欄の筆跡と連帯保証人欄の筆跡が酷似しており入院申込者自身が連帯保証人欄を記載していることが疑われるような場合など、連帯保証人に対する請求リスクの高い場合には、保証人の本人確認や保証意思の確認をすべきである。

号夕	卜第 44 号	島	根県	報 平成 28 年 3 月		
	No.	4~8	部局名	共通		
	指摘・意見	見区分	指摘			
	概要	4 督促状の債務の記載の付	上方を、債務	の特定が可能な記載に是正すべきであ		
		る【指摘】。				
		5 督促状の「指定期限まて	ごに完納され	ないときは、強制執行を行うことがあ		
		ります。」との記載を、例	列えば、「指定	定期限までに完納されないときは、訴		
		訟等の法的手段を行うこ	とがあります	ト。」との記載に是正すべきである【指		
		摘】。				
		6 医業未収金対応マニュアルにおける連帯保証人に対する請求までの期間				
		を短縮するなど適切な期	間になるよう) 改善を求める【指摘】。		
		7 連帯保証人に対する請求	えを早期かつ	確実に実施するよう改善を求める【指		
		摘】。				
		8 法的手段を積極的に実施するよう改善を求める【指摘】。				
	指摘・意見	債権管理について				
	の内容(発	1 医業未収金対応マニュアル				
	見した事	医業未収金対応マニュアルでは、医業未収金に係る債権に対する対応方				
	実)	法について以下のとおり定められている。				
		①電話催告、納入通知	書の交付			

退院後又は外来受診後に医療費等を納入せずに帰宅した者に対して は、未収金対応担当職員は、診療録等で事実関係を確認した後、当該診 療日又は退院日の翌日までに電話による催告を行い、速やかに納入通知 書を交付する。

②再度の電話催告

前記①による催告によっても、納入期限を経過してもなお納入されな い場合には、未収金対応職員は、再度、電話による催告を行う。

③督促状の発行

前記②による催告によっても、なお納入されない場合には、未収金対 応担当職員は、納期限後20日以内に督促状を発行する。なお、督促状の 発行に先立ち、納期限を10日経過した時点で、電話催告を行う。

分納を承認したものについて、約束期日を過ぎても納入がない場合は、 速やかに電話催告を行う。その後も分納計画に基づく支払いが滞った場 合には、該当する滞納未収金について督促状を発行の上、分納計画の確 実な履行を求める。

督促状の発行以降は、毎月1回以上文書催告又は電話催告を繰り返す。 なお、督促については、地方自治法施行令 171 条が定めているが、書 面によることは求められていないため、前記の電話催告等でも、期限を 指定して支払うよう催告すれば、地方自治法施行令 171 条の督促とされ る可能性がある。

④面談による催告

前記③による督促によってもなお納入されない場合には、未収金対応 担当職員は、該当患者の来院があった場合は、概ね四半期ごとに面談を 実施し、支払についての考え方、資力等の聞き取り調査を行った上で、 分納を含めた支払計画について患者と一緒に検討し、たとえ少額ずつで も誠実に支払ってもらえるように誘導する。

⑤自宅訪問による催告

前記④による催告によってもなお納入されない場合には、未収金対応 担当職員は、自宅訪問による催告を行う。

⑥連帯保証人に対する請求

前記⑤による催告によってもなお納入されない場合には、未収金対応 担当職員は、連帯保証人に対して電話により当該滞納未収金債務の履行 を求める。なお、連帯保証人に対する請求は、滞納未収金発生から 6 か 月を経過しても入金がないものについて実施する。

なお、地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号によれば、同法施行令 171 条の督促を実施した後相当期間を経過してもなお履行されないときは、 保証人に対して履行を請求しなければならないとされている。

⑦法的手段の検討

前記⑥による催告によってもなお納入されない場合には、債権管理者 は、法的手段による対応を検討する。

なお、地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号によれば、同施行令 171 条の督促を実施した後相当期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続等により履行を請求しなければならないとされている。

⑧個別重点管理について

債権管理者は、滞納未収金が 10 万円以上 (こころの医療センターでは 30 万円以上) ある債務者について、重点的に債権管理を行うものとする (重点管理の対象となる債務者を「重点債務者」という)。

重点債務者の状況報告及び対応策の検討は、未収金対策チーム事務部会において行う。同事務部会においては、法的手段を含めた具体的対応策を講じる。なお、法的手段はあくまでも相手方に支払能力がある場合のみ有効な手段であることから、未収金担当は、債務者の支払能力について、法的手段に入るかを判断するに十分な情報収集を行っておくものとする。

2 債権管理の実際

(1) 催告

医業未収金に係る債務者に対する催告については、医事業務の受託業者である S 社(中央病院)ないし N 社(こころの医療センター)が行っている。中央病院では、書面による催告及び電話での催告を行っている

が、こころの医療センターでは、書面による催告は行っていない。中央病院では、催告文書は、受託業者である S 社の医事室職員が起案、発送準備をし、事務局経営課が発送している。送料は、病院が負担している。 平成 26 年度の実績で、中央病院では 535 件、こころの医療センターでは 68 件の催告を実施している。

(2) 督促

督促状は、中央病院では、医事業務の受託業者である S 社が起案、発送準備をし、事務局経営課が発送するのに対し、こころの医療センターでは、事務局経営課が起案、発送準備をし、医事業務の受託業者である N 社が発送している。送料は、いずれも病院が負担している。平成 26 年度の実績で、中央病院では 288 件、こころの医療センターでは 32 件の督促を実施している。

なお、督促状の記載をみると、納入通知番号と未収金額の記載がある ものの、それだけでは債権の特定ができないような記載となっている。

また、督促状には、「指定期限までに完納されないときは、強制執行を 行うことがあります。」との記載があり、完納されないときは直ちに強制 執行が行われるかのような誤解を与える記載がある。

(3) 面談、訪問

面談については、両病院で医業未収金マニュアルの通りに実施されている。

訪問については、中央病院が、事務局経営課職員と受託業者である S 社の医事室職員の 2 名で実施している。訪問では、債務者の状況を把握するとともに、債務者から入金の申出があれば訪問徴収を行っている。 平成 26 年度の実績で、33 回 (484 人) に対して訪問を行い、そのうち 91 人から約 40 万円を徴収している。

これに対し、こころの医療センターでは、近年、訪問の実績はなく、 医業未収金対応マニュアル通りの運用がされていない。

(4) 連帯保証人に対する請求

中央病院では、医業未収金対応マニュアルの通り、医業未収金発生から 6 か月を経過したものについて、連帯保証人に対し請求を行っている (ただし、保証否認されるなどして支払を拒絶される事例が多いことに ついては前記のとおり)。

これに対し、こころの医療センターでは、医業未収金の発生から数年後に初めて連帯保証人に対して請求を行っていたり、そもそも連帯保証人に対する請求を行っていない事例があった。平成25年度には、全ての連帯保証人に対して請求を行ったものの、宛先不明で請求書が戻ってくるものもあった。

(5) 法的手段

医業未収金対応マニュアルでは、医業未収金に係る債権について、最終的には法的手段を検討するものとされているが、中央病院及びこころの医療センターの双方で、法的手段の実績は無かった。

(6) 債権管理の委託

病院局は、平成 27 年 2 月から、医業未収金に係る債権の収納業務を法律事務所に委託している。

委託する債権の範囲は、医業未収金のうち各県立病院長が収納業務を 委託することが相当であると判断した案件とされ、分割納付中の債権等 一部の例外を除いた債権が対象となっている。

委託業務の内容は、交渉、所在調査、集金、報告等であり、支払督促 及び訴訟等を支援若しくは代行する業務も含まれている。

ただし、法的手段については、病院局が実施するのか、受託業者が実施するのか、受託業者が実施するとしてその費用はどうするのかなどの諸点につき、まだ「今後検討」という状態である。

改善の方向 性

督促状の債務の特定の必要性

督促状は、債務者に対して債務を認識させ、その債務の履行を促すものであるから、債務の特定をすることが必要である。

また、督促は、時効中断の効力を生じることから(地方自治法 236 条 4 項)、 どの債務について時効中断の効力が生じたのか明確にするためにも、債務の 特定が必要である。債務の特定には、債務の種類、債務の発生原因・発生年 月日、債務の金額等の記載が必要であろう。

しかし、督促状には、納入通知番号及び未収金額の記載があるものの、未収金の内容としては「納入通知書のとおり」と記載してあるだけで、債務の特定が不十分である。

したがって、督促状を、債務の特定ができる記載に是正すべきである。

督促状の記載の是正の必要性

督促状の「指定期限までに完納されないときは、強制執行を行うことがあります。」との記載を法律に詳しくない債務者が見れば、督促状の指定期限までに完納しなければ、直ちに強制執行を受けると解釈するであろう。

しかし、債務者が督促状の指定期限までに完納しない場合に、直ちに強制 執行できるわけではない。強制執行を行う場合には、勝訴判決等の債務名義 が必要であるが、督促状は債務名義ではないので、督促状に基づき強制執行 をすることはできない。

したがって、債務者に誤解を生じさせないためにも、前記の記載を、例えば、「指定期限までに完納されないときは、訴訟等の法的手段を行うことがあります。」との記載に是正すべきである。

連帯保証人に対する請求開始時期の見直しの必要性

医業未収金対応マニュアルによれば、債務者が督促後なお履行しない場合

には、医業未収金の発生から 6 か月経過後を目途に、連帯保証人に対する請求をすることになっている。

また、同マニュアルによれば、督促状の発行が納期限後 20 日以内とされていることから、督促から連帯保証人に対する請求までに 5 か月以上の期間がある。

ところで、地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号では、同法施行令 171 条の 督促後相当期間経過してもなお債務者が履行しない場合には、保証人に対し て履行請求しなければならないと定めている。

一般に、医業未収金発生から期間が経過すれば経過するほど、保証人と連絡がとれなくなったり保証人が履行に応じないリスクが高くなる上、保証人の支払能力の低下や資産の散逸等による回収リスクが高まることから、同法施行令のいう「相当期間」として、同マニュアルが督促から連帯保証人に対する請求まで 5 か月以上の期間を設定しているのは、不相当に長い期間と思われる。

したがって、同マニュアルの連帯保証人に対する請求を実施する期間設定 について、同法施行令の趣旨に鑑み、不相当に長期間となっていないか検討 し、適切な期間を設定すべきである。

連帯保証人に対する請求の確実な実施の必要性

前記のとおり、地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号によれば、同法施行令 171 条の督促を実施した後相当期間経過してもなお債務者が履行しない場合、保証人に対して履行を請求しなければならないとされている。

しかし、こころの医療センターでは、平成 25 年に保証人に対する一括請求 がされたものの、保証人に対する請求が数年経過して初めてされている事例 や、そもそも保証人に対する請求をしていない事例があった。

これは、同法施行令 171 条の 2 第 1 号に違反している可能性が高いので、 そのような取り扱いを是正し、連帯保証人に対する請求を早期かつ確実に行 うよう改善すべきである。

法的手段の実施の必要性

裁判上の請求や支払督促の申立等の法的手段は、時効中断の効力を生じるとともに、判決が確定すれば、時効期間が 10 年に伸長する有効な手段である。もちろん、確定判決は、債務名義となるので、それに基づき強制執行が可能となり、債権回収においても大変有効な手段である。

また、地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号は、同法施行令 171 条の督促を 実施後相当期間経過してもなお債務者が履行しない場合には、訴訟手続等に より履行を請求しなければならないと定めている。

医業未収金対応マニュアルでも、最終的には法的手段を検討する旨記載されているが、病院局においては、これまで法的手段の実績はゼロである。

このような取り扱いは、同マニュアルに反しているばかりか、同法施行令

171 条の 2 第 3 号に違反している。法的手段を怠り、医業未収金を時効消滅させることは、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号の「怠る事実」に該当するとして損害賠償責任を負う危険性があり、実際に法的手段を怠り債権を時効消滅させたことが前記「怠る事実」に該当するとして損害賠償責任を認めた裁判例がある(東京高裁平成 13 年 2 月 22 日等)。

法的手段は債権管理において費用対効果の点でも有効と思われる。すなわち、支払督促の申立の場合、手数料は訴額が10万円までであれば500円、50万円まででも2,500円である(その他切手代が必要)。支払督促は書類審査のみで裁判所に行く必要がないので手間もかからない。

催告や面談、訪問等を繰り返すことには、催告文書の送付料や訪問に伴う 交通費、人件費等のコストに加え、債務者に直接対応することによる肉体的、 精神的ストレス等が大きいのに対し、低コストで手間もかからず、かつ、時 効中断や時効期間が 10 年に伸長され、強制執行に必要な債務名義にもなる支 払督促の申立の方が、費用対効果の点で優れていると思われる。

したがって、法的手段を積極的に実施すべきである。

No.	9~10	部局名	共通			
指摘・意見		 意見				
概要	9 悪質と思われる債務者に	 Z対しては積	極的に法的手段を実施し、それでも任			
	意の支払をしない債務者	に対しては、	強制執行により債権回収を図るよう			
	改善を求める【意見】。					
	10 医業未収金に係る債権の債務者に対応するにあたっては、法的手段や強					
	制執行を念頭に置き、債務者の資力や資産等の支払能力を把握するよう改					
	善を求める【意見】。					
指摘·意見	悪質と思われる債務者につ	いて				
の内容(発	医業未収金に係る債権の	債務者の中に	こは、支払能力があると思われるにも			
見した事	関わらず、「○月○日には対	友払います。]	と約束しては約束を守らずの繰り返			
実)	しで支払をしない者や、連	絡を拒否した	たり、理不尽な言い分を言って支払を			
	しない者などの悪質と思われ	れる債務者が	が散見された。			
	しかし、病院局は、その	ような悪質。	と思われる債務者に対しても法的手段			
	を実施していない。					
			生的手段を実施していないことはもと 			
	より、同医療センターに通院する患者の特性に鑑み、病状等に配慮する結果、					
	なかなか債務者に対して強い態度をとることができない状況にあるようであ					
ルギのナウ	った。	トフムト				
改善の方向	悪質と思われる債務者に対する対応					
性	病院局は、前記悪質と思われる債務者に対しても法的手段を実施していな ,、					
	い。 - 1 か1 安島た未払の窓	認め医業未旧	 収金の放置、消滅時効による回収不能			
			いことはもとより、債務者の中には厳			
			費を支払っている者もいることから、			
			こも、債権回収を躊躇してはならない。			
			があるにも関わらず、合理的な理由な			
	 く支払に応じないような悪	質と思われる	る債務者に対しては、法的手段を積極			
	的に実施し、債務名義を取	得後、それ [~]	でも任意の支払いをしない債務者に対			
	しては、強制執行により債を	権回収を図る	ることを検討すべきである。			
	債務者の資産等の把握の必	要性				
	医業未収金処理マニュア	ルでは、時刻	効管理を含めた債務者との対応につい			
	ての記載はある程度あるも	のの、法的	手段や強制執行等の債権回収のいわば			
	「出口」に関する記載はほ	とんどない。				
	債権は回収するものであ	り、時効管理	理を含めた債務者との対応をするにあ			
	たっては、法的手段や強制	執行等の債権	権回収の「出口」の問題も意識した対			
	応をしなければならない。	例えば、強制	制執行を念頭におけば、債務者に対応			
	するにあたって、債務者の	就業先、収入	入、資産等について可能な範囲内で調			

査を行うことが必要であろう。

したがって、時効管理を含めた債務者との対応をするにあたっては、法的 手段や強制執行を念頭に置き、債務者の資力や資産等の支払能力を把握する よう改善すべきである。

			1777		
No.	11~14	部局名	共通		
指摘・意	見区分	指摘及び意見			
概要	11 時効中断についての正確な	な理解に努めるべる	きである【意見】。		
	12 費用対効果の観点も踏ま	えた上で、状況に	芯じて、費用対効果に最も優れた		
	時効管理手段を選択するよう	う改善を求める【意	意見】。		
	13 医業未収金対応マニュア/	レに記載のある時 ₃	効中断事由のうち、「支払命令(民		
	法第 150 条、民事訴訟法第 439 条)との記載を、「支払督促(民法第 150 条、				
	民事訴訟法第392条)との記載に是正すべきである【指摘】。				
	14 時効中断措置については、	必ず証拠化する。	よう改善を求める【指摘】。		
指摘・意	時効管理について(「医業未収金	き対応マニュアル」)			
見の内容	医業未収金対応マニュアノ	レによれば、「消滅	時効完成の防止」として以下のと		
(発見し	おり定められている(なお、	「時効の完成」と	は、時効期間が経過することをい		
た事実)	う)。				
	「未収金担当は、消滅時効の	の完成を防止する	ことを念頭に置き、特に重点債務		
	者に対しては、定期的に催告	告を繰り返すもの と	とする。なお、時効の中断事由で、		
	当院で該当する主なものはと	欠のとおりである。	これらの時効中断事由があると、		

①督促状(地方自治法第236条第4項による民法第153条の特例。時効中断の効力は最初の1回のみ生じる。)

それまでに経過した時効期間は無効となり、改めて時効は進行を始める(民法

②承認

157条)。」

- ③支払命令(民法第150条、民事訴訟法第439条)
- ④破産手続参加(民法 152 条)
- ⑤和解のためにする呼出又は任意出頭(民法 151 条)
- ⑥裁判上の請求(民法 149条)

また、医業未収金対応マニュアルによれば、「会計職員は、支払確約書や分納申出書など、納入を確約した書類の管理を適切に行う。なお、これらの書類は、時効中断事由の「承認」に当たる重要な書類であるので、徴取漏れの無いよう十分注意する。また、不履行及び催告の際には、あらためて確約書の提出を求めるなど、常に支払義務を認識してもらえるよう取り組む。」とされている。

催告について

催告については、医業未収金に係る債権の消滅時効期間 3 年を経過したものについても、繰り返し行われている事例が多々あった。これは、医業未収金対応マニュアルの、医業未収金に係る債権の時効消滅を防止するために催告を繰り返すべきとのマニュアルに沿った運用と思われる。

督促状について

督促状については、いずれの病院においても、送りっぱなしで、そのコピーを 作成し保管するなどの証拠化をしていなかった。ただし、中央病院においては、 監査期間中の平成 27 年 11 月より督促状のコピーを作成し保管するようになった。 債務承認について

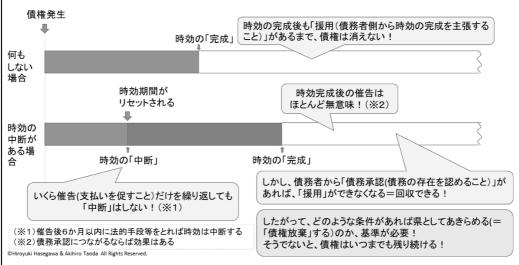
債権管理票の債務者とのやり取りに関する履歴を確認したところ、債務者から、「〇月〇日に払います」、「必ず払います」といった債務承認ともとれるやり取りが記録されているが、履歴上確認できるだけで、別途、債務承認に関する書面が作成されているなどの証拠化まではできていなかった。

改善の方 向性

時効中断に関する正確な理解の必要性

(まず、時効に関する概念について、図を掲げておく。以下の説明と照らし合わせてお読みいただきたい。)

図解「時効」について



公立病院の診療債権は私法上の債権とされ(最高裁平成 17 年 11 月 21 日判決)、 債権の消滅時効期間は3年である(民法 170 条 1 号)。

時効中断については、地方自治法 236 条 4 項により、督促は、民法 153 条の規定に関わらず時効中断の効力を生じ、督促後の再度の督促(催告)には、民法 153 条の催告としての効力がある(最高裁昭和 43 年 6 月 27 日判決)。

ただし、民法 153 条の催告は、催告後 6 か月以内に、裁判上の請求等をしなければ時効中断の効力が生じない。なお、催告で延長した時効期間を再度の催告で延長することはできない(大審院大正 8 年 6 月 30 日判決)。

また、裁判上の請求や支払督促の申立は時効中断の効力を生じ(民法 149条、150条)、確定判決により確定すると、裁判が確定した時から時効期間が 10年に伸長する(民法 174条の2)。債務の承認も時効中断の効力を生じる(民法 147条)。なお、消滅時効期間が経過したあとの債務の承認は、債務承認後に、信義則上、消滅時効の援用が原則できなくなる(最高裁昭和41年4月20日判決)。

以上の時効中断に関する理解を前提とすると、①催告をしても、催告後 6 か月 以内に裁判上の請求等をしなければ時効中断の効力が生じない、②催告を繰り返 しても時効期間は延長されない、③督促で時効が中断したあとに再度催告をして も、その催告後 6 か月以内に裁判上の請求等をしなければ時効中断の効力が生じ ない、④裁判上の請求や支払督促の申立等は、時効中断や時効期間の伸長をもたらし得る有効な手段、⑤債務の承認も有効な時効中断手段であり、特に、消滅時効期間を経過した債権については、債務承認をとることで、消滅時効の援用を阻止できる可能性があることが理解できる。

しかし、医業未収金対応マニュアルによれば、「消滅時効の完成を防止することを念頭に置き、特に重点債務者に対しては、定期的に催告を繰り返すものとする。」との記載があり、実際にも催告を繰り返している事例が多々あったが、そのようなマニュアルの記載が、催告を繰り返せば時効期間が延長されるという誤解を生じさせている懸念がある。このことは、法的手段の実績が無いことからも伺われる(催告についての正確な理解があれば、時効中断の効力を生じさせるために法的手段を行うはずである)。

したがって、まず、時効中断に関する正確な理解をするよう心がけることが必要である。

状況に応じた時効管理手段の選択の必要性

医業未収金に係る債権のうち、消滅時効期間が経過している債権について、消滅時効期間経過後も、催告を繰り返している事例が多々あった。おそらく、医業未収金対応マニュアルに、債権の時効消滅を防止するため、催告を繰り返す旨の記載に沿った運用がなされているからだと思われる。

しかし、催告等を繰り返しても時効期間が延長しないことはもとより、債務者 が消滅時効を援用すれば、それまでの催告等に費やしたコストが全て無駄となる。

ところで、消滅時効完成後の債務の承認は、債務承認後に消滅時効の援用をすることが信義則上許されなくなることから、消滅時効期間が経過した債権については、債務者に債務承認をしてもらうことが重要となる。

催告等により債務者が(一部)返済をすれば、それも債務承認となることから、 催告等を繰り返すことに意味がないとはいえないものの、消滅時効期間が経過し た債権については、債務承認をとることに重点を置くことをより明確にし、債務 者から支払確約書等を徴取するなどの対応をとるべきである。

また、時間の経過とともに、債務者や連帯保証人との連絡が困難となるリスクが高くなり、債務者の資力や財産等の支払能力が悪化するリスクが高くなることから、医業未収金に係る債権が発生した初期の段階に、時効管理手段をコストをかけて行うべきであり、その中でも法的手段をなるべく早い段階でとるべきであろう。

以上のとおり、時効管理手段については、費用対効果の観点も踏まえた上で、状況に応じて、費用対効果に最も優れた時効管理手段の選択をすべきである。

医業未収金対応マニュアルの記載事項の是正の必要性

時効中断事由として、「支払命令(民法第 150 条、民事訴訟法第 439 条)と記載されているが、正しくは、「支払督促(民法第 150 条、民事訴訟法第 392 条)であるので、その旨記載を是正すべきである。

証拠化の必要性

督促は時効中断の効力を生じる有効な時効管理手段であるが、これまで、督促 状は送りっぱなしで、そのコピーを作成するなどの証拠化がなされていなかった。

法的手段を実施した場合に、債務者が消滅時効を主張してきた場合には、債権者である病院局の方で、督促により時効が中断したことなどを主張、立証しなければならないが、そのためには、督促状を債務者に対して送付した事実を立証するための証拠が必要である。

中央病院においては、監査期間中の平成 27 年 11 月から、督促状のコピーを作成する取扱いをするようになったものの、督促状のコピーのみでは、それが債務者に到達したことが明らかではないので、債務者に到達したことが分かるような方法で証拠化する(例えば、配達証明付内容証明郵便で送る)などの、さらなる改善をすべきである。

また、債務承認も有効な時効管理手段であるが、債務者から入金があった場合は入金履歴が残るものの、債務者が「○月○日までに払います」や「必ず払います」などと言って債務承認したことについて、支払確約書を徴取するなどの証拠化が不十分である。

医業未収金対応マニュアルにおいても、支払確約書等は、時効中断事由の「承認」に当たる重要な書類であるから徴取漏れの無いよう十分注意する旨記載されているから、債務承認については、支払確約書を徴取するなどして証拠化を徹底するよう改善すべきである。

No.	15	部局名	共通		
NO.		指摘	共 旭		
概要	T	.,,,,,,	実体が金の仕知りたすめかに軟件する		
恢安	情権放棄の基準等を制定するなど、債権放棄の仕組みを速やかに整備する よう改善を求める(指摘)。				
 指摘・意見	医業未収金(個人負担分)の発生状況				
の内容(発	中央病院及びこころの医療センターの平成 26 年度末時点の医業未収金(患				
見した事	者の個人負担分のみ、以下同じ)の金額は、中央病院が約1億3,548万円、こ				
実)	ころの医療センターが約 3,264 万円であり、合計で約 1 億 6,812 万円もの多				
<i>大)</i>	ころの医療センターが約3,204 万円であり、合計で約1億0,812 万円もの多 額の医業未収金が発生している。				
		-	ち、時効期間が経過し、かつ、債務者		
			ラ、マッパッパーのでは、パラ、 関係者 情権や、債務者が破産法上の免責許可		
			権などの債権回収困難な債権は、中央		
			ターが約637万円であり、合計で2,170		
	万円である。これは、医業		,		
			こ医業未収金の 1 割が債権回収困難な		
	 債権となっている。				
	不納欠損処理				
	医業未収金対応マニュア	ルによれば、	「消滅時効完成による不納欠損の整理		
	は、当該年度末に一括して	行う。また、	、未納者が破産宣告を受けた場合は、		
	債権の申告を行い、破産手	続の終了を	受けて不納欠損とする。ただし、破産		
	手続きの終了以前に配当の	見込みがな	いことを確認した場合は、調査内容を		
	確認の上、当該年度末に不	納欠損の整理	理を行う。」とされている。		
	しかし、平成 17 年 11 月	21 日の最高	裁判所判決により、公立病院の診療債		
	権が私法上の債権とされて	以来、病院局	号においては、平成 20 年度に 2 件の不		
		それ以外にフ	F納欠損処理を実施していない。		
	貸倒引当金の計上				
		引は、医業未	収金に係る債権について、貸倒引当金		
	の計上を行っている。				
			り医業未収金に係る債権の発生から3		
		と見込まれる	る金額を、要引当額として算定してい		
	る。 目体的には ※生から 2	年奴児後の	母音について単年中が出八一が上が 4		
		, ,	残高について当年度発生分、発生後 1		
			れに応じた割合(過去 3 か月平均)をて得た額を要引当額としている。		
			(特に顔を晏りヨ顔としている。 は、中央病院が1億1,449万円、ここ		
			業未収金の総額にほぼ相当し、上記回		
	· J · Z · J · Z · 100	7711C / 12			

収困難な債権額に対して十分な額となっている。

改善の方向 性

前記のとおり、中央病院及びこころの医療センターの医業未収金のうち、 債権回収困難な債権が、医業未収金全体の1割ある。

医業未収金に係る債権で、消滅時効期間が経過し、かつ、債務者が行方不明で時効援用が見込めない場合など、前記債権回収困難な債権については、債権放棄をする必要性があるが、そのためには、債権放棄の基準を設け、それに基づき債権放棄を議会に提案し、議会の議決(金額 100 万円以下は議会報告)が必要となる。

この点、病院局においては、債権放棄の提案基準案を策定しているものの、 未だ制定には至っていない。今後も、債権回収困難な債権が増えていくこと が予想されることから、病院局においては、速やかに、債権放棄の提案基準 等を策定するなどして、債権放棄の仕組みを確立すべきである。

No.	16	部局名	共通
指摘・意見	見区分	指摘	

概要

損益計算書の過年度損益修正益及び過年度損益修正損の中に経常的に発生 する項目が含まれているが、これらは経常損益計算に含めて表示しなければ ならない。

指摘·意見 見した事 実)

中央病院では、平成 26 年度に特別利益として「過年度損益修正益」を約 35 の内容(発 | 百万円、特別損失として「過年度損益修正損」を約 3.481 百万円計上してい る。また、こころの医療センターでは、それぞれ約19百万円、約888百万円 である。これらの内容は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	内容	中央病院	こころ	
		, , , , , , , ,	の医療 C	
過年度損益	会計基準見直しに伴う移行	30	-	
修正益	処理			
	その他(増額分事後調定、	5	19	Ж
	手当の戻入など)			
	合計	35	19	
過年度損益	会計基準見直しに伴う移行	3,428	885	
修正損	処理			
	外来・入院収益還付	2	-	*
	調定変更(過年度個人負担	22	0	Ж
	等)			
	収益削除(過年度査定減点	14	3	Ж
	等)	_		
	その他(過年度分支払など)	15	0	*
	合計	3,481	888	

これらのうち、会計基準見直しに伴う移行処理は、病院局の公営企業会計 基準適用に伴う引当金等の計上に伴うものであり、会計基準上移行措置とし て認められる処理であるため、これは問題がない。また、臨時多額の損失と いう特別損失の性格とも合致する。

しかし、その他の項目(表中※を付したもの)はどうであろうか。これら は、確かに過年度に計上した収益あるいは費用を修正するという性質の項目 ではあり、過年度の損益を構成するべきものであるが、病院の事務手続上、 毎期継続的に発生する修正処理である。

そもそも、「特別損益(特別利益および特別損失)に『特別』という形容詞 が付されるのは、経常損益の『経常』という形容詞と対比させるためであり、 企業活動上、まれにしか生じないという意味である」(「財務会計(第10版)」

	広瀬義州 中央経済社)。つまり、毎期継続的に発生するものは特別損益に含
	めてはならず、経常損益計算に含めるべきである。また、重要性の観点から
	みても、これらは重要ではなく、特別損益の部に別掲する意義はない。これ
	らを特別損益の部に掲記することはかえって当期に病院で特別な事象が生じ
	たものと、損益計算書の読者に誤解を生ずる可能性もある。
	したがって、これらの項目(表中※を付したもの)は、それぞれ本来計上
	すべき経常損益項目そのものを修正する処理を行うべきである。
改善の方向	平成 26 年度決算に関しては修正なしとするが、速やかに検討をしていただ
性	き、早期に処理方法を改めていただきたい。

5.委託

No.	17~19	部局名	共通
指摘・意見区分		指摘及び意	見

概要

- 17 再委託がなされているにも関わらず、再委託の手続きがとられていない委 託契約について、再委託の手続や委託契約の見直しを含め、速やかな改善を 求める(指摘)。
- **18** 中央病院とこころの医療センターとで業務が共通ないし類似するものについて委託する場合には、共同発注することを検討すべきである(意見)。
- 19 委託契約書、仕様書に定められた委託業務の報告がなされていない委託契約について、委託契約書、仕様書に従った委託業務の履行及び業務報告がなされるよう、委託先業者に対する指導や病院局の履行検査業務の見直し等を含め改善を求める(指摘)。

指摘・意見の内容

(発見し

た事実)

指摘・意 | 監査対象とした委託契約 (表中の「No.」はこの報告のための連番である)

1 中央病院

No. 委託事業名 契約金額 備考 遺体搬送業務 単価契約 長期継続契約(3年) 1 2 搬送設備保守整備業務 14,061,000 円 長期継続契約(3年) 3 医療ガス設備保守整備業務 21,186,000 円 | 長期継続契約 (3年) 4 空気調和機器設備保守整備業務 23,760,000 円 5 無停電電源装置等保守整備業務 3,216,000 円 長期継続契約(3年) 6 消防用設備保守点検業務 5,028,480 円 7 構内電話設備保守整備業務 1,798,540 円 長期継続契約(3年) 8 高圧配電盤保守整備業務 5,593,695 円 長期継続契約 (3年) 厨芥処理装置等保守業務 2,929,500 円 長期継続契約(3年)平 成27年2月3日受託者 破産のため平成 27 年 2 月 25 日契約解除 10 ドクヘリ運航業務補助委託 単価契約 長期継続契約(2年) ドクターヘリ給油システム設備保守 11 3,585,580 円 長期継続契約(3年) 点検業務 医療廃棄物等処理業務 単価契約 長期継続契約(3年) 12 13 清掃等環境衛生業務 548,688,000 円 長期継続契約(3年)総 合評価方式 飲用水ポンプ設備等一次点検業務 378,000 円 調剤システム保守業務 1,969,056 円 15 16 注射薬自動払い出しシステム保守業 3,020,976 円

	委託事業名	契約金額	備考
17	輸血管理システム保守業務	712,800 円	
18	給食管理システム保守業務	318,600 円	
19	外来表示システム保守業務	1,069,200 円	
20	ホームページコンテンツ作成支援業	448,350 円	長期継続契約(1年)
	務		
21	外部接続ネットワーク運用サービス	24,730,640 円	長期継続契約(3年)提
	業務		案競技
22	給食業務	409,584,000 円	長期継続契約(3年)総
			合評価方式
23	ロータリー式消毒保管庫保守点検業	1,932,000 円	長期継続契約(3年)
	務		
24	内視鏡包括保守業務	5,405,508 円	
25	内視鏡支援システム保守業務	2,959,200 円	
26	超音波診断装置(日立)保守点検業	10,875,600 円	長期継続契約(3年)
	務		
27	ガンマカメラシステム保守点検業務	28,920,384 円	長期継続契約(5年)
28	全身麻酔器保守点検業務	2,563,120 円	長期継続契約(3年)
29	医事業務	859,577,382 円	長期継続契約(3年)

2 こころの医療センター

No.	委託事業名	契約金額	備考
30	環境整備業務	777,600 円	
31	防水シーツ洗濯業務	単価契約	
32	X 線画像診断システム漏洩 X 線測定	368,880 円	
	業務		
33	給茶器保守点検業務	268,272 円	
34	自動調剤支援システム保守業務	3,402,600 円	
35	薬袋印字装置保守業務	1,016,328 円	
36	自動分析装置保守業務	1,272,000 円	
37	真空冷却機保守業務	53,568 円	
38	食器洗浄機保守業務	73,440 円	
39	生ごみ処理機保守業務	64,800 円	
40	医事業務等	26,299,488 円	

契約手続について

1 財務規程

県病院局財務規程(以下、「財務規程」という。)によれば、契約担当者は、 契約を締結しようとするときには、契約書を作成しなければならないとされ、 当該契約書に記載すべき事項についても列挙されている(財務規程 112 条)。 また、契約内容を変更するときも、変更契約書を作成しなければならない とされている(財務規程 113 条)。

ただし、指名競争入札又は随意契約による場合で、契約金額が 50 万円未満の契約をするとき(不動産の売買又は賃借の契約及び継続的給付を目的とする契約をする場合を除く。)などには、契約書の作成を省略することができるとされている(財務規程 114 条)。なお、契約書省略の場合は、契約金額が30 万円以上であれば、請書等の書類を徴されなければならないとされている(財務規程 115 条)。

2 契約手続

(1) 契約書の記載内容について

前記監査対象とした委託業務のいずれについても、前記財務規程で要求される記載事項が契約書に記載されていた。

また、こころの医療センターでは、前記財務規程に従い、契約金額が50万円未満の契約では、契約書を省略していた(請書等のこれに代わる書類は徴していた)が、中央病院では、契約金額が50万円未満の契約でも契約書を省略せずに作成していた。

(2) 再委託について

前記監査対象とした委託業務に係る委託契約書では、委託業務の再委託 を原則禁止し、例外的に、委託先から再委託の承認申請があった場合に、 病院局から再委託の承認を得ることにより再委託が可能となる旨の条項が ある。

しかし、前記監査対象とした委託業務のうち、以下のものについて再委託されているにも関わらず再委託の手続がされていなかった。

- ① 中央病院
 - No.15「調剤システム保守業務」
 - No.16「注射薬自動払い出しシステム保守業務」
- ② こころの医療センター
 - No.34「自動調剤支援システム保守業務」
 - No.36「自動分析装置保守業務」

(3) 委託業者について

監査対象とした委託業務のうち、中央病院とこころの医療センターとで、 同じような委託業務でありながら異なる業者に委託されているものがあっ た。

例えば、中央病院の No.13「清掃等環境衛生業務」及び No.29「医事業 務」とこころの医療センターの No.30「環境整備業務」及び No.40「医事 業務等」である。

また、中央病院の No.15「調剤システム保守業務」とこころの医療センターの No.34「自動調剤支援システム保守業務」では、全く同じ業者に再委託されているにも関わらず、委託業者は異なる業者であった。

このうち、医事業務については、中央病院とこころの医療センターとで

- 一括発注を試みたものの、両病院で業務の仕様が異なるなどの理由により、
- 一括発注を断念し、今後の検討課題としたとのことであった。

(4) 履行検査について

ア財務規程

財務規程によれば、契約担当者は、契約を締結した場合において、当 該契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、監督員を置くこ とができるとされている(財務規程 118 条)。

また、検査員(契約担当者又は検査のため指定された職員をいう。)は、契約の相手方から給付が完了した旨の通知を受けたときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行うものとされている(財務規程 122 条)。

さらに、検査員は検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならず、例外的に、契約金額が200万円未満の契約に係る検査については、当該支出命令書等に所要事項を記載し、記名押印して検査調書に代えることができるものとされている(財務規程123条)。

イ 履行状況

前記監査対象とした委託業務に係る契約書、仕様書を確認し、契約書 及び仕様書に定められている委託業務の内容及び業務報告の方法等と実 際の業務報告が整合しているか監査したところ、以下のとおり問題があ った。

(ア) 中央病院について

(1)No.17「輸血管理システム保守業務」

仕様書には、システム障害等に対応した場合には、その都度、担 当者の確認検査を受けなければならないとされているが、実績報告 書を見ても、確認検査を受けたか否かは判別できなかった。

②No.18「給食管理システム保守業務」

仕様書では、保守業務等の都度、別途定める報告書を提出しなければならないとされているが、そのような報告書は見当たらなかった。

③ No.24「内視鏡包括保守業務」及び No.25「内視鏡支援システム保守業務」

仕様書では、点検時の写真を提出しなければならないとされてい

るが、点検時の写真はなかった。

④ No.15「調剤システム保守業務」及び No.16「注射薬自動払い出しシステム保守業務」

前記のとおり、これらの業務は、再委託の手続をとることなく再 委託されていたため、再委託先の業者が業務報告書を提出してい た。

なお、委託先の業者からの業務報告書はなかった。

再委託の手続がとられていなかった一つの原因として、これらでは、再委託先の業者の業務報告書が、事務局ではなく、現場担当科に提出されたため、事務局に正確な情報が伝達されなかったことがあげられる。

- (イ) こころの医療センターについて
 - ①No.30「環境整備業務」

仕様書では、人力及び機械のそれぞれについて、実施場所及び実 施回数が定められているが、写真報告のみであり、いつ、どこで、 何を、何回したのか分からなかった。

②No.35「薬袋印字装置保守業務」

仕様書では、業務完了報告書を提出することとされているが、提出された報告書には、「業務名 薬袋印字装置 SPC-810ME 保守業務」、「実施場所 こころの医療センター薬局」とのみ記載され、いつ、どのような業務をしたのか全く分からない記載となっていた。これについて詳しく監査したところ、平成 24 年 10 月から院外処方に切り替えたため、薬袋の枚数が減少し、平成 26 年度は、実際の業務の実績はないとのことであった。

③No.34「自動調剤支援システム保守業務」及び No.36「自動分析装置保守業務」

前記のとおり、これらの業務は、再委託の手続をとることなく再 委託されていたため、再委託先の業者が業務報告書を提出してい た。

なお、委託先の業者からの業務報告書はなかった。

中央病院と同様に、再委託の手続がとられていなかった一つの原因として、これらでは、再委託先の業者の業務報告書が、事務局ではなく、現場担当科に提出されたため、事務局に正確な情報が伝達されなかったことがあげられる。

改善の方 | 再委託の手続の不備

向性

監査対象とした委託業務のうち、中央病院、こころの医療センターともに上 述の通り2件ずつ、再委託されているにも関わらず再委託の手続がされていな かった。この点で、当該委託業務に係る委託先業者には、明白な契約違反があ る。

また、再委託先の業者から業務報告書の提出はあるものの、委託先の業者か らの業務報告書は無かったことから、当該委託に係る業務は、再委託先の業者 に全部委託されている可能性が極めて高い。

一般に再委託は、責任の所在が不明となる、委託者のコントロールが及びに くい、直接再委託先と契約を締結するよりもコストが高くなるなどの弊害があ るため、再委託は原則禁止すべきであり、例外的に再委託を許す場合には、前 記弊害の有無を慎重に審査した上で、全部ではなく一部の業務の委託にとどめ るべきである。

しかし、前記の委託業務については、再委託の手続がなされていないばかり か、委託業務の全てが再委託されている可能性が高いことから、前記の弊害が 生じるリスクが極めて高い。

したがって、速やかに、前記委託業務に係る委託先から事情を徴取し、再委 託の経緯や再委託に係る契約内容等を確認した上で、再委託が許されるか否か につき慎重に判断し、再委託の手続きをとるか、あるいは、再委託先の業者と の直接の契約に切り替えるなど委託契約自体の見直しをし、当該委託業務に係 る委託先業者の契約違反について適切に対処すべきである。

委託業務の共同発注

上述の通り、同じような委託業務であるにも関わらず、異なる業者に委託さ れているケースがあった。

同じような委託業務であれば、中央病院及びこころの医療センターが共同で 発注した方が、スケールメリット等により、それぞれが個別に発注するよりも、 コストが低額になることが期待できる。

したがって、同じ内容の業務については、中央病院及びこころの医療センタ ーとで、共同で発注することを検討すべきである。

履行検査について

前記のとおり、前記監査対象とした委託業務の中には、契約書、仕様書で定 められた業務報告がなされていないケースが多々あった。

委託先の業者に対して契約書、仕様書に定められた業務報告をさせることは、 委託業務の履行の適正性を確保する上でも重要であるし、契約書、仕様書に定 められた業務報告を実施しないことは当然契約違反である。

また、このような契約書、仕様書に定められた業務報告がなされていないに も関わらず、これについて検査が完了したとして検査調書等を作成した病院局 にも問題がある。

前記再委託の手続を欠いた委託業務についても、病院局は、当該委託業務について再委託されていることを認識していなかった。

これでは、財務規程 122 条に定められる履行検査が適正に実行されたのか疑問を持たざるを得ない。

再委託の手続がされていなかった委託業務については、再委託先の業者が業 務報告書を現場担当科に提出したため、業務報告書の内容を検査員が正確に把 握できなかった可能性が高い。

さらに、業務報告書が提出されたケースでも、報告書の内容を確認しただけでは、いつ、誰が、どこで、どのような業務を行ったのか判別し難いものがあり、これでは、委託業務が契約書、仕様書に従って適正に履行されたのか検査することはできないはずである。

したがって、まず、委託先の業者に対しては、契約書、仕様書に従った業務報告を徹底させるとともに、業務報告の内容も、契約書、仕様書に従った委託業務が履行されたことが具体的、客観的に分かるような記載にするよう指導するなどし、委託業務の履行の適正性を確保すべきである。

また、病院局においては、履行検査のあり方を見直し、業務報告書の提出先 を事務局に一元化したり、必要であれば監督員(財務規程 118 条)を置くなど して、履行検査の適正性、実効性を担保するよう改善すべきである。

No.	20	部局名	共通			
指摘・意	見区分	意見				
概要	病院事務は県職員にとって重要な経験として位置付け、事務職員のモチベ					
	ーション向上を図ったり、病院会計のスペシャリストを養成したりすることが望ま					
	れる。					
指摘•意見	病院に勤務する職員の中には、病院勤務を早く終えて行政職として本庁で					
の内容 (発	勤務したいと考える職員もいると聞く。これでは腰を据えて意欲を持って改革を					
見した事	進めていくことに支障が出るのではないか。					
実)	一方、医師の側からは事	務局の人員の	の能力のばらつきが大きいという声もあ			
	る。また、引き継ぎが徹底して	ていないため	、前任者との間で進めてきた仕事の進			
	め方や効率化が新任者との	間では通用し	ない、「仕事を覚えたころには転勤に			
	なり、改革ができない」、そこ	に非効率を原	感じるといった声がある。 事務局人員の			
	ローテーション間隔が3年で	では短すぎる	のではないだろうか。医療現場の意見			
	を踏まえて臨機応変さが要え	求される。				
			せられる部分も大きいであろう。異動し			
			難なくこなすことも可能である。			
	しかし、病院は違う。独立採算であり経営センスが望まれ、会計のやり方も異					
	なる。上記の「仕事を覚えたころには転勤になる」という状況は、OJT に頼ってい					
	ることが原因の一つと考えられる。会計に関する対応の難しさは残業時間にも表					
	れており、こころの医療センターでは過去1年間に最も残業の多かったのは経					
	理職員であった。					
-1.35	このような状況は改善することが望ましい。					
改善の方	1. ローテーション間隔の長期化					
向性		は現行の倍の	か6年程度まで病院での勤務継続を認			
	めることが望ましい。	s m				
	2. プロパー事務職員の採					
			、それは通常の県職員でも一般企業			
			に特有のリスクではない。			
	3. 病院勤務のキャリア実施					
			の勤務であり、経営意識を持った県庁			
	1,7,5 () 1,7 () 2,7 () 1,7 ()	177.77	る。病院勤務を経ることが職員の経営			
		,	を高めることになると考えるべきである。			
			た職員を高く評価することによって、病			
	院勤務を職員のキャリ 4. 公営企業会計の研修		魅力あるものにすることが必要である。			
	7,7		アリスト育成の元美 S面が通常の行政職とは異なる面があ			
	るか、とりわけ指摘し	(ねさだいの)	は会計面である。病院局での勤務後の			

島 根 県 報

会計研修制度はあるが、病院勤務開始後早期に研修を行われるよう、体 系立てて仕組みを構築されることを望む。

No.	21	部局名	共通
指摘・意見	指摘・意見区分		
概要	こころの医療センターと	中央病院との	の間で事務をさらに一元化することが
	望ましい		
指摘・意見	同じ企業体であるにもか	かわらず、日	医療職員の事務手続きはそれぞれの病
の内容(発	院で行わなければならない	。兼務してい	いる医療職員もおり、どちらでも各種
見した事	申請等が受け付けられるよ	うにしておく	くべきではないか。たとえば、インフ
実)	ルエンザの予防接種など、県職員、あるいは病院局職員としての福利厚生に		
	関する手続きが現在のところ、本務勤務先でしかできない状況にある。		
	また、出張申請などの事務手続きも同様である。		
改善の方向	県中央病院とこころの医	療センターに	は別々の職場ではあるが、医療職員の
性	事務手続きをあまりに厳密	に区分する。	と業務に支障をきたす。医療職員の働
	きやすさを推進する意味で	も、両病院の	の事務局が「病院局」として一つの事
	務を行うという考えを徹底	し、さまざる	まな手続きが円滑に進むようにより柔
	軟に対応することが望まれ	る。	

Ⅲ. 県立中央病院

1.戦略·事業管理

No.	22	部局名	中央病院		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	現在受け入れを停止してい	る人間ドック	業務を観光戦略と位置付けて再開すべ		
	きである。				
指摘・意見	中央病院では、「急性期への特化」という方針に基づき、また、地域内に他にドッ				
の内容(発	クを担える病院があるため、地域内での役割分担を考慮して、平成 22 年 3 月には				
見した事	人間ドックの受け入れを中止し	した。			
実)	しかし、人間ドックは病院と	しては収益の	見込める業務であり、収支改善に役立つ		
	可能性がある。中央病院の人	.間ドックにつ	いても過去、一定の収益実績はあったと		
	ころである。				
改善の方向	そこで監査人が提案したい	のが出雲大袖	土などの観光を組み合わせた人間ドック		
性	ツアーである。ツアーのうち 1	泊を中央病院	完での人間ドックに充てていただくもので		
	ある。これは主に県外や海外	からドック受診	含者を呼ぶというものであり、地域に対す		
	る人間ドック客の純増となるた	め、地域内の	ドックを受け持つ地域内の他の病院との		
	棲み分けが可能となる。				
	現在、県では観光振興課が	ぶ中心となりイ	ンバウンド観光を強力に推進している。		
	対象は外国人に限らないが、	島根に来る旅	で行者にまず中央病院に1泊していただ		
	いて、その後に歴史文化的施	設や景観を見	見ていただく(こうすれば空腹の状態で街		
	に出ていただくことができる)、	あるいは人間	『ドックを受けたい世界中の人に、観光と		
	いう要素をアピールして出雲	でドックを受け	ていただくことは、観光の目玉の一つと		
	なりうる。つまり、中央病院を者	常会や世界か	ら島根に人を呼ぶための戦略施設として		
	位置付けるのである。特に「サ	ンライズ出雲	」で女子会をしながら出雲に来て、出雲		
	大社に詣でるようなアラサー(30 歳前後)の	女性をターゲットにしてはどうだろうか。ご		
	縁と健康・美容はその年代の	女性のキーワ	ードである。ドックの後に有名シェフの胃		
	に優しい料理を組み合わせて	もいいだろう	。こうした施策は中央病院にとどまらず、		
	県全体に好影響をもたらす戦	略事業である	る。是非積極的に推進していただければ		
	と思う。				
	ただ、課題は、検査にかかっ	わる医師、看	護師、その他の職員の確保、および外国		
	語対応である。外国語対応はさておき、観光振興目的の医師確保には、より医師不				
	足が深刻な県内他地域の病院	院から怨嗟の	声が上がるかもしれない。しかし、中央病		
	院も存続しなければならない。	のである。県具	財政も非常に厳しい。これまで以上にキャ		
	ッシュフロー確保に努め、自立	な性を高めて、	、一般会計負担金を減らしてもよい状態		
	にしなければならない。中央病院に回すお金を減らして県医療政策課の予算として				
	医師確保に回せばよいのであ	る。言いたい	のは、資金がなくなってからではこのよう		

な手は打てないということである。先に投資をしなければ果実は得られない。

まじめな病院の定義は今や変わった。医療に県境も不要だ。視野を広げ、どこに 医療ニーズがあるか、何をすれば健康な人も含めた県民・国民に医療で喜んでい ただくかを真剣に考える病院がまじめな病院なのではないか。最後の砦だからとい ってすでに医療ニーズのある目の前の患者にのみサービスをする病院が存続でき る時代は過ぎ去ったと認識すべきである。

なお、実際、出雲市は、「ふるさと納税」で市に 20 万円以上寄付した人への特典 として、出雲大社など同市観光と出雲市立総合医療センターでの人間ドック受診を 組み入れた旅行商品を提供している。したがって、こうした監査人の考えもあながち 的外れなものでもなかろう。

No.	23	部局名	中央病院		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	患者数確保のため、SNSを	NSを積極的に活用すべきである			
指摘・意見	事務局にインターネットや SNS の活用について質問したところ、中央病院ではホ				
の内容(発	ームページでの情報提供を行	「っている程度	きで、SNS の活用は特に行っていないと		
見した事	のことであった。				
実)	一般的に患者は高齢者の智	割合が多いと	はいえ、その家族も含めれば、すでに多		
	くの患者の病院に対するファー	ーストコンタク	トはインターネットである。また、最も身近		
	な情報デバイスも PC からスマ	ァートフォンや	タブレット機器に移っている現状がある。		
	患者は「病気を治してくれる	病院」を選ぶ	いは当たり前であるが、患者には情報が		
	不足しているため、どの病院で	ごも治してくれ	そうだと考えた場合、患者目線に立った		
	情報をできるだけ詳細かつ頻	繁に発信して	いる病院を選ぶ可能性が高いものと思		
	われる。特にスマートフォンや	タブレットで息	息者等が多くの時間を割く SNS に対し何		
	もアクションをできていないこと	とは企業として	て問題があると言える。		
	患者の情報ニーズに応え、	患者数の維持	寺確保のため、積極的な情報発信が望ま		
	れる。				
改善の方向	SNS の中でもとくに Twitte	er は即時性が	があり効果が高い。たとえば、待ち時間、		
性	駐車場の空き情報、周囲の交	通情報、特定	它の医師の休診情報、イベント予定(「今		
	日の午後からこのようなイベン	个があります」)、など、ホームページの更新には適さな		
	い「今、あったらうれしい情報」	を提供するこ	とは、患者の利便性向上、ひいては患		
	者数確保のために大きく寄与	するものと考え	える。県立病院であっても、常に他との競		
	争にさらされていることを忘れず、徹底的に患者目線に立った情報発信に努めてい				
	ただきたい。				

No.	24	部局名	中央病院				
No. 指摘・意り			一个 大州 阮				
		意見	岸陸しの間でもり。 屋の実権を回する				
概要		医子部 竹馬	病院との間でより一層の連携を図るこ				
	とが望ましい。	(D1 → F 1 %)					
指摘・意見	島根大学医学部付属病院(以下「大学病院」という。)は、同じ出雲市内に所						
の内容(発	在し、距離にして 4 km、車でわずか 15 分ほどの距離にある。中央病院と同じ						
見した事	高度急性期医療の総合病院であり、救急などの政策医療を行う中央病院と医						
実)			・使命はあるものの、機能的には重な				
			っても特に過剰であると判断する証拠				
			、人口の大幅な減少も見込まれる島根				
			備を有することは限られた県や国の予				
		_	そうした設備投資が足かせとなり、共				
			型の設備投資案件については、双方で				
			れるならば、役割分担の明確化や連携				
	によってどちらか一方に集 	美約整備する	といった工夫が必要ではないだろう				
	カゝ。						
	病院長へのインタビュー	では、現在	、病院長どうしの定期的会談が持たれ				
	ていることを確認した。双方の強み弱みを把握し、役割分担を明確にしたう						
	えで、上記のような検討を進めていくということであった。様々な障害はあ						
	ろうが、ぜひ進めていってい	いただきたい	` `				
	また、臨床工学の現場か	らは、より	現実的なこととして、導入する機器の				
	メーカーを統一すれば、保 ´	守コストの値	氐減や、代替機の用意も少なくて済み、				
	コストダウンにつながるとい	いう意見がな	あった。				
	つまり機器を導入すると	きに、出雲	圏域の病院で同一のメーカー製品であ				
	ると、保守のための旅費が	別々にかか	らず割安になり、圏域で同時に複数の				
	機械が故障することはまれて	であるので、	代替機も 1 台ということを想定して				
	おけばいいということであ	る。					
改善の方向	① 役割分担、設備投資調	周整					
性	もちろん健全な競争の	もと、切磋	啄磨していくことが重要であるが、過				
	剰投資や共倒れに陥ら	ないよう、	現在の病院長等、経営層同士の対話を				
	継続していただき、圏	域という面	で資源の有効活用に努めていっていた				
	だきたい。						
	② 入札の共同化						
	医療機器のメーカー	を統一する	ことには競争性の確保と相反する面が				
	ある。そこで提案だが	、入札事務	を共同で行ってはどうだろうか。同じ				
	機能の機器の更新に当	たり、大学タ	病院と中央病院で 1 つの案件として入				
	札するのである。これ	なら競争性	を確保したうえで、両病院でメーカー				
	2. /-4 3						

を統一できる。

No.	25	部局名	中央病院			
指摘・意	 見区分	意見				
概要	県が一般会計からどれだけ負	担金を支出すれ	ば適正かを決定するためには、診療			
	科別の損益など、細分化した業	績を病院側で計算	算すべきである。			
指摘·意	第2章2.(4)で見たように、」	県は中央病院に対	けして、一般会計負担金として、毎期			
見の内容	約 3,000 百万円(うち、損益に影響する部分は約 2,000 百万円)を支出している。さら					
(発見し	にそのうちの30%にあたる591	百万円(平成 26	年度)が、地方公営企業法 17条の2			
た事実)	第1項2号の「地方公営企業の	り性質上能率的な	x経営を行ってもなおその経営に伴う			
	収入のみをもって充てることが容	客観的に困難であ	ると認められる経費」、いわゆる「不			
	採算経費」に該当する。つまり、	不採算医療である	る。しかし、病院が不採算として県と			
	の間で合意している項目の実態	はどのようなもの	なのだろうか。具体的な算出方法は			
	以下のようになっている。					
	例1) 平成 27 年度当初予算額					
	,		建物減価償却費1,088,130千円×1/3			
		3.41%(高度医療	機器専有面積 1641.1 ㎡÷対象面積			
	48,103 m ²)					
		円=H26 年度負	:還分 322,231 千円×1/3×院内面積			
		割合 3.41%				
	·	例2) 平成 27 年度当初予算額「特殊医療」のうち ICU に要する経費 ア 地財単価分 157,800 千円=H26 年度地方財政計画単価(地方財政計画 1				
	床あたり割高経費)13,1					
	·		性物減価償却費 1,088,130 千円×1/3			
			52.1 m ² ÷対象面積 48,103 m ²)			
			還分 322,231 千円×1/3×院内面積			
	割合 2.00%					
	これらが不採算経費の根拠で	であるとのことであ	る。負担金の金額を一定の基準に基			
	づいて決定する限り法的な問題	iはない。しかし、	本来の意図に戻って考えると、これら			
	が「能率的な経営を行ってもなる	おその経営に伴う	収入のみをもって充てることが客観			
	的に困難である」高度医療の不	採算額や ICU 経	費の計算であるかというと疑問が残			
	る。とくに、客観的な単価として	引用されている地	方財政計画単価は、地方交付税を			
	算定するための要素である基準	財政需要額の算	定基礎として使用されるものであっ			
	て、法令上負担金としての支出	が義務付けられて	こいるものではない。			
	また、一般会計負担金が適り	Dか否かを把握す	るためには、本当にそれだけ不採算			
			期的にも適切な負担金額に収斂して			
	いかない。この計算では、実績					
	医療現場では明白なのかもし	れないが、数字の	D上では、果たして ICU などの医療			

が不採算であるかどうかさえ、疑わしい。国は、この項目に当てはまる繰出しなら、一部を交付税で考慮すると通知しているに過ぎない。とにかく実態はどうなのか把握しな

ければ、不採算が思い込みである可能性は払拭できない。

とくに、単年度収支が約 1,000 百万円の赤字で、中期計画でも今後赤字の続くことが予想される中央病院においては、一層厳しく損益を管理していく必要がある。当病院では、県の医療の最後の砦であるから不採算であっても政策的に必要な医療を提供していくことが自らの使命だ、と何度も聞かされた。しかし、その前提は一般会計の負担金、つまり一般県民負担が効率的に活用されていることが前提と考える。こうした計算では、無駄遣いしたのかどうか把握が困難と考える。

したがって、効率的な収支改善の対策を講じていくためにも診療科別の損益や、負担金繰出基準における区分別損益など、より細分化した精緻な計算が求められると考える。

改善の方 向性

診療科別の損益や、負担金繰出基準における区分別損益など、細分化した損益計算を行うべきだと考える。以下にそのイメージを示す。

負担金繰出基準区分別損益

		特殊医療						
	高度医療	TOLL NIC	NICU	METOLI	病理	精神	リハヒ゛リテー	小児
		ICU	NICO	MFICU	解剖	医療	ション医療	医療
収益								
費用								
損失								
(不採算額)								

診療科別損益

	リハビリ テーション 科	放射線科	消化器科	内視 鏡科	検査 診断 科	外科	総合 診療 科	地域 医療 科
収益								
費用								
利益または損								
失(不採算額)								

以下、こうした管理を行う上で留意すべき点を挙げておく。

① 費用按分の克服

以前に中央病院で診療科別損益を把握しようとしたときに管理経費の按分で躓いたため実現しなかったとのことだが、前頁の表にいう「費用」は、按分の難しい費用まで無理に按分する必要はない。按分計算を要しない、個別に把握できる経費(部門個別費)だけでも集計し、診療報酬等の収益と対比させればよい。

若干技術的であるが、管理面からの費用の種類について触れておく。

まず、経費を部門個別費と部門共通費に区分し(この場合の「部門」は、表の縦のラインのイメージである)、部門個別費を部門長(診療科長や、その繰出基準の区分に責任を持つ人)が管理できる管理可能個別固定費と、管理できない管理不

能個別固定費に区分する。部門長の評価は管理不能個別固定費の影響を除い た管理可能損益で評価することにより、按分計算の基準による公平不公平を排除 することができる。ぜひ試していただきたい。

② 診療報酬を直接生まない診療科の損益把握

診療行為を行う以上は収益を生まない診療科というのはないはずであり、工夫 次第で適切な評価が可能になる。一つの工夫が、「内部売上」の概念である。たと えば、最終的に患者に対する診療報酬は内科で計上されるが、その治療の過程 で、放射線科が画像診断を行ったとか、病理組織診断科が病理検査を行ったの であれば、それらを内部売上(内部収益)として、それらの科から内科への売上(収 益)として計上し、内科ではそれぞれ、それらの科からの仕入として計上するので ある。つまり、原価計算を徹底的に行うことと同義である。

2.固定資産

No.	26	部局名	中央病院
指摘・意見	見区分	意見	

概要

固定資産管理システムの運用について、財務会計システム上の「固定資産管理システム」と「匠システム」の整合が取れていない状況である。また、二つのシステムを用いて固定資産を管理する手間とコストを考慮して今後のシステム運用を行うべきである。

指摘・意見 の内容(発 見した事 実)

病院という組織においては貸借対照表に占める固定資産の割合が高く、また損益計算書においても減価償却が損益に与える影響は大きいため、病院における固定資産の管理は非常に重要である。現在、中央病院では、固定資産を管理するシステムとして、財務会計上の「固定資産管理システム」と「匠システム」という二つのシステムを用いているが、両者が一致していないために、貸借対照表上の固定資産の金額が正しいかどうかの確証がなく、適切な固定資産管理が行われていない。両システムの概要は以下の通りである。

《財務会計上の固定資産管理システムについて》

- ・システム名:SOFIA
- •導入時期:平成26年4月1日
- ・導入の経緯:そもそもこころの医療センターと中央病院は別々の会計システムを使用しており、決算合算業務等の際に不便であったため、地方公営企業会計制度の見直しに伴い財務会計システムを一括で更新(固定資産管理システムもその一部として導入)したものである。
- ・契約内容:新財務会計システムの導入更新
- ·購入金額:19,530,000 円(税込)
- ・保守金額: 平成 26 年度~平成 28 年度の 3 年間で 3.924,000 円
- ・有用性:こころの医療センターと同一のシステムを一括で導入することにより決算業務等が効率化される。
- ・今後の運用方針:保守しながら継続的に利用していく方針である。

《医療機器管理システム(匠システム)について》

- · 導入時期: 平成 22 年 9 月
- ・契約(システム)内容:院内機器、物品等の保有状況及び修理点検状況等の情報管理
- •保守金額:平成 27 年度 3,240,000 円(税込)
- ・有用性:各資産の管理状況及び修理・点検情報の把握及び予算申請、購入申請、修理申請、廃棄申請の管理を一括して行うことができる。
- ・今後の運用方針:修理・点検情報等の累積及び各種申請機能があるため、今後も少しずつバージョンアップさせながら継続的に利用していく方針である。

財務会計上の「固定資産管理システム」は経営課で管理しており、主に減価償却費の計算を主目的としているため、当該資産の取得価額や帳簿価額、財源、耐用年数、減価償却方法等の情報が掲載されているものの、資産の保管場所等の情報は掲載されていない(資産の設置場所の登録は出来る仕様になっているが、登録がなされていない)。一方で、「匠システム」は業務課で管理しており、主に医療機器のメンテナンス情報の把握を主目的としているため、資産の保管場所等は掲載されているものの、資産の減価償却計算に必要な情報などは掲載されていない。

上記二つのシステムにはそれぞれ有用性があるため、二つのシステムを使うことが直ちに問題となるわけではない。現状での問題点は、同じ資産を管理しているにもかかわらず両システムの情報が一致していないことにある。このような状況では、どちらの情報が正確なのか判断することが出来ない。

本来の業務の流れとしては、固定資産の購入や除却がある都度、まずは業務課で「匠システム」に当該情報を登録し、その情報が経営課に回って経営課で財務会計上の「固定資産管理システム」に登録するとのことであるが、実際には経営課での登録漏れ等の原因により両システムに差異が生じているようである。また、各資産に付番される固定資産番号も一部一致しないものもあり、このことも両システムの整合が取れない一因であると考えられる。

改善の方向 性

以上のような両システムの差異は、数年間積み重なってきたものであり、今になってすべての古い資産まですべて調査して修正するのはコストや時間的制約に鑑みて得策ではないと考えられる。しかし、両システムの差異を解消する努力は継続的に行うべきであり、少なくとも今後新規で取得する資産や、今後除却等を行う資産については新たに両システム間での差異が発生しないよう留意していただきたい。

また、今後のシステム更新においては、「匠システム」で管理している情報と財務会計上の「固定資産管理システム」が管理している情報を統合し、なおかつコストダウンできるシステムがあるのであれば一つの固定資産管理システムで管理を行うことを検討していただきたい。

No.	27	部局名	中央病院
指摘・意見	指摘・意見区分		

概要

<固定資産登録について>

平成 25 年度の資産購入に係る書類の一部を閲覧した結果、複数の資産について貸借対照表上は資産計上されているものの、固定資産管理システムに計上されていない資産が存在した。資産の減価償却費は固定資産管理システムにおいて計算がおこなわれるため、結果的に当該資産に係る減価償却費は損益計算書上に反映されておらず、減価償却費の過小計上が生じている

指摘・意見 の内容(発 見した事 実)

平成 25 年度の購入資産について、財務会計上は資産計上されているものの、固定資産管理システムに計上されていない資産が複数存在している。このような状況の下では、適切な固定資産管理が行われているとは言いがたく、中央病院の財務諸表上の固定資産に関する数値も正しいものとは言えない。

該当資産は以下のとおりである。

取得月	資産名称	金額(税抜)
平成 25 年 10 月	近大式中心フリッカー値測定装置Ⅱ型	451,200 円
平成 25 年 10 月	膀胱腎盂ビデオスコープ	1,790,000 円
平成 25 年 10 月	鼻咽喉ビデオスコープ	1,690,000 円
平成 25 年 10 月	レゼクトスコープセット一式	3,180,000 円
平成 25 年 11 月	ブレンダ— CB-15T	240,000 円
平成 25 年 11 月	AED 一式	525,000 円
平成 25 年 11 月	手術セット(鋼製小物)	675,000 円
平成 25 年 12 月	LED ヘッドライト五式	1,160,000 円
平成 25 年 12 月	CT 用テストファントム一式	2,510,000 円
	合計	12,221,200 円

原因は単純に担当者による入力漏れとのことであるが、このようなミスは、貸借対照表上の数値と財務会計上の固定資産管理システム上の数値を照合すれば一目瞭然であるはずである。担当者一人の入力漏れが誰の目にも留まることがなかったということは病院内部の内部統制が有効に機能していなかったと言わざるを得ない。また、上述したように中央病院においては二つの固定資産管理システムを有しており、それぞれ登録担当課が異なる。この二つの課が相互に情報を共有してチェックし合うような体制があればこのような事態にはなっていないはずである。中央病院は総合病院であり固定資産の数も膨大であるため、病院組織全体で組織的に管理を行わなければ有効に固定資産管理を行うことは困難である。

さらに、上記表中、平成 25 年 10 月取得の鼻咽喉ビデオスコープ 1,690,000 円 (税込 1,774,500 円)について売買契約書を閲覧したところ、契約書上の購入金額

は税込 1,744,500 円(うち消費税 54,500 円)であり、売買契約書上の購入金額と実際の支払金額が異なっていた。病院担当者に質問したところ、契約書作成時の金額記載誤りであり、実際の支払額である 1,774,500 円が正しい金額であるとのことであった。確かに入札結果調書と支払金額は一致しているため財務諸表計上金額としては問題ないが、取引の最も重要な根拠資料となる契約書の作成ミスはあってはならない。

報

改善の方向 性

以上のような資産の登録漏れは、減価償却費の過小計上を通じて中央病院の損益計算に影響を及ぼすものであり、病院の経営成績に対する関係者の判断を誤らせる結果にもなりかねない。中央病院では固定資産の購入に関して「資産購入等検討委員会」を設置し、慎重な議論を行ったうえで固定資産の購入を行っている。資産購入等検討委員会でいくら慎重に協議を重ね資産を購入したとしても、その後の処理まで正確に行わなければ今後の正しい経営判断を行うことはできない。これは担当者個人の問題ではなく、それを発見できなかった病院の資産購入に関する内部統制が脆弱であることを意味している。今後このようなミスが起こらないよう、適切な内部統制を構築していただきたい。

また、当該資産に係る固定資産管理システムへの登録及び減価償却費の処理も適切に行っていただきたい。

さらに、取引における重要根拠資料である契約書の作成ミスはあってはならない。 しかも金額部分はなおさらである。人間が作業を行う以上は人為的なミスは不可避で あるため、そのミスを発見できる内部統制を構築していただきたい。

No.	28	部局名	中央病院		
指摘・意見	 包分	指摘			
概要	<固定資産実査について>				
	病院内部における固定資	産の実査(5	見物確認)が行われていない。少なく		
	とも数年間の計画を立案し	、固定資産第	ミ査を行うべきである。		
	<固定資産除却について>				
	固定資産が実際に除却さ	れているに゛	も関わらず固定資産台帳に残っている		
	ものが散見された。				
指摘·意見	中央病院において、経営課内部では固定資産実査の必要性は認識している				
の内容(発	とのことであるが、実際には行われていない。固定資産実査とは、固定資産				
見した事	台帳(固定資産システム)に登録されている資産が実際に現物として存在し				

実)

ているかどうかを確かめる手続きであり、固定資産管理の手続として必要な 手続きである。中央病院において、固定資産は財産的価値が高く総資産に対 して重要なウェイトを占め、かつ高度な医療サービスを提供していくうえで 医療機器等の固定資産はなくてはならないものであり、その管理は非常に重 要である。仮に固定資産台帳に記載はあるものの現物がない、あるいは現物 はあるものの固定資産台帳に記載がないというケースがあれば、中央病院の 貸借対照表上における固定資産の額は真実性がないものとなり、固定資産台 帳をもとに計算される減価償却費の金額も誤ったものとなってしまう。

今回の監査においては、財務会計上の固定資産管理システムから無作為に 実査対象をサンプルで抽出し、病院担当者の立会いのもと実査を行った(資 産の実在性の確認)。同時に、実査を行う際に無作為に医療機器等を抽出し、 当該現物が固定資産台帳に適切に記載されているかどうかの確認も行った (資産の網羅性の確認)。

<実在性検証>

今回の監査においては 30 件の物品を抽出して実査を行った結果、30 件中 25 件については現物を確認できたものの、残りの5件については現物を確認 することが出来なかった。

現物を確認することが出来なかった資産は以下のとおりである。

① 一般撮影用 X 線撮影装置

・資産番号:00000102015200-00

·取得日:平成11年3月31日

• 勘定科目:器械備品

・取得価額:16,795,332円

· 帳簿価額:839,767 円

② 手術用ドリル マイクロマックス

・資産番号:0000000000320-00

·取得日:平成15年03月06日

• 勘定科目:器械備品

・取得価額:7,580,000円 ・帳簿価額:379,000円

③ 光学視管 30°

・資産番号:000000002670001-00

·取得日:平成18年03月14日

• 勘定科目:器械備品

・取得価額:1,142,857円

·帳簿価額:57,143円

④ 内視鏡用汎用トロリー

・資産番号:00000002700506-00

·取得日:平成19年03月09日

· 勘定科目:器械備品

·取得価額:1,065,150円

· 帳簿価額:53,258 円

⑤ X線保持器・昇降撮影テーブル

・資産番号:00000002749001-00

•取得日:平成19年09月30日

· 勘定科目:器械備品

取得価額:1,800,000円

·帳簿価額:504,000 円

以上のように、サンプルで抽出した資産のうち 5 件の資産について、すでに除却され現物がないにもかかわらず固定資産台帳に実在する資産として登録されていた。担当者に質問したところ、上記資産はいずれも上述した匠システム上は除却処理されているとのことであった。すなわち、資産を除却したという情報が財務会計上の固定資産管理システム上に反映されず、財務会計上の除却処理が漏れていることに起因するものであると考えられる。

<網羅性検証>

今回の監査においては、上記実在性の検証の一方で、実査を行う際に無作為に医療機器等を抽出し、当該現物が固定資産台帳に適切に記載されているかどうかの確認も行った。具体的には 15 件の物品を抽出して固定資産台帳と

の突合を行った結果、4件の物品について固定資産台帳との整合を確認することが出来なかった。これら 4件は見るからに古い物品であり、そもそも固定資産計上されていたかどうかも不明であるが、整理番号を記したシールは添付されていた。そもそも中央病院ではこれらの整理番号が固定資産台帳上の資産番号と一致しない物品が多数存在するため、現物が間違いなく固定資産台帳に記載されている資産なのかどうかについて判断することが困難な状況である。

改善の方向 性

以上のように中央病院では、少なからず固定資産台帳と現物の整合がとれていない資産が存在すると推測される。このまま病院内部での実査が行われないとすれば、現状での固定資産台帳と現物の不整合が解消されることはない。ただし、多数の固定資産を保有する中央病院において、ただちにすべての固定資産の実査を行い、固定資産台帳と現物の不整合を解消せよというのは限られた経営資源のもとにおいて不可能である。よって、今後は病院側で実現可能な実査計画を策定し、その計画に基づいてすべての固定資産を実査する必要があるものと考える。その際には現在整合が取れていない固定資産の資産番号を整理し、固定資産管理システムと現物の整合を図ることによって実効性のある固定資産管理が可能になるものと考えられる。また、実査の手順、報告内容等を明らかにするため、内部規程の中に固定資産実査を盛り込むべきである。

No.	29~30	部局名中央病院				
指摘・意見	見区分	指摘及び意見				
概要	29 旧北本町共同宿舎及び旧看護師宿舎(若葉寮)については現在遊休状態					
	にあり減損の兆候が認め	oられるが、減損処理が行われていない。 【 指摘】				
	30 旧北本町共同宿舎及び	旧看護師宿舎(若葉寮)はこのまま放置しておく				
	のではなく、売却を視野	「に入れた意思決定が望まれる。【意見】				
指摘・意見	減損会計とは、平成 26 年	度の地方公営企業会計制度改正により導入された				
の内容(発	ものであり、地方公営企業	法施行規則8条3項2号は、「固定資産であって、				
見した事	事業年度の末日において予	測することができない減損が生じたもの又は減損				
実)	損失を認識すべきものにつ	いては、事業年度の末日において、帳簿価額とし				
	て、その時の帳簿価額から	、生じた減損による損失又は認識すべき減損損失				
	の額を減額した額を付さな	ければならない」ものとしている。				
	固定資産の減損とは、資	産の収益性の低下により投資額の回収が見込めな				
	くなった状態であり、固定	資産の減損処理とは、そのような場合に、一定の				
	条件の下で回収可能性を反	映させるように固定資産の帳簿価額を適正な金額				
	まで減額する会計処理をい	う。この減損処理を行うことにより、過大な帳簿				
	価額の適正化が図られるだ	けでなく、経営成績の悪化を早期に明らかにする				
	ことにより早めの対応策が	可能となる。				
	県立病院課においても、	減損会計導入時に減損処理の適否について検討を				
	行ってはいたものの、減損	の兆候(資産又は資産グループに減損が生じてい				
	る可能性) はないと判断し	て減損処理を行っていない。県立病院課が当時派				
	揖処理を必要としないと判	断した経緯は以下の通りである。				
	まず、減損の兆候を判断	する際には固定資産のグルーピングを行う必要が				
	あり、病院事業は施設ごと	にグルーピングし、遊休資産や賃貸用不動産があ				
	れば個別資産ごとにグルー	ピングを行うべきである。この点につき、県立病				
	院課はグルーピングの単位	として A 中央病院、 B こころの医療センター、 $($				
	各職員宿舎、D 宿舎跡地と	している。A 及び B のグルーピングは良いとして				
	も、C各職員宿舎及びD宿っ	舎跡地については現在使用しているものもあれば				
	完全に遊休となっているも	のもあるため、使用中のものと遊休状態にあるも				
	のは区分し、遊休状態のも	のは個別にグルーピングすべきものであったと				
	えられる。					
	次に、グルーピングした	単位ごとに減損の兆候を判定することとなるが、				
	この際の判断基準は以下の	4 つであり、このうち1つでも該当するものがあ				
	れば減損の兆候ありと判断	される。				
	① 業務活動から生ずる	損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス				
	(2年連続マイナスで	で当年度も明らかにプラスにならない)				
	② 使用範囲又は使用方法	去について回収可能価額を著しく低下させる変化				
	③ 経営環境の著しい悪化	Ł				

④ 市場価格の著しい下落(帳簿価額から少なくとも 50%程度以上下落)まず①について、県立病院課では、A 中央病院、B こころの医療センターともに損益又はキャッシュ・フローについて当年度はプラスであると予測し減損の兆候はないものと判断している。ここで、C 各職員宿舎及び D 宿舎跡地についてもグルーピングを行った以上検討しなければならないが、その検討を行っていない。

次に②についてであるが、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(稼働率の大幅減など)はないと判断している。しかし、資産又は資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていないことも使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化に該当するものであり、減損の兆候はあるものと判断されることになる。

以上より、少なくとも現在遊休状態にある旧北本町共同宿舎建物及び敷地、 旧看護師宿舎(若葉寮)建物及び敷地については減損の兆候ありと判断でき る。

旧北本町共同宿舎及び旧看護師宿舎(若葉寮)の概要は以下の通りである。 なお、両物件とも将来売却の可能性があり、売買への支障が出ることを考慮 して、簿価の記載は省略した。

<旧北本町共同宿舎>

【土地】

· 住所: 出雲市今市町北本町3丁目

・面積:996 平方メートル

·取得日:昭和43年12月10日

【建物】

·住所:出雲市今市町北本町3丁目

・面積:901 平方メートル(物置、ポンプ庫含む)

・取得日:昭和44年8月11日







上記旧北本町共同宿舎については、入居者はおらず完全に遊休状態となっており減損対象資産であると考えられる。病院としてもすでに売却の意思決定を行っており、売却先を探している状況である。現状では土地建物一括で売却を予定しているが、建物はかなり老朽化しており、建物込みでの売却は難しいのではないかと考えられる。付近は閑静な住宅街であり、土地のみであれば売れる可能性は十分にあるのではないだろうか。建物の解体撤去費用も相当程度発生するものと想定されるが、今のまま売れ残るよりは建物を解体して更地として売りに出すほうが売れる可能性は高い。仮に更地として売却できるのであれば、売却収入から解体費用を差し引いても病院にとっては十分にプラスのキャッシュ・フローが見込まれる。

<旧看護師宿舎(若葉寮)>

【土地】

・住所:出雲市渡橋町 161 番地 ・面積:2402.64 平方メートル ・取得日:昭和48年1月5日

【建物】

·住所:出雲市渡橋町 161 番地

・面積:1386.67平方メートル(物置、プロパン庫含む)

·取得日:昭和49年8月22日







上記旧看護師宿舎(若葉寮)については、建物は一部倉庫として利用しており、土地は出雲市に一部賃貸している状況であり、当初の予定とは異なる用途に転用している点で減損の兆候ありと判断することが出来る。また、上述した旧北本町共同宿舎とは異なり一部利用はされているが、このままの状況で保有し続けるのは今後のキャッシュ・フローに鑑みると得策とはいえないため、売却も視野に入れて意思決定を行っていただきたい。

改善の方向

【意見】

性

上記旧北本町共同宿舎及び旧看護師宿舎(若葉寮)に関しては、保有していることにより固定資産税相当額を毎年交付金として出雲市に支払っている。 当該遊休資産を売却してしまえば売却収入を得られるだけでなく、今後交付金という支出負担を軽減することが出来る。いずれも十分なスペースの土地があるため建物を病院負担で取り壊してでも売却をするといった意思決定が必要ではないだろうか。

【指摘】

一方で、上記の減損の兆候がある資産については、売却如何に関係なく、 過大な帳簿価額の適正化を図り、経営成績を適切に把握するためにも減損処 理が必要である。

3.棚卸資産

No.	31	部局名	中央病院			
指摘・意見	 包分	指摘				
概要	実地棚卸に基づく棚卸集	計表と貸借対	対照表上の棚卸資産の金額が相違して			
	いる。また、実際に実地棚卸を行った際の手書きの棚卸表が廃棄されている。					
指摘·意見	平成27年3月31日の棚卸集計表の金額は132,168,337円であるにもかか					
の内容(発	わらず、貸借対照表上の棚賃	即資産(貯蔵	品)は 136,315,704 円となっており、			
見した事	棚卸資産が 4,147,367 円過	大に計上され	にていた。			
実)	棚卸資産の計上額はその	大小により	経営成績が直接左右されるものであ			
	り、帳簿上の在庫と実際の	在庫の差異を	と検証してその原因を調査することに			
	より効果的かつ効率的な棚	卸資産の管理	里に役立てることができるため、正し			
	い棚卸資産を把握すること	は病院経営に	こおいても非常に重要なことである。			
	また、今回の誤りは伝票と	根拠資料の事	を合性の確認がなされていなかったこ			
	とに起因するものである。	伝票を起票す	トる際には根拠資料に基づいて行うべ			
	きであり、起票された伝票	については、	誤りがないかを上長等が確認する体			
	制を構築する必要がある。					
	さらに、事務局職員と物流	受託業者によ	こって行われた実際の手書きの棚卸表			
	が廃棄されている。棚卸は	、単にその数	女を数えるのみではなく、期限切れ在			
	庫の把握などの品質のチェ	ックを行うた	とめの重要な手続きである。この棚卸			
			明卸の証跡を示す原始証憑であるため			
	少なくとも年度末の手書き	の棚卸表は係	R管すべきである。			
改善の方向		料に其づき正				
性			スは避けられない。よって、仕訳伝票			
1-1						
	の入力者以外の者がチェックする体制を構築していただきたい。 上記のように、仕訳伝票の入力は根拠資料に基づき行われるべきものであ					
			び必要不可欠のものである。今回の事			
			ルた手書きの棚卸表は棚卸の証跡を示			
			この手書きの棚卸表は保管すべきであ			
	る。					

No.	32	部局名	中央病院			
指摘・意見	見区分	意見				
概要	診療材料及び医薬品等に	ついて、業績	皆 からの請求金額のチェックが働い			
	ていないため、過大請求の	リスクを軽減	載するために何かしらのチェックを			
	行うべきである。					
指摘·意見	中央病院は、物流受託業	者K社との間	間で平成 27 年 4 月 1 日から平成 30			
の内容(発	年3月31日を契約期間とす	よる統合物流 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	管理業務委託契約を締結しており、			
見した事	診療材料及び医薬品等に関	して納品検収	又及び各病棟への配布等の業務を包			
実)	括的に委託している。					
	中央病院においては診療	材料や医薬品	品に係る材料費が総費用の約 20%近			
	くを占めており、中央病院	の経営におい	いて重要なウェイトを占めている。			
	この点につき中央病院は、	病院の医療の	り向上と健全な経営管理に資するた			
	め、医薬品については「薬	事委員会」、「	診療材料及び医療消耗備品について			
	は「診療材料等検討部会」	を設置し、図	医薬品、診療材料等の採用及び削除			
	や効果的、効率的な運営管	理などについ	いて検討しており、この点は評価す			
	べきところである。					
	他方で、今後改善を要す	るのは請求会	金額のチェックについてである。通			
	常、病院に限らず購買業務	においては、	①発注、②納品検収、③相手方か			
			が存在する。今回の監査において把			
	_		おける相手方からの過大請求のリス			
			青求額が妥当であるかどうかのチェ			
		-	を行い、その結果積み上げられた納			
			0行うことが出来る。しかし、中央			
			に委託しているため、仮に過大請求			
		<u> </u>	しまう可能性がある。もちろん取引			
			とっても契約解除のリスクを背負っ			
			考えにくい。ただし、人間が業務を			
	行う以上は人為的なミスの可能性はゼロではない。よって、誤った請求が					
		けるようなチ	エック機能を働かせていただきた			
	V,					

改善の方向 性

過大請求にかかるリスクは上述したが、納品検収及び請求金額のチェックをすべて病院側で実施するようなことは実務上不可能であり、費用対効果を勘案して業務を委託した意味がなくなってしまう。しかし、リスクがある以上はなにかしらのチェック機能は必要であり、例えば品目ごとに月次消費量を把握して異常な変動がないかどうかをチェックする、あるいは月次で品目を内部で決めておき、当該品目だけは内部で消費量を把握しておき、月次で請求書と突合するなどの工夫をしていただきたい。

4.その他資産管理

No.	33	部局名	中央病院
指摘・意見	 包分	意見	
概要	公印管理が規程に沿ってな	されていない	\' 0
指摘·意見	公印の管理について、島村	退県病院局事	「務処理規程ではその第 33 条 1 項にお
の内容(発	いて「公印の使用を必要と	するときは、	当該文書に起案文書を添え、公印取
見した事	扱主任の審査を受けなけれ	ばならない。	」と定められ、さらに同条3項におい
実)	て「公印取扱主任は、(中略	子) 公印の使	用を認めたときは、当該起案文書の所
	定欄に公印使用済みの印を	押し、又はそ	その旨をシステムに登録しなければな
	らない。」と定められている) ₀	
	中央病院において公印使	用簿を閲覧〕	したところ、公印使用簿には「・年月
	日・管理者印 or 病院長印・	件名•宛先	・発議課名・審査・契印」欄が設けら
	れており、「・年月日・管理	!者印 or 病院	長印・件名・宛先・発議課名」は適切
	に記載されているが、規程	に沿った様式	たではなかった。
	公印は現在でも行政手続	の内部統制_	上必要なだけでなく、県財産の処分や
	行政上の権利義務の発生に	大きくかかれ	わる重要なものであり、規程に沿った
	適切な管理が望まれる。		
改善の方向	病院は規程に沿った様式	に改めた上っ	で、公印の適切な管理を行うべきであ
性	る。		

No.	34	部局名	中央病院			
指摘・意見	見区分	指摘				
概要	金庫内の現金及び預金通帳	全庫内の現金及び預金通帳等が適切に管理されていない。				
指摘・意見	現金及び預金等の現金同	等物は横領・	着服等の不正リスクが相対的に高く、			
の内容(発	その適切な管理は非常に重	要である。「	中央病院では、基本的に事務局で現金			
見した事	を取り扱うことはないとの	ことであるカ	、 例外的に資金の前渡等があるため、			
実)	その管理には細心の注意を	払う必要があ	っる。			
	今回の監査においては、	病院局長室及	び事務局の金庫内実査を行った。			
	いずれの金庫についても	暗証番号は主	E担当 1 名、副担当 1 名が管理してい			
	る。					
	病院局長室金庫には預金	証書が保管で	されており、保管状況に問題はなかっ			
	た。					
	事務局金庫には通帳、印	鑑、切手受拮	ム簿、タクシーチケット、拾得物、資金前渡金			
	が保管されており、昼の時	間帯は鍵がた	かかっていない状況である。金庫内で			
	病院の通帳及び通帳印がそ	れぞれ別の事	手提げ金庫に入れられているが、どち			
	らの手提げ金庫も鍵はかか	っておらず、	通帳と印鑑を持ち出そうと思えば誰			
	でも持ち出せる状況になっ	ている。この	りことが直ちに問題となるわけではな			
	いが、不正使用防止のため	にもせめて目	印鑑は鍵付きの手提げ金庫で保管して			
	いただきたい。					
	次に、金庫内に保管されて	ている前渡金	についてであるが、DMAT(医師派遣)			
	資金前渡金が金庫内に 200,	000 円、解剖	謝金資金前渡金が金庫内に 40,000円			
	あるが、いずれも資金前渡	分を管理する	るための帳票である資金前渡整理簿に			
	記載されていない。このよ	うな処理の過	屋 れは現金の紛失や処理のミスにつな			
	がりかねないため、現金が	がりかねないため、現金が動いた際には速やかに整理簿への記載を行い、か				
	つ実際の現金在高との照合	実際の現金在高との照合を行うべきである				
改善の方向	現金及び通帳等の現金同	等物の管理は、内部管理の基本であり、この部分				
性	の管理がおろそかになって	いるようでに	は病院内の他の部分についての管理体			
	制にも影響を及ぼしかねな	いため、その)管理は徹底していただきたい。			

5.その他	左前					
No.	35	部局名	中央病院			
指摘・意見	見区分	意見	意見			
概要	総勘定元帳の「摘要」欄が未記入となっている仕訳データが散見され、取					
	引の検索に時間がかかるなど、元帳の機能を阻害している。					
指摘・意見	中央病院の総勘定元帳を	閲覧した	ところ、下記のように、	、「摘要」欄が未記		
の内容(発	入の状況を確認した。(ここ	ろの医療	マンターではこうした	状況はなかった)		
見した事	勘定名	排		金額(百万円)		
実)	賃金	111	93	408		
	報酬		25	30		
	法定福利費		32	464		
	厚生福利費		99	3		
	報償費		39	6		
	旅費交通費		88	5		
	旅費(研究研修費)		646	20		
	研究雑費(研究研修費)		424	6		
	この原因は、会計処理と	 して伝票 <i>。</i>	 入力をする際に、「件名	;」「内容」「摘要」		
	を入力するが、総勘定元帳	には「摘	要」のみが表示される	ためとのことであ		
	 る。もちろん、それぞれの仕訳について、「件名」「内容」さえ記載されてい					
	れば、伝票まで遡ることで	どのよう	な取引であったかを確	認することはでき		
	る。					
	経営課をはじめ事務局で	は普段は	総勘定元帳など、あま	り参照しないのか		
	もしれない。しかし、いちい	いち伝票に	こ戻って取引を確認すん	るのは効率が悪く、		
	これでは取引の検索が容易	らであると	いう総勘定元帳の意	味が半減してしま		
	う。					
改善の方向	以下のいずれかの対応が望	9 ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Ü		
性	① 基本に戻り、伝票入力の際の「摘要」記載を徹底すること					
	② システムを変更して	. ,	「内容」「摘要」を統合	し、それを総勘定		
	元帳に表示させるこ	ع.				

6.委託

No.	36	部局名	中央病院			
指摘・意見	見区分 指摘					
概要	検体検査業務委託に係る	入札事務が通	適切に行われていない。			
指摘・意見	検体検査業務について、	A社とB社	との総合評価方式での入札が行われ、			
の内容(発	金額的には6千万円ほどB	社が下回っ	た。また、検体検査業務総合評価委員			
見した事	会の企画提案の評価点も僅	差で B 社が記	高く、委員会としては B 社を優秀提案			
実)	としたが、判断は病院にゆ	だねることと	こした。			
	病院はこの委員会の選定	結果ではなく	、、A 社を落札者とした。その理由は B			
	社の出雲市内の検査施設が	業務開始前で	である 3 月までに完成するか不明であ			
	ったため、業務の安全性を	優先したとの	のことであった。この病院の判断は正			
	しかったと言えるのであろ	うか。この。	ような判断がまかり通れば、新規業者			
			を得ない。なぜなら、新規業者として			
			礼前に整備することはリスクが高く、			
	落札できてから初めてなし					
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		こ、検体検査業務が滞ることは避けな			
			乱も起こしてはならない。しかし、業			
			クとして問題にするのであれば、当初			
			れておくことが透明な業者選定と言え			
			是案)後に評価基準を追加するような			
	ものであり、入札事務の常		-			
			約の委託料では約4億円と、最大の金			
			定が求められる。そのための手続きを			
			のような決定が可能であれば、なんら			
改善の方向	随意契約と異なることはな		一続さ日本が無駄となる。 新規参入者の設備投資の必要を勘案し			
性	て入札時期を前倒しする	•				
江	. , .,,, = .,,,		。 るよう、入札や企画提案競技に関して			
			切よ ノ、ノハに、正画成未就以に因して			
	規程を整備する必要がある。 ③ また、事前に評価項目と点数基準を公表し、事後には評価点数を含む結果					
	を公表すべきである。	- M	コダン(子 区(Closh 画/m ※)と自己加水			
		系が非常に诱	明性の高い制度を構築、運用し、相当			
			の組織なのであるから、是非、入札や			
	業者選定の方法に関して	- 9 ,				
	,,,,,, <u>=</u> , = ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

7.勤務体制・モチベーション

No.	37	部局名	中央病院、医療政策課
指摘・意見区分		意見	

概要 │県は、中央病院への時間外救急の集中を緩和する策を講じるべきである。

指 摘・意 見 内 の 見 を 見 し

た事 実) 本来、中央病院は三次救急を担当している。一次救急(休日夜間急患センターや在宅当番医)、二次救急(入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療、当番制や共同利用で行う)で手におえない重篤な患者や多発外傷のある患者、複数診療科にわたる特に高度な処置が必要な患者を担当するのが本来の姿である。 重篤な患者が集まるのは機能上当然と言える。以下には、出雲圏域での救急受入実績を示す。

出雲圏域救急受入実績

平成26年度病床機能報告

		休日	休日診察延べ数			夜間診察延べ数			による受入
		総数	シェア	うち入院	総数	シェア	うち入院		シェア
中央病院	3次	5,121	46.8%	808	9,628	49.3%	1,877	4,280	55.7%
島根大学付属病院	3次	3,727	34.1%	457	7,451	38.2%	1,161	2,460	32.0%
出雲市民病院	2次	171	1.6%	10以下	44	0.2%	10以下	168	2.2%
出雲徳洲会病院	2次	755	6.9%	129	812	4.2%	177	316	4.1%
出雲総合医療センター	2次	1,162	10.6%	113	1,579	8.1%	215	462	6.0%

出雲市調べ(平成26年度実績)

			診察延べ数	ţ
		夜間	小児科	1,092
出雲市休日・夜間診療所	1次	休日	内科 小児科	4,126

休日=日曜日及び祝日、年末年始 夜間=休日を除く診療時間外

しかし中央病院のウェブサイトによると、「当院の救命救急センターは、大きな三つの役割を担っています。救急外来、重症患者の治療を行う集中治療室、病院前救急医療。当院の救急外来には年齢、重症度を問わず年間約24,000名前後の患者さんが来院されます。最近は多少軽症患者が減少し、重症患者(約3%前後)が増加する傾向にありますが、依然として受診患者のほとんどが軽症患者(70~80%前後)になっています。救急車による搬送は年間約3,300件程度」であるとのことである(平成25年10月現在)。これらの患者をまず救命救急医が診察し、必要に応じ、24時間体制で待機している各診療科の専門医が診察する流れとなっている。同ウェブサイトにもあるが、中央病院は地域医療最後の砦であるため、救急患者は原則断らないことにしている。今回、現場の医師からの聞き取りでも二次救急他の医療機関では専門外であるなどの理由で救急の診察が中央病院に回ってくる場合もあるという意見もあった。また、軽症患者が休日夜間に受診する「コンビニ救急」の問題点についても、島根県も例外ではないと思われる。

この結果、中央病院の救命救急センターは 24 時間、また時間外ほど多忙となっている。もちろん患者を断ることは中央病院の存在意義からしてできないであろう。しかし、あまりに救急の現場の稼働が高まるようだと、医師の対応能力にも限界が生じ、医療過誤も起きやすくなる。ひいては県民自身が自らそのインフラである中央病院の存立基盤を揺るがすことになりかねない。

これはもちろん一病院の問題ではない。県民全体の意識の変革が望まれる。

改善

① 実態把握

の方 向性 県は、一次、二次救急への搬送の状況と救急の受け入れ実態を把握し、一次、二次救急が機能する環境を維持することが望まれる。

② 県民への広報

また、県民に対する広報を積極的に行い、まずは「かかりつけ医」を持つことを訴えなければならない。その上で、明らかな軽症の場合、本来は昼間にその「かかりつけ医」を受診することや、そうはいっても判断が難しい場合、救急であってもまずは一次救急を受診するよう、根気よく働きかけることが必要である。また、夜間に小児の状態が心配な時に、明日まで待てるかなどを相談できる小児救急電話相談(#8000)などの普及啓発にさらに努めることも必要である。

③ 選定療養費

こうした外来の機能分化を国も進めており、平成 28 年 4 月より一定の規模を有する病院は、救急車による搬送や、重症である場合を除き、紹介状がなく外来を受診する場合は、5,000 円以上の選定療養費の徴収を義務化する方針とされている。

現在、中央病院では、紹介状がない場合に選定療養費として 3,240 円を徴収しているが、救急患者が集中している現状を鑑みて、適切な金額の設定を行い、医療機関の役割分担を推進していたただきたい。

			T			
No.	38	部局名	中央病院			
指摘・意見	見区分	意見				
概要	会議体の数、参加者の数	や会議にかり	ける時間を定期的に見直し、専門職の			
	負担軽減と医療の安全・質の向上を図るべきである。					
指摘・意見	中央病院の会議体は、公式なものだけで、病院の最高意思決定機関である					
の内容(発	管理会議(構成メンバー42	名)、管理会	議提出事案について、あらかじめ幹部			
見した事	だけで話をする企画会議(株	構成メンバー	-12名、院長、副院長、各局長、総務・			
実)	経営両部長で構成)のほか	に、58 の委	員会とそれらに付属する 55 のワーキ			
	ンググループ(WG)等があ	らる。会議体	の人数は必ず複数名であり、医師数は			
	117人(平成 26 年度末現在	E) であるか	ら、ほとんどの医師はどれかの会議体			
	に参加していることになる	。もちろん、	開催頻度もまちまちであるし、医師			
	により関わっている会議体	の数には相当	省のばらつきがある。			
	委員会には診療報酬を得	るために必っ	ず設置しなければならないものも多い			
	が、委員会や WG 等の数が	5、58 ♦ 55	というのは多すぎるのではないだろう			
	か。今回の監査ではそれぞ	れの会議体は	こついて、個々に必要性や議事の状況			
			師その他の専門職へのインタビューか			
			こであった。専門職の方々にとっても、			
			を本来の業務である患者への診察、検			
			充てる方が有意義である。会議には情			
			青報を得るためだけであればイントラ			
		議の結果と	詳しい資料を共有する仕組みを構築す			
	れば済むことである。					
			く、部長、課長、副科長、師長、局次			
			の状況の周知徹底を図るために H26 年			
			いる。平成27年度は同協議会におい			
			況を踏まえた経営方針に関する話が病			
-1 May 1 1	院長よりなされている点は					
改善の方向			女の削減やペーパーレス化に取り組み、			
性	. ,,,,,,,		ころであるが、さらに医師、看護師等			
			と質の向上を図るため、会議への参加			
			うな工夫により会議を実質的な議論の			
		に行われてい	ハることもあろうが、徹底を図ってい			
	ただきたい。	「/ar 과 비·ㅋ 비	마소····································			
			出すのか」を明確に定義する			
			るよう、また、議事の円滑な進行のた			
	め、あらかじめ資料を) マの味切りナナケン			
	*欠席者にはイントラネ	ットやeメー	ールでの情報共有を行う			

*各開催回で必須の参加者と任意でよい参加者を区分する

2. 委員会・WG 等の開催頻度や存在意義を定期的に(年 1 回程度)見直し、 参加者自身の意見も参考にして、必要最小限の構成・会議開催数となるよう、 さらに効率化に努めるべきである。

No.	39	部局名	中央病院
指摘・意見	見区分	意見	
概要	医療職員の待機について	、手当などの	のインセンティブを工夫することで職
	員の招聘を容易にすべきで	ある	
指摘・意見	待機時間は拘束されてい	るにもかかれ	つらず、手当(待機料)などインセンティ
の内容(発	ブがなく、職員の不満の種となっている。また、待機料がないことは研修医		
見した事	を含む医師の勤務先選定において不利な要素として働いている。		
実)			
改善の方向	募集における効果、現在	勤務中の職員	員のモチベーションアップと実際に勤
性	務する職員へ支給する金額	を比較衡量	して、メリットが大きければ待機料の
	支給を決定していただきた	い。	

No.	40	部局名	中央病院		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	在勤看護師、看護補助者	の負担を軽減	載し、つなぎ留めないと、看護師等の		
	流出により採用費、教育費その他のコストアップ要因になり、また医療崩壊				
	を引き起こしかねない				
指摘・意見	中央病院では産前産後休日	暇、育児休業	取得中の看護師が計76名おり、また、		
の内容(発	育児休業明けで時短勤務を	行っている看	f護師が 5 名いる (いずれも平成 27 年)		
見した事	3 月現在)。社会的には大変	望ましいこ	とだが、彼女らを欠く職場では、中堅		
実)	看護師(20代後半~30代)	に多大な負	担がかかっており、夜勤回数が目安で		
	ある月 9 回をオーバーして	いる人もい	る。このような状態では当該中堅看護		
	師も他病院へ流出する可能	性があり、る	さらに看護師が不足する、そのような		
	病院では働きたくないため	看護師が集る	まらない、さらに流出がおこる、とい		
	う悪循環に陥る可能性があ	る。ひいてに	はギリギリのところで維持している 7		
	対 1 看護や医療そのものが	成り立たな	い可能性も考えられる。医師不足に次		
	いで大きな問題である。				
	また、看護師が頻繁に入	れ替わる状態	態はそれだけで採用費や教育研修費の		
	浪費であり、財務的な効率	_ , , ,			
			前助者 (看護助手) にも言える。		
	看護補助者は、現在のところすべて臨時職員であり、賞与はない。そのた				
	め、正規雇用の受入がある他病院への流出が起きていると聞く。これでは、				
	せっかく看護師の負担軽減に貢献できる看護補助者が業務に習熟する前に辞				
	職することになり、負担軽減どころか逆に負担感を増す要因にもなりかねな				
	٧٠ ₀				
改善の方向	(1)看護師				
性			は、少なくとも金銭的な面で報いるこ		
		•	現在、夜勤回数に応じて手当を漸増		
			ハ人はボーナスも減らすなどメリハリ		
			而のつなぎ留めができれば採用費、教 		
	育研修費のほか、看護師の入れ替わりに伴う数字に表れない負担感が看護局				
		トがあり、非	長期的に見ると財務面でプラスの影響		
	をもたらすものと考える。				
	(2) 看護補助者	militia de la companya della companya della companya de la companya de la companya della company			
			受け入れることは問題がないが、希望		
			とと、看護補助者の中でその他の資格		
		、それらを往	寺遇面でより評価する仕組みを作るべ		
	きである。				

No.	41	部局名	中央病院		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	継続的なコストダウン提	案制度を確立	ですることが望ましい		
指摘·意見	平成 27 年度から、病院長	が「はなまる	る賞」という名の表彰制度を開始した。		
の内容(発	これは、委託企業を含むす	べての職員な	が対象で、さまざまな改善活動や、資		
見した事	格取得、その他の職場に対	する貢献なと	ごの職員の頑張りを認めるものであり、		
実)	半期に1回、8名ずつ、自薦	他薦で総務調	果に提出して企画会議で審議して賞状、		
	記念品を贈るものである。	患者だけでな	なく、病院経営への、これまで陽の当		
	たりにくかった貢献に対して陽を当てる意味でも期待が持てるものである。				
	ただ、日常的にコストダウンの提案を受け付ける制度はほぼない。職員提				
	案制度はあるが、あまり提案はない。今回のインタビューでも、多くの職員				
	から、日頃何らかの無駄や非効率を感じている声もあった。病院全体でそう				
	したものを取り上げ、良い提案は実行していくことが意識の面でも、経営の				
	効率化の面でも必要である。)			
改善の方向	コストダウンに限定して	より規模のク	小さな提案でも受け付け、現場ならで		
性	はの視点で一つ一つは小さ	くとも病院会	全体に波及するもの、大きなコストダ		
	ウンにつながるものを評価	する仕組みる	を整備すべきと考える。インセンティ		
	ブは予算をつける必要はな	く、菓子折り)程度の報奨でも効果があるので、ぜ		
	ひ、経営課にコスト提案窓	口を設けて、	やっていただきたい。仕組みとして		
	機能すれば大きな効果を生	むと考える。			

8.情報	8.情報セキュリティ				
No.	42	部局名	中央病院		
指摘・意	・意見区分 指摘				
概要	医師等が管理する USB メモリの紛失を未然に防止するために、事務局が管理				
	する USB メモリと同様の管理	方法を採用するな	など、適切な管理方法を検討すべ		
	きである。				
指摘・意	USB メモリの管理等について				
見の内容	1 USBメモリの管理につい	て			
(発見し	中央病院では、中央病院が	が貸与し医師等が	管理する公用 USB メモリ(以下、		
た事実)	「中央病院 USB」という。)	と県地域振興部情	「報政策課が配布し事務局職員が		
	主に使用する公用 USB メモ	・リ(以下、「県 U	ISB」という。) の 2 種類がある		
	が、こころの医療センターで	では、県 USB の 1	種類のみである。		
	いずれも、USB メモリ本	体に、パスワード	ご誤りに対するロック機能、格納		
	データの暗号化、ウィルスラ	チェック機能を有	しており、セキュリティ対策が		
	施されている。				
	中央病院においては、「外	部記憶媒体取扱規	見程」において中央病院 USB の		
	管理、運用方法を定めている 	-			
			接続された機器に接続するUSB		
			SB に限るとされ、中央病院 USB		
			請し、運用管理者は、中央病院		
			長として中央病院 USB を貸与す		
	ることができるとされている	-			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		」として院外に持ち出してはなら		
			理由により院外に持ち出す必要		
			の管理者の許可を受けて院外に		
	持ち出すことができるとされ		T 1 2 F 4 F 4 F - 2 7 3 10		
			·受けた医師等である。つまり、		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		斤で必要性を認めた場合には、当		
	該 USB の院外持ち出しをす	_	イルロ ロッツケィ田 土 (壮) マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			利用及び管理方法について」と		
			よれば、県 USB を台帳管理する		
			等を定期的に実施し、点検結果		
	を月1回情報政策課に報告す		-		
	この点、両病院において、	県 USB は 1 個 1	個台帳管理されており、所属長		

一方、中央病院 USB については、年に1回、医師等に USB を直接持参し てもらって、情報システム管理室担当者による目視確認が行われていた。

が月1回、台帳と実物の突合をするなどして点検し、県情報政策課へ報告が

行われていた

さらに、平成 27 年度から、中央病院では、中央病院 USB について、一時貸出制度を開始し、使用頻度の少ない者などについて、1 週間を限度として USB を貸与するようになった。

また、平成 27 年 5 月から、万が一、病院外にて USB が紛失した場合でも、遠隔操作により内部データを消去できるようにシステム更新を行うとともに、中央病院 USB については、全てにストラップをつけ、紛失防止を図っている。

2 USB の紛失事例

中央病院においては、中央病院 USB の紛失事例が生じている。

その内訳は以下のとおりである。件数は紛失日ではなく、紛失報告があった日を基準にしており、かつ、平成27年9月15日時点までのものである。

年度	件数	所持者	紛失場 所	原因	個人情報 の有無	発見の 有無
平成 24	1件	臨床工学技士	手術室	手術室にて手術着に入 れた状態で取り出すこと を失念し廃棄した。	無し	未発見
平成	2	看護師	救急外来	不明	無し	未発見
25	件	医師	院内	不明	有り	未発見
		看護師	院内	不明	無し	未発見
平成 26	3 件	医師	医療局	作業後に PC から抜去し なかった。	無し	未発見
20	1+	医師	医療局	作業後に PC から抜去し なかった。	有り	未発見
		医師	院内	不明	無し	未発見
平成	3	医師	院内	不明	無し	未発見
27	件	医師	大研修 室	作業後に PC から抜去し なかった。	無し	発見済み

この他に、県 USB についても、平成 26 年 3 月頃に 1 件紛失事例が生じている。

このように、中央病院では、主に、中央病院 USB について紛失事例が多々生じている。

特徴としては、医師による紛失事例が多いこと、紛失場所が院内ではあるが特定できていないものもあること、紛失した USB の大部分が未発見であること、かつ未発見の中央病院 USB の中には個人情報が含まれているものもあることがあげられる。

USB の管理方法の再検討の必要性

中央病院では、中央病院 USB の紛失事例が多々生じている。

根

紛失した多くの USB は未発見のままで、中には個人情報が含まれている USB も存在し、中央病院 USB については、個人情報流出のリスクが高いものと言わざるを得ない。病院の USB は、暗号化され、差し込み時にパスワードを要求するものとなっており、万が一他人の手に渡った時の情報漏洩に対して一応のセキュリティは施されているものの、絶対の保証はない。早急に管理の強化を行うことが望まれる。

報

ところで、中央病院 USB について、院外持ち出しを許可する権限を有する者は、医師等自らであり、また、県 USB については、月に1回、台帳と実物との突合等による点検が実施されているが、中央病院 USB については、年に1回しか実施されていないなど、中央病院 USB については、県 USB よりも、管理方法が緩和されていることが伺われる。

医師等が学会等で院外に USB を持ち出す必要性があることや、日々多忙な業務を行っており頻繁に USB の点検等を実施することが困難であることは理解できるが、個人情報漏洩による患者あるいは社会からの信用喪失等の病院が被る不利益を考えれば、USB は病院としての根幹にかかわる重要財産であり、中央病院 USB と県 USB とで異なる取扱いをすべきではない。

他方で、中央病院 USB にストラップをつける取扱いを開始したことや、万が一、当該 USB が病院外で紛失した場合に遠隔操作により内部情報を消去できるようシステム更新がされたことは評価できるが、内部情報の遠隔消去は紛失後の対策であって、USB の紛失を未然に防止するための対策として効果的かは疑問である。

したがって、中央病院 USB の紛失を未然に防止するために、県 USB と同様の管理方法を採用するなど、適切な管理方法を検討すべきである。

9.事務効率:正確性

No.	43	部局名	中央病院	
指摘・意見	見区分	意見		
概要	医療事務委託業者である	S 社による	医療事務計算、特に施設基準への準拠	
	を示す数値の結果の正しさ	を事務局はす	- エックすべきである。	
指摘・意見	病院では、施設基準への	適合を示す数	女値の計算を S 社に委託し、たとえば	
の内容(発	看護配置の実績、重症度・	看護必要度、	平均在院日数など、詳細なデータを	
見した事	月次で報告を受けているが	、その結果に	こついて、その都度県職員である事務	
実)	局では検算など独立した視点からの評価を行っておらず、施設基準届出のつ			
	ど、施設基準を満たすかの確認をしているのみである、これでは委託業務に			
	対する牽制として不十分である。			
改善の方向	詳細な点について一つ一	つの計算を研	権認することは必要ではないが、他の	
性	指標や患者動向、病棟別、診療科別の繁閑の状況など院内の状況との整合性			
	や、ポイントとなる数字だけでも事務局職員がサンプルを抽出してチェック			
	を行うべきであると考える。	0		

1.戦略·事業管理

No.	44	部局名	こころの医療センター		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	地域外から患者を集める	ために、児童	 置思春期診療の体制を強化するととも		
	に、新規の専門外来設置を	検討すること	が望ましい。		
指摘・意見	こころの医療センターは	、不採算なな	がら一般会計繰入金を通じて現在の経		
の内容(発	営は安定的に推移している	。しかし、児	見の人口はさらに減少していくことが		
見した事	確実視され、安定した経営	状況を中長期	朗的に維持していくためには、地域外		
実)	からの患者を取り込む必要	がある。			
	そこで重要となってくるの	が、他の地域	或にはない、当病院の独自性である。		
	現在、こころの医療センター	ーでは、専門	診療として、昭和 45 年以来児童思春		
	期病棟を設置しているのに	加え、昭和4	8年には院内義務教育施設(現・若松分		
	校)、昭和 55 年頃からは児童	宣思春期外来	も設置するなどして、児童思春期の患		
	者に特化した診療を行う充	実した体制を	を採っている。ところが、こころの医		
	療センターではこの児童思	春期の患者を	とどんどん受け入れてよい状況にはな		
	い。それは医師・看護師等	のキャパシラ	ティがボトルネックとなっているから		
	である。特に児童思春期診	療では、近年	F、患者の傾向として基礎的生活習慣		
	の指導にかかる負担が増え、	、1人1人に十分な看護ができない時間帯もあると			
	のことである。これではこ	この病院の特色を活かしきれないどころか機能不全			
	の恐れがある。				
改善の方向	せっかくの歴史ある児童	思春期診療る	ヒ院内分校である。これらを活かす受		
性	け皿を医師の確保、看護師	配置の時間	記分など「体制として」整えるべきで		
	ある。地域のラストリゾー	ト(最後の砦)	としての役割は着実に果たしつつ、常		
	に日本で唯一の病院を目指	し続けていた	こだきたい。精神疾患の児童がこぞっ		
	, , , , = , , , , , , , ,	何とかしては	あげられる、という状態を一日も早く		
	作っていただきたい。				
	なお、こうした医師等の	確保が前提で	であるが、さらに県外から患者を呼び		
		•	大人の発達障害など、特定の項目に特		
			けることも検討していただきたい。		
		•	んでいる。精神疾患の患者の比率はも		
			会の喧騒の中より田舎の自然の中の方		
			ろうか。全国で「島根に行けば精神疾		
	患が治る」と言われるよう	な、そんな島	h根の精神医療であってほしいと思う。		

2.固定資	資産			
No.	45	部局名	こころの医療センター	
指摘・意見	見区分	指摘		
概要	病院内部における固定資	産の実査(現	見物確認)が行われていない。少なく	
	とも数年間の計画を立案し	、固定資産第	実査を行うべきである。また固定資産	
	管理システムと現物の同一	物認定ができ	きないため、固定資産システム上の資	
	産番号と同一の番号が記載	された固定資	資産シール等で現物を管理すべきであ	
	る。			
指摘・意見	患者に医療サービスを提	供する上で、	医療機器をはじめとする備品等の固	
の内容(発	定資産はなくてはならない	ものであり、	その管理は非常に重要である。	
見した事	今回の監査では、固定資	産管理システ	テムから無作為にサンプルを抽出し、	
実)	その実在性を確かめるために病院の経営課職員の立会いのもと現物の実査を			
	行った。			
	実際に現物を確認したと	ころ、抽出	したサンプルであろうことは推測でき	
	るが、固定資産管理システ	ム上の資産者	番号と実際に現物に貼付されている固	
	定資産シールの番号が一致	しないため、	すべての抽出したサンプル資産につ	
	いて同一物であることに確	証をもつこ。	とが出来なかった。病院担当者にヒア	

実在性を確認する一方で、網羅性を確かめるために病院内の物品が実際に 固定資産管理システムに適切に登録されているかについても監査を行った。

リングしたところ、現物に実際に貼付されているシールも特に意味はなく、

当該シール番号で管理を行っているわけでもないとのことであった。

実在性と同様、無作為に選んだ現物について、それに相当するであろうと 推測される資産登録が固定資産管理システム上なされていたが、実際に現物 に貼付されている固定資産シールの番号と固定資産管理システム上の資産番 号が一致しないため、同一物であることに確証を持つことが出来なかった。

改善の方向 性

こころの医療センターでは、経営課内部では実査の必要性は認識している ようだが、実際に固定資産の実査が行われていない。一年間ですべての固定 資産の実査を行うことは限られた人員のもとにおいては不可能であるが、少 なくとも数年間ですべての固定資産を実査する計画を立てて実行する必要が あるものと考える。その際に現在整合が取れていない固定資産の番号を整理 し、固定資産管理システムと現物の整合を図ることによって実効性のある固 定資産管理が可能になるものと考えられる。

3.その他資産管理

No.	46	部局名	こころの医療センター		
指摘・意見	指摘・意見区分				
概要	現金及び切手の管理につい	7			
指摘・意見	現金及び切手等の現金同	等物は相対的	りに横領等のリスクが高く、その適切		
の内容(発	な管理の必要性は高い。				
見した事	今回の監査で事務局金庫	の実査を行っ	ったところ、金庫内に職員の私的な現		
実)	金が入った封筒が 2 袋存在	Eした。金額I	的には僅少であるがいずれも病院業務		
	とは関係ないものであり、	実際の病院の	り現金と混同する恐れもあることから		
	私的な現金は本来病院金庫	に入れるべき	ではない。		
	また、切手についても一	定時点におり	ける切手の実際の枚数と切手受払簿上		
	の切手枚数との照合を行っ	た結果、切り	手の実際の枚数と切手受払簿の切手枚		
	数が合わなかった。				
 改善の方向	しばしたよるに、床腔の	人 唐内に贈り	量の私的な現金を保管することは、実		
性	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		せん もの ないな ないないないない		
江	,,,		こめ呈よしいものではない。 たたし、 金を職員個人の机の引き出しにしまっ		
			きかねない。したがって、そのような		
			ておくのはやむを得ないかもしれない		
			するなど病院の現金と混同することの		
	ないような形で保管する必				
		-	り職員が毎月一回は切手の実際の枚数		
			などして、このような状況が生じない		
	ような体制を構築していた				
			は、内部管理の基本であり、この部分		
	の管理がおろそかになると	と他の部分にも影響を及ぼしかねないため、その管			
	理は徹底していただきたい。				

No.	47	部局名	こころの医療センター		
指摘・意見		意見	ここのの区域にマブ		
概要	入院患者からの預り金(小遣金)について、支出の根拠資料となる領収書				
() () ()	等のチェックが行われていないため、帳簿と支出根拠資料との整合性の確認				
	寺のアェックが打われていないため、帳牌と又山根拠資料との登合性の確認 を行うべきである。				
指摘・意見	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	け 「自相目			
の内容(発	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		出こころの医療センター人院患者小追 用品の購入等に必要な当月内で消費す		
見した事			田山の購入寺に必要なヨ月内で何負り ・を患者及びその家族から預かり、患		
実)	る性度の金銭(以下・小追 者個人ごとにシステムで管:		を思有及いての家族がり頂がり、思		
天)	, , , , ,		はその保護者から小遣金を預かるの		
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_ ,	は管理が困難と判断され、かつ、家族		
			管理の対応が困難な場合に限定されて		
	へ体優有が返力等の遅出に いる。	より小垣並し	自生の別心が四無は勿口(に収定され)に		
		が串者もし。	くはその保護者との間で行われる際に		
	,	_ ,	践の着服である。実際に他県の病院に		
			ことがあるようだが、この点について		
			て管理を行っており、患者の退院時に		
			を提示したうえで残余金を返還してお		
	,		たうえで受取証にサインをしてもらっ		
			では、実際にこころの医療センターが		
			出し、当該患者のシステムの管理台帳		
	 上の小遣金残高と実際の通	帳残高の照る	合を行った結果、不整合は検出されな		
	かった。				
	ただし、一点留意すべき	点があるため	めここで記載する。		
	患者には、A.自分で金銭を	を管理するこ	とができ、売店等で自ら日用品を購入		
	することが出来る患者と、E	3.自分で金銭	を管理することが出来ないため、各病		
	棟の担当者が小遣金を管理	し、日用品等	等の購入も各病棟の担当者が行う患者		
	が存在している。				
	上記のうち、A.自分で金針	銭を管理する	ことができ、売店等で自ら日用品を購		
	入することが出来る患者に	ついては、こ	こころの医療センターの職員が通帳か		
	ら現金を引出して患者に現	金を渡す際、	日付・金額・看護師サイン・本人サ		
	イン欄のある受取証に記載	がなされるフ	ため、職員が着服する機会はないもの		
	と考えられる。その後患者	がその現金で	で何を買おうが患者の自由である。		
	一方で、B.自分で金銭を管	管理すること	が出来ないため、各病棟の担当者が小		
	遣金を管理し、日用品等の	購入も各病権	東の担当者が行う患者については、各		
	病棟にいわば小遣帳ノート	が存在して	おり、担当看護師が現金増減の生じた		
	都度、月日・項目・収入・	支出・残高を	を手書きで入力している。事務局担当		

者は当該小遣帳ノートに基づきシステム上の管理台帳に入力を行うのみであ

り、特に支出に関して日用品等を購入した際の領収書を添付するような運用 はなされていない。すなわち、病棟の現場にいる看護師が実際にその患者の ために小遺金を使ったかどうかを事務局側で確認することができない。あく までも可能性の話ではあるが、病棟の看護師が小遺金を着服したうえで小遺 帳ノートには日用品を購入したような記載をすれば誰も気付くことが出来な いのが現状である。

改善の方向 性

患者もしくはその保護者にとっては、こころの医療センターに小遺金を預 けることによって日常の金銭の管理から解放される点で有用な仕組みである ことは間違いない。しかし、診療報酬とは異なり、こころの医療センターに とっては単なる預り金であり、ゆくゆくは残余金があれば患者もしくはその 保護者に返還しなければならないものである。その返還の際に不要なトラブ ルを避けるために、日々の小遣金の管理は万全に行う必要がある。

よって、特に上述した B のケースについて、事務局担当者は各病棟からの 小遺帳ノートだけではなく、支出の根拠となる領収書等を同時に回収し、支 出内容及び金額をチェックするというルールを作成して実行していただきた V10

4.勤務体制・モチベーション

No.	48	部局名	こころの医療センター	
指摘・意見	指摘・意見区分			
概要	保険点数に現れない職員の貢献を、インセンティブを伴う形で評価すべき			
	である。			
指摘·意見	作業療法士などの医療技	術職員からに	は、個々の患者によって状態が相当異	
の内容(発	なるため、診療報酬体系が	必ずしも患者	へのケアの量(時間数など)に比例して	
見した事	いない部分があり、プロフ	エッショナル	レとして患者により質の高いサービス	
実)	を施そうとつとめても、そ	れが診療報酬	洲獲得につながらない点にもどかしさ	
	を感じるという声があった。	0		
	また、診療報酬の施設基	準(告示)	で規定されている人数では、実際はす	
	べての患者に十分なことが	提供できなレ	い 点にも言及があった。	
	保険診療報酬体系と現場のニーズが不一致である点については、県に対して			
	改善を求められるものでも	ないが、この	のような状況を病院としてできる範囲	
	で、どのようにフォローし	ていくかが耳	職員のモチベーション向上や、職員確	
	保の点で大変重要となると	考える。		
改善の方向	基準以上に手をかけるこ	とは短期的な	な損益から見ればほめられることでは	
性	ないかもしれないが、以下	の点で長期的	りに見て県政を潤すことになる。	
	① 患者の早期治癒や社会	会復帰に繋が	れば、県税収にも貢献する。	
	② ネット等口コミでよい	/評判として	認知されれば、県外からの患者が増え	
	る。			
	したがって、中央病院で	の「はなまる	る賞」のような、病院や患者に対し顕	
	著な貢献(がんばり)をし	たすべての耶	識員やチームを表彰する制度を、ここ	
	ろの医療センターでも導入	すべきである	る。菓子折り程度の小規模な報奨であ	
	っても、認めることに意義	がある。自劇	薦他薦問わず、病院として何らかの形	
	で報いる制度を確立してい	ただきたい。		

5.事務効率·正確性

No.	49	部局名	こころの医療センター		
指摘・意見	見区分	意見			
概要	職員による現金、ネット通販等での物品購入に制限があり、品質、価格と				
	もに合理的な購買ができない。				
指摘·意見	現状、島根県病院局財務	規程も地方自	目治法 232 条の 5、地方公営企業法施		
の内容(発	行令等の定めに則って支出	の手続きを知	定めており、診療材料や、機器類など		
見した事	現場で必要な備品、消耗品	について、耳	職員による立替購入や、インターネッ		
実)	ト通販での物品購入が認め	られていない	ハ。また、資金前渡以外の方法では職		
	員が現金を扱う取引が認め	られていない	ハ。たとえば、ちょっとした備品を職		
	員が職務で外出したついで	に 100 円ショ	ョップ(以下「100均」という。)で購		
	入しようとしても、原則と	して病院との	の間で取引口座を開設している店舗で		
	の掛け取引でなければ購入	が認められた	ない。また、Amazon 等の通信販売(ネ		
	ット通販)の利用も事実上不	可能である。			
	しかし、物品に関しては	100 均であ	ろうと通販であろうと、病院指定の業		
	者を通すよりも安価かつ手	軽に購入が、	でき、品質には違いがないどころか、		
	むしろ高いことも十分考え	られる。上記	記のような掛けや資金前渡を前提とし		
	た制度は時代に合っておら	た制度は時代に合っておらず、理にかなっていない。また、職員のストレス			
	の元にもなっている。				
	法律の制限であれば致し方ないが、職員のストレス軽減のため、規制の範				
	囲内で工夫をすることが望まれる。				
改善の方向	法律上の制約はあろうが、それに抵触しない範囲で、100均などを利用した、				
性	職員による現金での購入がよりしやすくなるよう、現場の声も取り入れなが				
	ら、物品調達制度を工夫すべきである。				
	① インターネット通販				
	インターネット通販を認めるならば、現場の職員が価格面、品質面で最				
			が可能となる。手間の軽減にもつなが		
			す。ただし、クレジットカード利用が		
			カード利用規約に抵触する恐れがある		
			用するか、Amazon や楽天であればコ		
		ノベイドカー	・ド等を病院として購入し、それを職員		
	が利用すればよい。	h ~11 = 1) - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1		
			ごネット通販でもすでに ASKUL は利		
			代理店経由であり、見積書もサイトか		
			現物との確認も可能で、月締め請求書		
			払ができる普通の掛け取引であるから トカードな前提 k L を取引が難しけれ		
			トカードを前提とした取引が難しけれることで対象な真めているでいただき		
	は、これの利用をさ	りに推進する	ることで効率を高めていっていただき		

たい。

なお、平成 27 年 12 月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」が「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」を出したところである。この中では支出方法としてクレジットカードや電子マネーによる支出、インターネットを利用した物品購入についても行政コスト抑制・事務執行の効率化の観点から提言されており、早晩こうした方法は法律にも明記されることになろう。

② 寄付(立替払いに代えて)

また、立替払いについては、現行法上不可能である。ただ、職員にどの程度のストレスがあるかを見極める必要はあるが、100 円程度であればいったん職員に自費で購入をお願いして、事務局に記録を残しておき、そうした貢献を後日 No.48(職員の貢献評価について)で提案した表彰制度など他の方法で報いるといった方法もあろう。寄付金に特産品で報いているわが国の地方自治体であれば受け入れやすい方法ではないかと考える。

【参考】監査人はあくまで、軽度の物品購入についてさえ、支出負担行為、支払命令を適用する現在の地方自治法の財務制度には合理性を欠く点が多いと考える。確かに一般企業でも全く何の承認もなく立替購入することはありえないが、「立て替えておいていいですか?」の一言で済むことが多い。もし立替購入を認めるならば、現場が必要な時に緊急の必要にも対応でき、購入先を選ぶ負担感や手間の軽減につながる。そもそも立替購入は現金(公金)を取り扱う取引ではない。購入時点では個人の買い物(自腹)であり、公金で支弁されない(病院経費と認められない)リスクは購入する職員の側にある。領収書を添付しての精算申請義務は現場職員に負わせればよい。もちろん購入物品の品質や予算の管理がおろそかになることがあってはいけないから、事務局としては検品と領収書の確認、物品購入予算のコントロールを強化することが必要である。県立病院は自治体の一部でもあるが、独立採算の企業体でもある。県職員や県立病院職員に公立病院の財務について提言できる場があれば、このような当たり前となっている財務上の非合理性について提言していっていただきたい。

監査を終えて

医療の分野は「病院の経営」ということに限定しても、大変専門的で奥が深い。見舞いぐらいでしか病院へ足を運んだことがなかった素人同然の監査人にとって、たかだか 30 日あまりの監査日数の枠内で調べきれるわけがない。このことに後になって気づき、今年もまた大変なテーマを選んでしまったものだと後悔した。

ところで、監査を進めていくうち、県立病院はひとつの企業体でありながら地域のインフラだとつくづく感じた。医療に携わる人は、人の命を救うことを最大の価値とする崇高な思いと誇りをもっておられる。事務局の方も含めて、県立病院は県民の命を守る最後の砦だと繰り返し説かれると、金儲けや効率性のことばかり考える自分を「なんと愚かな存在だ」と感じることもあった。これまで島根でこのテーマを選んだ監査人がいらっしゃらなかったということは、そんな「効率で割り切れない難しさ」も影響したのかもしれない。

しかし、それでも持続可能な医療でなければ逆に県民を不幸にしてしまう。それに「効率で割り切れない」のは民間の病院も、一般企業も同じで、何も県立病院の特殊事情ではない。だから、インフラとしての県立病院の役割は理解したうえで、あえて「効率」、「お金」、「稼ぎ」といった観点で病院を評価することは、自分に与えられた使命だ、と思うことにした。医療は高齢化へ向かう日本の縮図と言ってよく、また間違いなく島根県は高齢化のトップランナーである。とすれば島根の医療の存続を考えることは日本社会の存続そのものを考えるということである。あまり小さな点にこだわらず、そのような大所高所から自由に意見を述べたつもりであるが、中には大変浅薄な論理展開や、医療関係者から見れば笑ってしまうようなレベルの低い記述もあろう。しかし、改善の方向性は誤っていないと信じている。私が最初に所属した事務所は"Think straight, Talk straight."を合言葉として実践していたのを思い出す。その実践を今回も繰り返せたように思う。

また、私は公認会計士だが、数字と書類だけで経営を語ることが嫌いで、人の話を聞く仕事ばかりをしてきた。経営上の課題を率直に反映した現場の生の声をもとに、企業の潜在的課題の発見に貢献もしてきたつもりである。だから今回も、包括外部監査の手続としては邪道かもしれないが、得意な(と思っている)現場へのインタビューを行った。

実際に両病院の幹部及び現場の医師、看護師、医療技術スタッフの方々にお話を伺ってみると、初めは「特に問題ないよ」というご様子の方も多かったが、最終的には、皆さんから日頃感じておられる問題点や悩みをストレートに伺うことができた。途中、それらが現場の悲痛な叫びに聞こえることがあった。財務諸表の上では、「何とかなっている」両病院であるが、局所的には全国で起きている医療崩壊すれずれの状況とさして変わらない状況だと私は受け止めた。

県は西部や隠岐といった、医療資源の確保がさらに厳しい地域も抱える。医療に県境は邪魔なのであるが、現実まだまだそうした地域へのサポートや配慮も県レベルで解決しなけれ

ばならないところに県立病院の今の苦しさがある気がする。しかし、それだからこそ、県立 病院は自立できるだけのしっかりとした戦略を持たなければならないのである。

報

島根の救いは、行政と医師(現場)の関係が非常に良いことである。医師招聘策も全国の 先端を行っている。多彩でクリエイティブな政策には正直、頭が下がる。しかし政策がトッ プランナーであっても、成果が出なければその政策は評価されないことも肝に銘じてほしい。 常に成果を振り返り、時に政策の転換も厭わず、前例にとらわれない柔軟さで、引き続き県 には医師の招聘や定着など、医療のベース(根幹)の維持に全力を挙げていただきたい。そ の過程で報告書に示した県立病院の自立戦略も現実味を帯びてくるであろう。そして、一人 一人の県民も危機感を共有して、それに協力していかなければならない。

さて、インタビューの場において現場の声をできる限り提言として報告に盛り込む約束を したが、反映できなかった声も多々ある。それらについては、私が課題を一般化できなかっ たためで本当に心苦しい思いである。心からお詫びを申し上げたい。

また、それら医療現場の方々や両病院の事務局の方々には、大変多忙な中、スケジュール を調整いただき、監査に多大なご協力をいただいた。すべての方にこの場を借りて厚く御礼 を申し上げたい。この報告書の内容がもし将来何らかの形で病院の財政や県財政の改善に役 立つとすれば、ひとえに長時間ご協力いただいた皆さん自身の日頃の問題意識やアイデアの 賜物である。私はただそれらを拾い上げ紙にまとめさせていただいたに過ぎない。

最後に、1年間ご協力いただいた監査補助者の方々がいなかったら監査はスムーズに遂行できず、また、この報告書も地に足のつかない、内容の薄いスカスカなものになっていたであろう。この場を借りて補助者の皆さんにも厚く御礼申し上げる。昨年度から2年間同じメンバーで仕事ができて本当に良かったと思う。

【平成27年度 包括外部監査の日程等について】

月日	内容
平成 27 年 5 月 14 日	内部協議
平成 27 年 5 月 26 日	内部協議
平成 27 年 6月3日	内部協議 ヒアリング(財政課、人事課)
平成 27 年 6月8日	内部協議 ヒアリング(薬事衛生課、河川課、企業局)
平成 27 年 6月 17 日	内部協議 ヒアリング (出納局)
平成 27 年 6月 24 日	内部協議 ヒアリング(下水道推進課)
平成 27 年 6月 30 日	内部協議 ヒアリング (病院局)
平成 27 年 7月 9 日	内部協議 ヒアリング(議会事務局)
平成 27 年 7月 16 日	内部協議
平成 27 年 7月 21 日	内部協議
平成 27 年 7月 29 日	内部協議
平成 27 年 8月5日	施設視察(中央病院、こころの医療センタ 一)、内部協議
平成 27 年 8月12日	内部協議
平成 27 年 8 月 20 日	内部協議
平成 27 年 8 月 25 日	監査進め方打ち合せ(病院局)
平成 27 年 9月11日	書類調査(こころの医療センター)
平成 27 年 9月 16 日	書類調査(中央病院)
平成 27 年 9月 17 日	書類調査(こころの医療センター)
平成 27 年 9月 29日	内部協議
平成 27 年 10 月 7 日	内部協議

月日	内容
平成 27 年 10 月 14 日	予備調査 ヒアリング(中央病院: 経営課、医事室、情報システム課、施設 管理課)
平成 27 年 10 月 15 日	予備調査 ヒアリング(中央病院: 給与課、 経営課、業務課、総務課)
平成 27 年 10 月 16 日	予備調査 ヒアリング(中央病院:経営課、施設管理 課・こころの医療センター)
平成 27 年 10 月 20 日	予備調査 ヒアリング(こころの医療センター)
平成 27 年 11 月 2 日	内部協議
平成 27 年 11 月 16 日 ~18 日	本調査 ヒアリング(中央病院)
平成 27 年 11 月 19 日	本調査 ヒアリング(こころの医療センター)
平成 27 年 12 月 7 日	本調査 ヒアリング(中央病院)
平成 27 年 12 月 15 日	ヒアリング(中央病院)
平成 27 年 12 月 22 日	内部協議
平成 28 年 1月 19 日	内部協議
平成 28 年 2月 12 日	報告書内容検討(医療政策課、中央病院、こころの医療センター)
平成 28 年 2 月 18 日	報告書内容検討(内部協議)

※上記は、協議、レクチャー、ヒアリングのみ記載してあります。別途、各自で協議のための資料作成や報告書作成などを行っています。